東北電原運第30号

令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24 第1項の規定に基づき、令和2年5月29日付、東北電原運第15号をもって 変更認可申請しました、東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 について、下記のとおり一部補正いたします。

記

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文,別添について 以下のとおり一部補正する。

・申請書の本文を添付1のとおり一部補正する。

・申請書の別添を添付2のとおり一部補正する。

変更認可申請書のうち

本文の補正前後比較表

添付1

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち本文の補正前後比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

補正前	補正後	理由
2. 変更理由 (1)原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	 2.変更理由 (1)原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 	
(中略)	(中略)	
(変更する条文)	(変更する条文)	
	(中略)	
(新規)	第9条(原子炉主任技術者の職務等)	変更する条文の追加
	(中略)	
	<u>第74条 (運転上の制限に関する記録)</u>	
	(省略)	
 (2)記載の適正化 第83条(燃料移動)の記載について、<u>女川原子力発電所原子炉施設保安規定との記載の整</u> 	 (2)記載の適正化 第83条(燃料移動)の記載について,<u>適正化</u>を図る。 	記載の適正化
<u>合</u> を図る。		

ω

変更認可申請書のうち

「別添 東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表」の補正

東通原子力発電所原子炉施	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
東通原子力発電所	東通原子力発電所	
原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	
令和 <u>2</u> 年 <u>3</u> 月	令和年月	
東北電力株式会社	東北電力株式会社	

果.迪原子力発電所原子炉施	:設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
佐 ィ	英子 公司	
第1章総則	第1章 総則	
(省略)	(省略)	
 (関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 社長は,第2条に係る保安活動を実施するにあたり,関係法令および保安規定の遵守 が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに,必要に応じ方針を改定する。 2.原子力本部長は,関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力Q MS 安全文化 醸成および関係法令等遵守に係る実施要領」を定める。 	が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。 2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力Q MS 安全文化 <u>管理</u> 要領」を定める。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (文書名称の見直し)
(省略)	(省略)	
(安全文化の醸成) 第2条の3 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、保安の確保を最優先する価値観 が組織の中で形成され、維持され、強化される文化(安全文化)が醸成されるよう方針を定 めるとともに、必要に応じ方針を改定する。 2. 原子力本部長は、安全文化の醸成されるようにするため「原子力QMS 安全文化醸成および関 係法令等遵守に係る実施要領」を定める。 3. 原子力本部長は、安全文化の醸成のための活動に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、安全文化の醸成のための活動批定を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。 (2) の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。 4. 第4条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活 動を実施する。 		原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (第3条(品質マネジメン トシステム計画)に統合)

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表	(令和2年度	東北電原運第30号)

東北電力株式会社

来通床了刀光电灯床了炉加	1.設保女規定変更比較衣(令和2年度 東北電原連弗30号)	東北電力休式会社
変更前	変更後	理由
第2章 品質<u>保証</u>計画) (品質 <u>保証</u> 計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質 <u>保証</u> 計画を定める。	<u>ジメントシステム</u> 計画を定める。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 目的 本品質<u>保証</u>計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全の</u> ための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシス <u>テムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る</u>品質 マネジメントシステム<u>(以下「品質マネジメントシステム」という。)</u>を確立し、実施し、評価確認 し、継続的に改善することを目的とする。 	の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続	
 適用範囲 本品質<u>保証</u>計画は,発電所の保安活動に適用する。 	2. 適用範囲 本品質 <u>マネジメントシステム</u> 計画は,発電所の保安活動に適用する。	
 2. 定義 (1)本品質<u>保証</u>計画における用語の定義は、<u>JEAC4111の定義</u>に従う<u>ものとする</u>。 	3. 定義 本品質 <u>マネジメントシステム</u> 計画における用語の定義は、 <u>以下に定めるものの他品管規則</u> に従う。	
 (2) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することに より、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進 協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。) (3) BWR事業者協議会 国内BWRすラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカ ーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下,本条および第 106条において同じ。) 	 (1) 原子炉施設 <u>原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u> (2) <u>ニューシア</u> 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し<u></u>,活用すること により,事故および故障等の未然防止を図ることを目的として,一般社団法人原子力安全推進 協会が運営するデータベース<u>(原子力施設情報公開ライブラリー)</u>のことをいう。 (3) BWR事業者協議会 国内BWRブラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカ との間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下,本条および第 105条において同じ。) 	記載の適正化 (本保安規定第105条 と共通の用語について明 確化)

-1

変更前	波休女风尼友父比戦农(174727-12) 変更後	来北电力休 <u>以</u> 去位 理由
4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	·4-L*
 4.1 一般事項 (1)第4条に定める発電所の保安に関する組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 	 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質<u>マネジメントシステム</u>計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施<u>するとともに、その実効性を</u>維持する<u>(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)。</u> 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の 重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品 質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について表3-1に記載の「原子力QMS 品質 に係る重要度分類要領」に基づき、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配 分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以 下の事項を考慮することがある。 a. <u>プロセスおよび</u>原子力施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度 b. <u>プロセスおよび</u>原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性 の程度 	 (2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a., b.および c. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考に、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。 a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度 	
e. 運転開始後の原子力施設に対する保守,供用期間中検査および取替えの難易度	 b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼす おそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼ すおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれらにより 生じ得る影響や結果の大きさをいう。) c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していて も発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適 切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響 (3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、 品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品 	
	 (至マネジメント文書」という。)に明記する。 (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセス 	
 (2) 組織は、次の事項を実施する。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を表3-1に記載の「原子力QMS プロセス適用要領」に定める。 b. これらのプロセスの順序および相互関係は図3-1のとおり。 c. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法は、各プロセスの項および関連する要領などによる。 d. これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。 e. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。 	 を組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1 に示す文書で明確にする。 b. プロセスの順序および相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1 に明確に示す。 c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。 d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下「監視測定」という。) に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)。 e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお,補正箇所表示は,補正事項に含まない。

来迪床1万光电//床1	鼓保女規定変更比較衣(令和2年度 東北竜原連弗30方)	東北電力休式会社
変更前	変更後	理由
 f. <u>これらの</u>プロセスについて、<u>計画どおりの</u>結果を得<u>るため、かつ、継続的改善を達成する</u>ために必要な処置をとる。 g. <u>これらの</u>プロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合<u>をとれたものにする。</u> h. 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。 	 f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。 g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響を原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 (4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。 (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、 組織は「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。これらのアウトソ ニスしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの中 で定める。 	 (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。 a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 (6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 	

	設保女規定変更比較衣(令相2年度 東北電原連弗30方)	果北竜刀休式 会社
変更前	変更後	理由
4.2 文書化 <u>に関する一般事項</u>	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	
4.2.1 一般	4.2.1 一般	原子力規制における検査
品質マネジメントシステムの文書は、次の事項を含める。 文書の階層を図3-2に示す。また、	組織は,保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し,当該文書に規定する事項を実施す	制度の見直しに伴う変更
一次・二次文書と保安規定の関連条文を表3-1に示す。なお、記録は適正に作成する。	る。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。	(品管規則の制定に伴う
(1) 文書化した,品質方針および品質目標	(1) 品質方針および品質目標	変更)
(2) 本品質保証計画および「原子力品質保証規程」	(2) 品質マニュアル	
	本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程	
(4) JEAC4111の要求事項を満たす次の記録		
a. マネジメントレビューの結果の記録		
b. 教育,訓練,技能および経験について該当する記録		
c. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な		
し、 米協のフロビハおよいての相木が、安小事項を個にしていることを天証するために必要な 記録		
<u> 山</u> d. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処		
<u> </u>		
e. 原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録		
<u>f.</u> 設計・開発のレビューの結果の記録,および必要な処置があればその記録		
g. 設計・開発の検証の結果の記録,および必要な処置があればその記録		
h. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録,および必要な処置があればその記録		
<u>i. 設計・開発の変更の記録</u>		
j. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録,および必要な処置があればその記録		
k. 供給者の評価の結果の記録,および評価によって必要とされた処置があればその記録		
 プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録 		
<u>m. 業務に関するトレーサビリティの記録</u>		
n. 組織外の所有物に関して,組織が必要と判断した場合の記録		
<u>o. 校正または検証に用いた基準の記録</u>		
p. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の,過去の測定結果の妥当性評価の		
<u>q.</u> 校正および検証の結果の記録		
<u>r.</u> 内部監査の結果の記録		
s. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録		
<u>t.</u> リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録		
u. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録		
v. 是正処置の結果の記録		
w. 予防処置の結果の記録		
(5) 組織内のプロセスの効果的な計画,運用および管理を確実に実施するために組織が必要と決	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要	
定した記録を含む文書	と決定した文書	
	a. 表3-1に示す二次文書	
	b. 表 3 – 1 に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書	
(3) 表3-1に示す JEAC4111の要求事項を満たす文書	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す品質マネジメント文書および品管規則	
	の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	

	故体女风尼友文比较衣(节相乙午及 米化电床座为30万)	米 北电刀林 代 云 化
変更前	変更後	理由
 4.2.2 品質マニュアル (1) 組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画および「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。 a. 品質マネジメントシステムの適用範囲 b. 品質マネジメントシステムについて確立された社内規程またはそれらを参照できる情報 c. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述は、図3-1のとおりとする。 (2) 本品質保証計画 社長は、本品質保証計画を原子力部長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。 (3) 原子力品質保証規程 社長は、「原子力品質保証規程」を原子力品質保証室長に作成させ、管理責任者の確認後、これを承認する。作成にあたっては本品質保証計画との整合をとる。 	 4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質<u>マネジメントシステム</u>計画および原子力品質保証規程<u>に、 次に掲げる事項を定める。</u> (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関<u>する事項</u> (2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関<u>する事項</u> (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステム<u>のために作成した手順書等の</u>参照情報 (5) プロセスの相互<u>の</u>関係<u>(図3-1参照)</u> 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 4.2.3 文書管理 (1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、表3-1に記載の「原子 力QMS 文書管理・記録管理要領」に基づき,保安規定上の位置づけを明確にするとともに、 保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4 に規定する 要求事項に従って管理する。 	 4.2.3 文書<mark>の</mark>管理 (1) <u>組織は,次の事項を含む,</u>品質マネジメント文書を管理する。 <u>a. 組織として承認されていない文書の使用,または適切ではない変更の防止</u> <u>b. 文書の組織外への流出等の防止</u> <u>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じ</u> 	記載の適正化(品管規則 との整合)
 (2) 次の活動に必要な管理を規定する表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」 に基づき管理を行う。 a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 	 た措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持 (2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できる よう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを 含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1に記載の「原子力 QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。 	
 a. <u>死11</u>前に, <u>適切がとりかの観点から文音をレビューし、承認する。</u> b. <u>文書をレビューする。また, 必要に応じて更新し, 再承認する。</u> c. <u>文書の変更の識別および現在有効な版の</u>識別<u>を確実にする。</u> d. 該当する文書の適切な版が, 必要なときに, 必要なところで使用可能な状態にあることを <u>確実にする。</u> e. 文書は, 読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 	 a. <u>m員マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、税訂を承認する(a. と同様に改訂の妥当性を審査し、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)こと。</u> c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第4条に規定する組織の最小単位をいう。)の要員を参画させること。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版 主たは改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 	
 f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。 	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を <u>識別し、</u> その配付 <u>を</u> 管理 <u>すること。</u>	

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
 4.2.4 記録の管理 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>効果的運用の証拠を示すために作成する</u>記録<u>の対象</u>を明確に<u>し、</u>管理する。 記録<u>は</u>, 読みやすく<u>,</u> 容易に<u>識別可能</u>かつ検索<u>可能にする。</u> (2) 組織は, 記録の識別,保管,保護,検索,<u>保管期間</u>および廃棄に関し<u>て必要な管理を規定する</u>表 3 - 1 に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に<u>基づき管理を行う。</u> 	 4.2.4 記録の管理 <u>組織は、品管規則に規定する個別業務等</u>要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>実効性を実証する</u>記録を明確に<u>するとともに、当該</u>記録<u>を</u>,読みやすく容易に<u>内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを</u>管理する。 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を、表 3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に<u>定める。</u> 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
	 5. 経営<u>責任</u>者等の責任 5. 1 経営<u>責任</u>者の<u>原子力の安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って</u>品質マネジメントシステ ムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うこ とによって実証する。 (1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員 が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。)。 (4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源が利用できる体制を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 (8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明す る責任を考慮して確実に行われるようにすること。 	
 5.2 原子力安全の重視 社長は、<u>原子力安全を最優先に位置付け、組織が業務・原子力施設に対する要求事項を決定し、</u> 満たしていることを確実にする(7.2.1および8.2.1参照)。 5.3 品質方針 (1) 社長は、品質方針 (1) 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a. 組織の目的に対して適切である。	 5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、 原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。 5.3 品質方針 社長は、品質方針 (健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。この場 合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対し て影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定してい ること。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。 (1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なも 	
 ・	 (1) 加速(ショド(10)) (2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関 <u>与すること。</u> (3) 品質目標<u>を定め、評価するにあたっての</u>枠組み<u>となるものであること。</u> (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。 	

変更前	変更後	来北电力体式云位 理由
		生日
	5.4 計画	原子力規制における検査
		原子 力 規 前 に わ り る 横 査 制 度 の 見 直 し に 伴 り る 横 査 - 制 度 の 見 直 し に や り る 横 査 - 一 制 度 の 見 の 見 一 の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の し に や り の の し こ や の し こ や の の し こ の で の し こ や の し こ や の し こ の で の し こ や し こ の の し こ や し こ や う の で の し こ の の の の の の の の し に や し こ や し こ や い う の の の の の の の し こ や し こ や し こ や う の の の の の の の つ の の の し こ や つ の の の の つ の の の の の の の の の の の の つ の の の の の の の つ の の の ろ の つ の つ の つ の つ の つ の の つ つ た つ つ つ の つ つ つ つ の つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ
(1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務・原子力施設に対する要求事項を満た	(1) 社長は、 <u>部門において、</u> 品質目標 <u>(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)</u>	
<u>すために必要なものを含む品質目標(7.1 (3)a.参照)が設定されていることを確実にさせる。</u>	が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を	(品管規則の制定に伴う
		変更)
	a. 実施事項	
	<u>b. 必要な資源</u>	
	<u>c. 責任者</u>	
	d. 実施事項の完了時期	
	e. 結果の評価方法	
(2) 品質目標 <u>は、</u> その達成 <u>度が判定可能で、</u> 品質方針と <u>の</u> 整合 <u>をとる。</u>	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その	
	<u>達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、</u> 品質方針と整合 <u>的なものとなる</u>	
	<u>ようにする。</u>	
(3) 組織が行う品質目標の管理は、表3-1に記載の「原子力QMS 品質目標管理要領」に基		
づき実施する。		
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
社長は、次の事項を確実にする。		
(1) 品質目標に加えて4.1 に規定する一般事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構	(1) <u>社長は、</u> 品質マネジメントシステム <u>が 4.1 の規定に適合するよう、その実施にあたっての</u> 計	
<u>築と維持についての</u> 計画を策定 <u>する。</u>	画が策定されているようにする。	
(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメン	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な	
トシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。	変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合に	
	おいては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。こ	
	の場合において,保安活動の重要度に応じて,次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更	
	による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果 に基づき講じた措置を含む。)	
	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	
	<u>c. 資源の利用可能性</u>	
	<u>d. 責任および権限の割当て</u>	
 5.5 責任,権限およびコミュニケーション	5.5 責任,権限およびコミュニケーション	
5.5.1 責任および権限	5.5.1 責任および権限	
	1.3.1 頁におよび確認 社長は、第5条、第9条および第9条の2に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し	
日本(14)、 <u>云仁派住(00)、福福</u> 派(住),「福務准派(住)」で <u>日本た</u> ,床安倍動を実施するための員 任および権限が第5条,第9条および第9条の2に定められ、組織全体に周知されていることを確		
1日わよい推放が知りて、第9天わよい第9天の2にため <u>ちれい、細緻主体に同社されていることを確</u> 実にする。		
<u>スペンクる。</u> なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、その活動の内容について説明する責任を有す		
$\frac{43}{5}$, $\frac{1}{5}$, \frac{1}{5}, $\frac{1}{5}$, $\frac{1}{5}$, $\frac{1}{5}$,	$\frac{\Delta \mathcal{D}(\mathcal{D})}{\Delta_{c}}$	
5.5.2 管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	
(1) 社長は、原子力本部長および原子力考査室長を管理責任者として任命する。	(1) 社長は、原子力本部長を組織(原子力考査室を除く。)の品質マネジメントシステムを管理す	
	る責任者、原子力考査室長を内部監査部門の品質マネジメントを管理する責任者(以下「品質	
	マネジメントシステム管理責任者」という。)として任命する。	
(2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく,次に示す責任および権限をもつ。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を	
	与える。	
a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立,実施および維持を確実にする。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	

	故床女尻定委文比戦衣(卫和乙牛及 宋北电床連第30万)	米北电刀林 丸云江
変更前	変更後	理由
 b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。 	 b. 品質マネジメントシステムの<u>運用</u>状況およびその改善の必要性について、社長に報告する こと。 c. <u>健全な安全文化を育成し、および維持することにより、</u>原子力<u>の</u>安全<u>の確保</u>についての認 識<u>が向上するようにすること。</u> d. 関係法令を遵守すること。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 5.5.3 <u>プロセス責任者</u> 社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す</u>責任および権限を与える<u>こと</u> <u>を確実にする。</u> (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善する。</u> (2) 業務に従事する要員の業務・原子力施設に対する要求事項についての認識<u>を高める。</u> (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する(5.4.1および8.2.3参照)。 (4) 安全文化を<u>醸成するための活動を促進する。</u> 	 5.5.3 管理者 (1) 社長は,次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。 (2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発	
	 (点) 音速者は、(ひっ気にあるの確認しないて、) ホイカの交生のための シーシック むし なん <u>揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する <u>こと。</u> b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 c. 原子力の安全に気る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および 強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならび に当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。) で行う。 	
 5.5.4 内部<u>コミュニケーション</u> (1) 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にす<u>る。また、</u>品質マネジメントシステムの<u>有効性に関しての</u>情報交換が行われることを確実にする。 (2) 組織は、<u>内部</u>コミュニケーション<u>を行う</u>ため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」に基づき、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行う。 	 5.5.4 <u>組織の</u>内部の情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、 品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて 行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケ ーション要領」を定める。 	
 5.6 マネジメントレビュー 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを 確実にするために、表3-1に記載の「原子力QMS マネジメントレビュー要領」に基づき、 原子力安全推進会議の場で年2回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針およ び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。 	 5.6マネジメントレビュー 5.6マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安 活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメン トレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の 維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マ ネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。 	

	他設怀女規止変更比較衣(豆相乙牛皮 東北电床連弗30方)	果 化 电 力 怀 氏 云 社
変更前	変更後	理由
5.6.2 マネジメントレビュー <u>へのインプット</u>	5.6.2 マネジメントレビュー <u>に用いる情報</u>	
マネジメントレビュー <u>へのインプットには,次の</u> 情報を <u>含む。</u>	<u>組織は、</u> マネジメントレビュー <u>において、少なくとも次に掲げる</u> 情報を <u>報告する。</u>	原子力規制における検査
 (1) 監査の結果。 	(1) 内部監査の結果	制度の見直しに伴う変更
(2) <u>原子力安全の達成に関する</u> 外部の受け止め方。	(2) 組織が外部の組織または者から監査,評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)	(品管規則の制定に伴う
	の結果(外部監査を受けた場合に限る。),地域住民の意見,原子力規制委員会の意見等を含む,	変更)
	組織の外部の者の意見	
(3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結		
果。	の適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	
	(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。) ならびに自	
	主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使	
	用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、	
	試験およびこれらに付随するものをいう。	
	(5) 品質目標の達成状況	
(4) 安全文化を醸成するための活動の実施状況。	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組	
(生) 女主义[1] (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1) 使主な女主文化の有成わよび維持の状況(下的監査による女主文化の有成わよび維持の状態) 状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化す	
	<u> </u>	
(1) 朋友社会の漢字世辺		
 (5) 関係法令の遵守状況。 (c) ス団相関われて見て相関の利用 		
(<u>6</u>) <u>予防処置および</u> 是正処置の状況 <u>。</u>	(8) <u>不適合ならびに</u> 是正処置 <u>および未然防止処置</u> の状況 <u>(組織の内外で得られた知見(技術的な</u>	
	進歩により得られたものを含む。)ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	
(7)前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ。	(<u>9</u>) <u>従前の</u> マネジメントレビューの結果 <u>を受けて講じた措置</u>	
(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす <u>可能性</u> のある変更 <u>。</u>	(<u>10</u>) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす <u>おそれ</u> のある変更	
(<u>9</u>) 改善のための提案 <u>。</u>	(<u>11</u>) <u>部門または要員からの</u> 改善のための提案	
	<u>(12)資源の妥当性</u>	
	(13)保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課	
	題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	
5.6.3 マネジメントレビュー <u>からのアウトプット</u>	5.6.3 マネジメントレビュー <u>の結果を受けて行う措置</u>	
マネジメントレビュー <u>からのアウトプットには、次の事項に関する</u> 決定 <u>および処置すべてを含</u>	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定す	
	<u>ă.</u>	
(1) 品質マネジメントシステムおよび <u>その</u> プロセスの <u>有効性の</u> 改善 <u>。</u>	<u>a.</u> 品質マネジメントシステムおよびプロセスの <u>実効性の維持に必要な</u> 改善 <u>(改善の機会を得</u>	
	て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	
(<u>2)</u> 業務 <u>の</u> 計画および実施に <u>かかわる</u> 改善。	b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
(3) 資源の必要性。	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	
	d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野およ	
	び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	
	e. 関係法令の遵守に関する改善	
	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	

版保女規定変更比較衣(〒和2年度 東北竜原連弗30万)	東北電力休式 会社
	理由
 6. 資源の管理 6. 1 資源の<u>確保</u> 組織は、原子力<u>の</u>安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。 (1)要員 (2)個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。) (3)作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 6.2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 	
 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 	
	変更後 夜更後 夜更後 で ・ 「資源の確理 ・ 「原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マ おジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持す べき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、そ れを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」 <u>をいう。</u>) (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性が <u>ある事項を含む。</u>) (4) その他必要な資源 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組 截が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に 充てる。 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原 子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教 市・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練をつ他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配 風し、または雇用することを含む。」を読ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 (a) 品質マネジメントシステムの実効性を評価すること。 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を評価するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお,補正箇所表示は,補正事項に含まない。

	1111111111111111111111111111111111111	
変更前	変更後	理由
7. 業務 <u>の</u> 計画および実施	7. <u>個別</u> 業務 <u>に関する</u> 計画 <u>の策定</u> および <u>個別業務の</u> 実施	
7.1 業務の計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	原子力規制における検査
組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、次の事項を実	(1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、 <u>個別業務</u>	制度の見直しに伴う変更
施する。		(品管規則の制定に伴う
(1) 組織は,業務に必要なプロセスを計画し,構築する。	とともに、そのプロセスを確立する。	変更)
		<i>Q</i> , <i>L</i> /
(0) 米政の計画は、日節コウジョンコンコニュのスの地のプロナヨの西来市街上載人たして		
 (2) <u>業務の</u>計画<u>は、品質マネジメントシステムのその他の</u>プロセス<u>の</u>要求事項と整合<u>をとる</u> (4.1参照)。 	(2) <u>組織は、(1)の</u> 計画 <u>と当該個別業務以外の</u> プロセス <u>に係る個別業務等</u> 要求事項と <u>の</u> 整合 <u>性(業</u> 務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	
(3) 組織は,業務 <u>の</u> 計画 <u>に当たって,次の各事項について適切に明確化する。</u>	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセ	
	スおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含	
	<u>む。)を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</u>	
	a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る	
	結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析およ	
	び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	
<u>a.</u> 業務 <u>・原子力施設に対する</u> 品質目標および要求事項	<u>b. 機器等または個別</u> 業務に <u>係る</u> 品質目標および <u>個別業務等</u> 要求事項	
b. 業務・原子力施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の	c. 機器等または個別業務に固有のプロセス,品質マネジメント文書および資源	
<u>c. その業務・原子力施設のための</u> 検証,妥当性確認,監視,測定,検査および試験活動,な	d. 使用前事業者検査等,検証,妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求	
らびにこれらの合否判定基準	事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	
d. 業務・原子力施設に係るプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証	e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適	
するために必要な記録(4.2.4 参照)	合することを実証するために必要な記録	
(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	
7.2 業務・原子力施設に対する要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	
7.2.1 業務・原子力施設に対する要求事項の明確化	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	
組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、次の事項を明		
確にする。		
(2) 明示されてはいないが、業務・原子力施設に不可欠な要求事項。	(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの,機器等または個別業務に必要な要求事項	
(1)業務・原子力施設に適用される法令・規制要求事項。	(2) 関係法令	
 (3) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて。 	(3) (1)および(2)に掲げるもののほか,組織が必要とする要求事項	
7.2.2 業務 <u>・原子力施設に対する</u> 要求事項の <u>レビュー</u>	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	
(1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、業務・原		
子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実		
<u> </u>		
(2) レビューでは、次の事項を確実にする。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。	
a. 業務・原子力施設に対する要求事項が定められている。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	
b. 業務・原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それにつ		
いて解決されている。	おいては、その相違点が解明されていること。	
c. 組織が,定められた要求事項 <u>を満たす</u> 能力を <u>もっている。</u>	c. 組織が, <u>あらかじめ</u> 定められた <u>個別業務等</u> 要求事項に適合するための能力を <u>有しているこ</u>	
() 前面前後のう ため ワイワモダバギ 次 <u>ご前間に 7</u> 百万万と <u>0 フ くくごひ。</u>	い、「「血液液化、 <u>のうい」のの</u> たのうれいに <u>面が未近せ</u> 女小手気に <u>適力」のための</u> 能力で <u>用している</u> と	
(3) このレビューの結果の記録,およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する	 こ。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成 	
$(4.2.4 \& \mathbb{R})_{c}$	し、これを管理する。	
(4)業務・原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織は、その要求事項を		
(4) 来務・原十刀旭蔵に対する安水争項が音曲で小されない場合には、組織は、その安水争項を 適用する前に確認する。		
(5)業務・原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正す	(4) 組織は,個別業務等要求事項が変更された場合においては,関連する文書が改訂されるよう	
(<u>5</u>) 来傍 <u>・原ナガ旭政に対する</u> 安水事項が変更された場合には、 <u>組織は、</u> 関連する文音 <u>を修正す</u> <u>る。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u>	(4) <u>組織は、 個別</u> 業務 <u>守</u> 要求事項が変更された場合に <u>おいて</u> は、 関連する文書 <u>か以前されるよう</u> にするとともに、 関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	
<u>る。よに,</u> 多又復い女小尹快が, 房庄りる女貝に生胜されているここを唯夫にりる。	<u>にするここでに、 思思する女具に対し</u> 及文仮の <u> 回加未防守</u> 女不争惧が <u>回知されるようにする。</u>	

	取休女师定发父儿牧衣(卫伸五千皮 朱礼电师建第30万)	^宋 北电刀怀八云位
変更前	変更後	理由
7.2.3 外部 <u>とのコミュニケーション</u>	7.2.3 <u>組織の</u> 外部 <u>の者との情報の伝達等</u>	
組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表3-1	組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の	原子力規制における検査
に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」に定め、実施する。	事項を含む,実効性のある方法を表3-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」	制度の見直しに伴う変更
	で明確に定め、これを実施する。	(品管規則の制定に伴う
	(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	変更)
	(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	
	(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	
	(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考	
	(1) 赤丁万の女王に肉産りる組織の汗的の者の恋恋(5)小を11座し、恋恋伏足において過少にう 慮する方法	
7.3 設計・開発	7.3 設計開発	
組織は、 <u>以下の事項を含む</u> 表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」 <u>に基づき、設計・</u>	組織は,表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」 <u>を確立し,次の事項を</u> 実施する。	
7.3.1 設計 <u>・</u> 開発 <u>の</u> 計画	7.3.1 設計開発計画	
(1) 組織は, <u>原子力施設の</u> 設計 <u>・</u> 開発の計画を策定 <u>し,管理</u> する。	(1) 組織は, 設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設	
	<u>計開発計画」という。)</u> を策定する <u>(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するため</u>	
	の活動(4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに,設計開	
	発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開	
	発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、	
	新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。	
(2) 設計 <u>・</u> 開発 <u>の</u> 計画において, <u>組織は、</u> 次 <u>の</u> 事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	
a. 設計・開発の段階。		
	a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	
b. 設計・開発の各段階に適したレビュー,検証および妥当性確認。	b. 設計開発の各段階における適切な審査,検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	
c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限。	c. 設計開発に <u>係る部門および要員の</u> 責任および権限	
0. 政目 <u>一</u> 開光に <u>因力の</u> 具は <u>一体女相動の行行について説明する具体で含む。</u> ねよい推測。	 d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源 	
(0) 知徳は、昔田伯とっこ、こと、こことでに考ばれたが原用の田でも割せてたかつにたて	(3) 組織は、 <u>実効性のある情報の伝達</u> ならびに責任および権限の明確な割当て <u>がなされるように</u>	
(3) 組織は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当て <u>を確実に</u> する		
ために、設計・開発に関与する <u>グループ間のインタフェースを運営</u> 管理する。	するために、設計開発に関与する <u>各者間の連絡を</u> 管理する。	
(4) 設計・開発の進行に応じて・ 策定した計画を適切に更新する。	(4) <u>組織は、(1)により策定された設計開発計画を、</u> 設計開発の進行に応じて適切に <u>変更</u> する。	
7.3.2 設計・開発へのインプット	7.3.2 設計開発 <u>に用いる情報</u>	
(1) 原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし,記録を維持する(4.2.4参照)。イン	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確	
<u>プットには,次の事項を含める。</u>	に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	
a. 機能および性能に <u>関する</u> 要求事項。	a. 機能および性能に <u>係る</u> 要求事項	
c. 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報。	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適	
	用可能な <u>もの</u>	
<u>b. 適用される</u> 法令 <u>・規制要求事項。</u>	<u>c. 関係</u> 法令	
d. 設計・開発に <u>不可欠なその他の</u> 要求事項。	d. その他設計開発に必要な要求事項	
(2) 原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認す	(2) 組織は,設計開発に用いる情報について,その妥当性を評価し,承認する。	
る。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないこと。		
	1	

	故怀女师定委文比权衣(1142年及 米北电际连吊30万)	术 11电/J/小八云11
変更前	変更後	理由
 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。 (2) 設計・開発からのアウトプットを次の状態とする。 a. 設計・開発へのインブットで与えられた要求事項を満たす。 b. 調達、業務の実施(原子力施設の使用を含む。)に対して適切な情報を提供する。 c. <u>関係する検査および試験の</u>合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。 d. 安全<u>な使用および適正な</u>使用に不可欠な<u>原子力施設の特性を</u>明確<u>にする。</u> 	 7.3.3 設計開発<u>の結果に係る情報</u> (1) <u>組織は</u>, 設計開発<u>の結果に係る情報を</u>, 設計開発<u>に用いた情報と</u>対比し<u>て</u>検証<u>することができる</u>形式により管理する。 (2) 組織は, 設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり, あらかじめ, 当該設計開発の結果 に係る情報を承認する。 (3) <u>組織は</u>, 設計開発<u>の結果に係る情報を</u>, 次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発<u>に係る個別業務等</u>要求事項<u>に適合するものであること。</u> b. 調達, <u>機器等の使用および個別</u>業務の実施<u>のために</u>適切な情報を提供する<u>ものであること。</u> c. 合否判定基準を含む<u>ものであること。</u> d. <u>機器等を</u>安全<u>かつ</u>適正<u>に</u>使用<u>するため</u>に不可欠な<u>当該機器等の</u>特性<u>が</u>明確<u>であること。</u> 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照) 体系的なレビューを行う。 a. 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。 このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 	 7.3.4 設計開発レビュー (1) <u>組織は</u>, 設計開発の適切な段階において, <u>設計開発計画に従って, 次に掲げる</u>事項を目的とした体系的な<u>審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u> a. 設計開発の結果<u>の個別業務等</u>要求事項<u>への適合性について</u>評価する<u>こと。</u> b. <u>設計開発に問題がある場合においては、当該</u>問題<u>の内容</u>を明確にし、必要な<u>措置</u>を提案すること。 (2) <u>組織は</u>, 設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門<u>の</u>代表者および当該設計開発に係る専門家を<u>参加させる。</u> (3) <u>組織は,設計開発</u>レビューの結果の記録および<u>当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る</u>記録を<u>作成し、これを管理</u>する。 	
 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが,設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。 この検証の結果の記録,および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。 	 7.3.5 設計開発の検証 (1) <u>組織は</u>, 設計開発<u>の結果が個別業務等</u>要求事項<u>に適合している状態を確保するために, 設計開発</u>計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に, 当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)。 (2) 組織は, 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 を作成し, これを管理する。 (3) 組織は, 当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証<u>をさせない。</u> 	
 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子力施設が,指定された用途または意図された用途に応じた要求事項 を満たし得ることを確実にするために,計画した方法(7.3.1参照)に従って,設計・開発の妥当 性確認を実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも,原子力施設の使用前に,妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録,および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 	 7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は,設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために,設計開発計画 <u>に従って、当該</u>設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に,設計開発妥当性確認を行うことを含む。)。 (2) 組織は,機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は,設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講 じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 	
 7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を<u>明確にし、</u>記録を<u>維持する(4.2.4 参照)。</u> (2) 変更<u>に対して、レビュー、</u>検証および妥当性確認を<u>適切に</u>行い、<u>その</u>変更を<u>実施する前に</u>承認する。 (3) 設計・開発の変更の<u>レビューには、その</u>変更が<u>当該の原子力施設を構成する要素および関連する</u>原子力施設に及ぼす影響の評価<u>を含める。</u> (4) <u>変更のレビュー</u>の結果の記録<u>および必要な処置があればその</u>記録を<u>維持する(4.2.4 参照)。</u> 	変更を承認する。	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお,補正箇所表示は,補正事項に含まない。

	設保女規正変更比較衣(守相2年度 東北竜原連弗30方)	果北竜刀株式会社
変更前	変更後	理由
7.4 調達 組織は、 <u>以下の事項を含む</u> 表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」 <u>に基づき、調達を</u> 実	7.4 調達 組織は,表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」 <u>を確立し,次の事項を</u> 実施する。	原子力規制における検査
施する。		制度の見直しに伴う変更
7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	(品管規則の制定に伴う
(1) 組織は、規定 <u>された</u> 調達要求事項に <u>、調達製品が</u> 適合する <u>ことを確実にする。</u>	(1) 組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品	変更)
	等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	
(2)供給者および調達 <u>製品に対する</u> 管理の <u>方式</u> および程度 <u>は、調達製品が原子力安全に及ぼす影</u> 響に応じて定める。	(2) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の</u> 供給者および調達物品等に適用される管 理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器)	
<u>響に応じてためる。</u>	単位の検証,調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで,管	
	理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託	
	の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産	
	業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品	
	が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定め	
	<u> </u>	
(3) 組織は、 <u>供給者が組織の</u> 要求事項に <u>従って調達製品を</u> 供給する能力を <u>判断の</u> 根拠として、供	(3) 組織は、 <u>調達物品等</u> 要求事項に <u>従い、調達物品等を</u> 供給する能力を根拠として <u>調達物品等の</u>	
給者を評価し、選定する。	供給者を評価し、選定する。	
選定 <u>,評価および再評価の</u> 基準を定める。	(4) 組織は, 調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。	
(4) 評価の結果の記録,および評価に <u>よって必要とされた処置があればその</u> 記録を <u>維持する(4.2.4</u>	(5) <u>組織は、(3)の</u> 評価の結果の記録および <u>当該</u> 評価 <u>の結果に基づき講じた措置に係る</u> 記録を <u>作成</u>	
<u>参照)。</u> (<u>5</u>) 組織は,物品 <u>または役務の</u> 調達後における <u>、</u> これらの維持または運用に必要な技術情報(保	し,これを管理する。 (6) 組織は,調達物品等を調達する場合には,個別業務計画において,適切な調達の実施に必要	
(1) 組織は、物血 <u>または反傍の</u> 調運後におりる、これらの維持または運用に必要なび附肩報(休 安に係るものに限る。)を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合	(<u>0</u>) 組織は、 <u>調建物品等で</u> 調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(<u>原子炉</u>	
に必要な措置に関する <u>方法</u> を定める。	<u>施設の</u> 保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために	
	必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	
7.4.2 調達要求事項	7.4.2 調達 <u>物品等</u> 要求事項	
(1) <u>調達要求事項では</u> 調達製品に関する要求事項 <u>を明確にし、次の事項</u> のうち該当する <u>事項を</u> 含	(1) <u>組織は</u> ,調達物品等に関する <u>情報に、次に掲げる調達物品等</u> 要求事項のうち <u>、</u> 該当する <u>もの</u>	
a. <u>製品,手順,</u> プロセスおよび設備 <u>の承認に関する</u> 要求事項。	a. <u>調達物品等の供給者の業務の</u> プロセスおよび設備 <u>に係る</u> 要求事項	
 b. 要員の<u>適格性確認に関する</u>要求事項<u>。</u> c. 品質マネジメントシステムに<u>関する</u>要求事項<u>。</u> 	 b. <u>調達物品等の供給者の</u>要員の<u>力量に係る</u>要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 	
 d. 不適合の報告および処理に関する要求事項。 	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求	
e. 安全文化を <u>醸成するための活動に関する必要な</u> 事項 <u>。</u>	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	
	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項	
	<u>g.</u> その他調達物品等 <mark>に必要な</mark> 要求事項	記載の適正化(品管規則
	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事	との整合)
	業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入り	
(2) 組織は,供給者に伝達する前に,規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	に関することを含める。 (3) 組織は,調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり,あらかじ	
<u>14/ MLMKIA, </u>	(3) 組織は、 <u>調達物品等の</u> 供給者に <u>対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかし</u> め、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	
 (3) 組織は,調達製品を受領する場合には,調達製品の供給者に対し,調達要求事項への適合状	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項	
況を記録した文書を提出させる。	への適合状況を記録した文書を提出させる。	
7.4.3 調達 <u>製品</u> の検証	7.4.3 調達 <u>物品等</u> の検証	
(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方	
な検査またはその他の活動を定めて、実施する。	法を定め、実施する。	
(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたとき	
達 <u>製品のリリースの方法を</u> 調達要求事項の中 <u>に</u> 明確に <u>する。</u>	は、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調 達物品等要求事項の中で明確に定める。	
	<u>ほ1///叩守</u> 女心事代以中 <u>、</u> 切唯に <u>たのる。</u>	
	1	

	或体女院定发史比拟衣(THI2 中皮) 朱礼电际座另30万/ 亦再效	<u>米北电力休</u> 以云江
変更前	変更後	理由
7.5 業務の実施	7.5 <u>個別</u> 業務の実施	
<u>組織は、以下の事項を含む表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づ</u>		原子力規制における検査
<u>き,業務を実施する。</u>		制度の見直しに伴う変更
7.5.1 業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	(品管規則の制定に伴う
組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するもの	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当し	変更)
を含む。	ないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	
(1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業	
	務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用	
	できる体制にあること。	
(2) 必要に応じて,作業手順が利用できる。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	
(3) <u>適切な</u> 設備を使用している。	(3) <u>当該個別業務に見合う</u> 設備を使用している <u>こと</u> 。	
(3) <u>過少な</u> 破備を使用している。 (4) 監視 <u>機器および</u> 測定 <u>機器が</u> 利用でき <u>,</u> 使用している。	(3) <u>当該個別果務に兄もり</u> 設備を使用している <u>こと</u> 。 (4) 監視測定 <u>のための設備が</u> 利用でき <u>る体制にあり、かつ、当該設備を</u> 使用している <u>こと</u> 。	
(5) 監視 <u>および</u> 測定 <u>が実施されている。</u>	(5) <u>8.2.3 に基づき</u> 監視測定 <u>を</u> 実施していること。 (2) <u>本日瞭 コウジ</u> イン・レンコニン 引売に基づた。 ポートコのたの印度に進たことの承知さら、 デ	
(6) 業務のリリースが実施されている。	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行って	
	<u>いること。</u>	
7.5.2 業務の実施に <u>関する</u> プロセスの妥当性確認		
(1)業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証す		
ることが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの	
<u>織は、その業務の該当するプロセスの</u> 妥当性確認を行う。	<u>結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明</u>	
	<u>確になる場合を含む。)においては、</u> 妥当性確認を行う。	
(2) 妥当性確認によって,これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当	
	性確認によって実証する。	
	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	
(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立す	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセス	
<u> </u>	の内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	
a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準	a. <u>当該</u> プロセスの <u>審査</u> および承認のための <u>判定</u> 基準	
b. 設備の承認および要員の適格性確認	b. <u>妥当性確認に用いる</u> 設備の承認および要員の <u>力量を</u> 確認 <u>する方法</u>	
c. 所定の方法および手順の適用		
<u>d.</u> 記録に関する要求事項(4.2.4 参照)		
<u>e.</u> 妥当性の再確認	<u>c.</u> 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行	
	<u> う</u> 定期的な再確認を含む。)の方法	
	<u>)</u> た朔时は骨礁認を音む。)の方法	
7.5.3 識別およびトレーサビリティ	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティ <u>の確保</u>	
(1) <u>必要な場合には</u> ,組織は、業務 <u>の</u> 計画および実施 <u>の全過程</u> において適切な手段 <u>で</u> 業務 <u>・原子</u>		
力施設を識別する。	<u>により,機器等および個別</u> 業務 <u>の状態</u> を識別 <u>し,管理</u> する。	
(2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、		
<u>業務・原子力施設の状態を識別する。</u>		
(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は業務・原子力施設について一意	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所	
<u>の識別を管理</u> し,記録を <u>維持</u> する <u>(4.2.4 参照)</u> 。	<u>在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等また</u>	
	<u>は個別</u> 業務 <u>を識別し、これを記録するとともに、当該</u> 記録を <u>管理</u> する。	
7.5.4 組織 <u>外の所有物</u>	7.5.4 組織 <u>の外部の者の物品</u>	
組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記	組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所	
録を維持する(4.2.4参照)。	持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	
7.5.5 調達製品の保存	7.5.5 調達物品の管理	
組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように		
調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含め		
<u>調連業品で保住する。この保住には、成当する場合、</u> 戦別、取扱い、包装、保住および保護を占 <u>の</u> る。保存は、取替品、予備品にも適用する。	<u> ロイエ (</u> 1997/37 <u>277</u>) 外区() 日次, 休日やみし休度で自 <u>じ。/ りる。</u>	
<u>る。本行は,秋日四,「洲田にも適用する。</u> 		

支援者 支援者 再用 10. 年秋日度加加に加加にないためでした。 1. 年秋日間でのからした。 1. 年秋日日でのからした。 1. 日本日でのからした。 1. 日本日でののからした。 1. 日本日での		100米女风龙发文比较衣(书柏乙牛皮)来北电床连另30万)	术 11电刀体八云化
 (1) 名参・原子が施設に対する思想するために、組織は、実施するために、 はため着たくびは、そのかめにを要な物理、通信などの加速を構成していたり、実施の計画ので、 はため、 たての、 たのでの、 たての、 たのでの、 たの、 たのの、 たのの、 たのの、 たの、 たの、	変更前	変更後	理由
 (1) 名参・原子が施設に対する思想するために、組織は、実施するために、 はため着たくびは、そのかめにを要な物理、通信などの加速を構成していたり、実施の計画ので、 はため、 たての、 たのでの、 たての、 たのでの、 たの、 たのの、 たのの、 たのの、 たの、 たの、		7.6 監視測定のための設備の管理	
			原子力規制におけろ検査
 (A:# 株式: 取りまごの前点の要求事業の豊くの発生性を確定できる方法で監視されていることであったいで、実施可能であり、かつ、当該監視前定に係る要求事項と整くまた。 (A:# 株式: (1)の気視面にないたいまた」 (A:# 株式: (1)の気視面にないたいまたいたいまた) (A:# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
 (a) 組織は、酸化はご切除がの要求本理などの整合性を確認できる方法で管理されての想法方法にないて、実施可能であり、かつ、当該整視病定に経る意味本算法を素 たることを確認することにないためでは、ためでいたの、 ためにためを選ばけるプロペンを確定し、これの生みなきかいたうけにないためい場合には、創た機能に関し、なの事項を見たす。 (b) 超速なの正常が確認されたなけばならない場合には、創た機能に関し、なの事項を見たす。 (c) 超速は、定日にの面方を行う、多のたうな腰部が存在しない場合にない場合にない場合にない場合にない場合にない場合にあっては、地面になかたの思想感知られていること、 などしては確認にはいた服業を発行するたいようなもあい。 (c) 超速は、定日にの面方を行う、多のたうな腰部が存在しない場合にない場合になっては、地面になかたいる思想を聴いたのここ、たけ使用の向に、計画の構定で見たい思想があるたいで記述す などれては確認にはいた服業を発行するたいようまか。 (c) 超速は、定日になの面方を行う、多のたうな腰部が存在しない場合にない場合になっては、他はないまかっては、使用するたいなどのなどのなどのなどのでないまか。 (c) 超速は、定日になの面方を行う、そのたちなどの問題がため、 たて、自定などなどの思したになどの可能がな、 (c) たて、通常などの思したではなどの正式のではなどったいまかけ、 (c) たて、自定などの思いたいまから、 (c) 目前はは、これなどのでの面からなどを発生する。 (c) 加速は、近日のでなどのなどを思いためでは、たちかに、超慢は、そのかいた、 (c) 目前はは、これなどのでなど、 (c) 日本ではなどのなどのとなどのなどのではなどのでは、 (c) 日本ではなどのなどのではなどのでは、 (c) 日本ではなどのなどのなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなど		<u>よび当該</u> 監視測走 <u>のための設備を</u> 明確に <u>走める。</u>	
さくことを要求してあっていてえた確立し、まえ。- 「に記載の「原子力QMS 整視機器および到 立定態ので理要す」によっておいてよな歴ます。。 (3) 割定値の正当件が保護されなければならない場合には、割定機器に関し、次の事項を満たす、 4. 定められた間隔または用前に、国際生たは定気計量標準にトレーサブルな計量標準に展し、次の事項を満たす、 5. ためられた間隔または用前に、国際生たは定気計量標準にトレーサブルな計量標準に展し、次の事項を満たす、 5. ためられた間隔または用前に、国際生たは定気計量標準にトレーサブルな計量標準に展し、次の事項を満たす、 5. ためいれた間無なに、計量の理想すでご当かすることが可能な 5. ためにの消費を用きたけた用用がに、配用単生なられな、4 年間の 5. ためにの消費を用きたけて消費者にないます。 5. ためにの消費を行いましたは、 5. ためにの消費を行いました。 5. ためにの消費を行いましたは、 5. ためにの消費を行いましたは、 5. ためにの消費を行いたす 5. ためにの消費を行いましたは、 5. ためにの消費を行いたす 5. ためにの消費を行いたが、 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いたす 5. ためにの消費を行いたす 5. ためにの消費を行いたす 5. ためにの消費を行いたす 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いたが 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いた 5. ために、 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費を行いた 5. ために、 5. ためにの消費を行いた 5. ためにの消費 5. ために利費 5. たかにの消費 5. ためにの消費 5. ためにのがためにの消費 5. ためにのがために、 5. ためにのがために、 5. ためにのがために、 5. ためにのがために、	確に <u>する。</u>		(品管規則の制定に伴う
 きなど、ななまたしてランドセンな確立し、表えー「に記載の「原子力QMS 監視機器などの理 な変められた間にまたは使用的に、問題または四支計量構理にトレーサンルな計量使用に用 して次になったいと、は、たいような、加速するにあっては、のですならする、いたいます。 ・のかられた間にまたは使用的に、問題または四支計量構理にトレーサンルな計量使用に用 して次になったい、生きたはなの用から行う、そのような確美が存在しない場合には、 などもかられた間にないためにないまた。 ・のかられた間にまたは使用的に、回題または四支計量構理にトレーサンルな計量使用に用 かたいなが、またはなの用から行う、そのような確美が存在しない場合には、 かたいながまた。 ・のかいのなどの用からたいないまた。 ・のかのが、計量の10年までの書かすることがいて意味す。 ・のかいのなどの用からたいなくと、 ・のかいのなどのもいないなくと、 ・したいないまた。 ・のかいのなどのもいためまた。 ・のないのなどのもいためまた。 ・のかいのなどのもいためまた。 ・のないのなどのもいためまた。 ・のないのなどのもいためまた。 ・のないのなどのもいためまた。 ・のないのなどのもいためまたまかいないなどの ・のないのないさいなどのもいなどのもいです。 ・のないのないのないのなりためいです。 ・のないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないの	(2) 組織は, 監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施で	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整	変更)
	きろことを確実にするプロセスを確立し、表3-1に記載の「原子力QMS 監視機器お上び測		
 (3) 恵左娘の正当性が保証されなればならない場合には、恵定務器に関し、なの単項を満たす、 (4) 恵たは、大田本、町かられた問題または使用けに、国産主たは国営計業理理にレーサブルな世量健準に関した。ためた、問題に、配装調査のお果たの支出すた確保するために、監装測定のために必要な致能な、次に 出して取りて通行するのにようたは、使用したい、国産主たは国営計業理理にレーサブルな世量健準に関 かってまたいために満知した。 (5) たまたとのた、国産生たは国営計業理理にレーサブルな世量健準に関いた。このは、ために、ために、ために、生きたは意志の思想となられた、「社会の理理」であっては、放用することもあっては、放用することもない、 (5) たまたのと、「教師、たちにご商力にないたいた」では、「日本」ないために、「社会の理理」であって、は、放用することが可能の、 (6) 研想にしたがたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいた			
 ホ 定められた開催または使用前に、国際または国家計量獲得にトレーサブルな計量獲順に らして改正したとは検証、またはその菌方を行う、そのような標準が存住しない場合には、 な正または検証に加いた温を設計する(2,4,4,00)、 水 医の外離を引催にするために満知を打ち、ことが可能なしたい場合には、 な正または検証に加いた温を認知を行う。 水 医の外離を引催にするために満知を行う。 水 医の外離を引催にするために満知を行う。 水 医の外離を引催にするために満知を行う。 水 医の外離の特にとなるよう、満知うたるよう、「新知さびなこと」。 水 医の外離の特にから歴達なれていること。 水 医の外離の特にから歴達なれていること。 水 医の外離の特にから歴達なれていること。 水 医の外離の特にから歴達なれていること。 ホ あらかたの素がの作されたからとない、 またいを使用した場合には、温度は、その測定 ないため、 またいを使用した場合には、温度は、その測定 ないために必要したことが明確した。 またいを使用した場合には、温度は、その測定 なたおよび検察の結果を使けた案書、原子が施設すべていなした。 電気が変えてはないためと、 またいを使用した場合には、温度は、その測定 なたおよび、 和数は、での性を発生したかいたのになったが、 またいを使用した場合には、正確は、 なたおよび検察のとしたいためにないために、 またいを使用した場合には、正確な、 なたまの、 和数は、での性を表示していためたいまた。 またいを使用した場合には、正確は、 なたおよび検察の結果をが引用した場合には、 れたいなき またいでは、 またいためため、 またいためため、 またいためためたいためためたいためため、 またいためためのためたいためたいためたいためたいためたいためたいためたいために またいためためまたいためたいためたいためたいためたいためたいためたいためたいため			
 a. たかられた開催または使用前に、回歴または国家計畫標準にレレーナブルク計量構造に供 らして枚正ちしくは特証、当たはその両方を行う、そのような構造が存在しない場合には、 (水正または検証に用いた基準を設置するは 2.4 本解). a. ためられた関催まするは2.4 本解). b. 板型の状態の増催してるために裁判を行う。 c. K正の状態の増催してるために裁判を行う。 c. K正の状態の増催してるために裁判を行う。 c. K正の状態の増催してるために裁判た行う。 b. KEの状態の増催してるために裁判た行う。 b. KEの状態の増催してるために裁判た行う。 b. KEの状態の増催してるために裁判た行う。 b. KEの状態の増催してるために裁判にた。 b. KEの状態の増催してるために magelassing with a starger (1.4 a starger) a. たけとを発展したいたかいたとが可能になるとう。 magelassing with a starger (1.4 a starger) magelassing with a starger (1.4 a starger)	(3) 測定値の正当性が保証されなけれはならない場合には,測定機器に関し,次の事項を満たす。		
らして牧耳もしく出物が正,またはその間方を行う。そのような標準が存在しない場合には、 な正または勉強に用いた、選手を設置れるは3.4 変形。 方法:(生活計25年の(当本のに、設定または勉強の推想について記録す う方法)に立りびまたは検知でかったこと。 ・ 放花の状態を明確にするために識別を行う。 ・ 放花の状態を明確にするために識別を行う。 ・ 放花の大能素を開催になるような能やができないたうにする。 ・ 成花の大能を明確にするために識別を行う。 ・ 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように「飲酒」」 ・ 広田の大能量する。 - 創産した活用公工等現した活用のできなしたうな能ができないたうにする。 ・ 取扱い、保守および保管の間、損傷および劣化からなまた。 - 取扱い、保守などなたうな能ができないたうにする。 ・ 取扱い、進持および保管の間、損傷および劣化かること。 - 取扱い、保守などなからな驚いたいたうにする。 ・ 取扱い、建設する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用の変要ななまたないたうにする。 ・ 取扱い、建造する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用の変要などきないたういたうです。 ・ 取扱い、建造する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用の変要ないたいたうにする(1.2 1 変肥) ・ 取扱い、建造する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用のないたいたういための変化 ・ ためのの変化 - 加速したご着用の変更なないたいたうにないたいたいためいためした。 ・ ためのかっための変化 - 加速な、ためで、自然ないたいて、目前にないたいための ・ ためのの変化 - 加速ない検証の容易を変化をする。 ・ ためでもちることを確認する。 - 加速ないためで、 - ことしたたを思想ないための変化 - 加速ないかかっための変化 - このいたなって変加する。 - 加速ないかないための変化 - このかのの変化 - の変加すないかたかなき - 一会ののための変化 - のながないないないかないのないのないのないのないのないないのないのないのないのないのないのないのない			
らして牧耳もしく出物が正,またはその間方を行う。そのような標準が存在しない場合には、 な正または勉強に用いた、選手を設置れるは3.4 変形。 方法:(生活計25年の(当本のに、設定または勉強の推想について記録す う方法)に立りびまたは検知でかったこと。 ・ 放花の状態を明確にするために識別を行う。 ・ 放花の状態を明確にするために識別を行う。 ・ 放花の大能素を開催になるような能やができないたうにする。 ・ 成花の大能を明確にするために識別を行う。 ・ 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように「飲酒」」 ・ 広田の大能量する。 - 創産した活用公工等現した活用のできなしたうな能ができないたうにする。 ・ 取扱い、保守および保管の間、損傷および劣化からなまた。 - 取扱い、保守などなたうな能ができないたうにする。 ・ 取扱い、進持および保管の間、損傷および劣化かること。 - 取扱い、保守などなからな驚いたいたうにする。 ・ 取扱い、建設する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用の変要ななまたないたうにする。 ・ 取扱い、建造する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用の変要などきないたういたうです。 ・ 取扱い、建造する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用の変要ないたいたうにする(1.2 1 変肥) ・ 取扱い、建造する(1.2 1 変肥) - 加速したご着用のないたいたういための変化 ・ ためのの変化 - 加速したご着用の変更なないたいたうにないたいたいためいためした。 ・ ためのかっための変化 - 加速な、ためで、自然ないたいて、目前にないたいための ・ ためのの変化 - 加速ない検証の容易を変化をする。 ・ ためでもちることを確認する。 - 加速ないためで、 - ことしたたを思想ないための変化 - 加速ないかかっための変化 - このいたなって変加する。 - 加速ないかないための変化 - このかのの変化 - の変加すないかたかなき - 一会ののための変化 - のながないないないかないのないのないのないのないのないないのないのないのないのないのないのないのない	a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照	a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な	
<u>も、在たい体験を明確にすった本体を認録する(4.2 年来明)</u> <u> ら、氏花の小糖を明確にすったかに激励を行う。 <u> ろ方法)により放用されるから、酸助されていること。 <u> </u></u></u>			
e. 校正の休盤を明確に <u>すったかたに</u> 織別 <u>を行う。</u> b. 秋選の第整 <u>たすう。またはる夏に応じて再調整すう。</u> c. 所更の難整 <u>か</u> すう <u>。またはる夏に応じて再調整すう。</u> c. 所更の難整 <u>がなうたう</u> 、強別されていること。 d. 測定した端果が無効になるような操作ができないようにする。 c. 所更の難整 <u>がなきれていること。</u> c. 所更の難整 <u>がなきれていること。</u> e. 取扱い、 <u>保守</u> および保管 <u>に高い</u> 工業が成業でしたいように保護 <u>すう。</u> c. 所更の難整 <u>がなきれていること。</u> c. 所更の難整 <u>がなきれていること。</u> <u>4. 数定した</u> 端果の <u>に</u> <u>なら</u> たうな操作ができないようにな <u>い</u> f. 数回 d. 数定 c. 所更の難整 <u>がなきれていること。</u> <u>4. 数定し</u> た端果の <u>定</u> <u>a</u> をに <u></u> f. 数回 d. 数定 f. 数回 d. 数定 f. 数回 <u>4. 数定し</u> た f. 数定 f. 数定 f. 数回 d. 数定 f. 数回 f. 数 f. 数 <u>4. 数定</u> f. 20 f. 数 f. 数 <td>$\frac{1}{2}$</td> <td></td> <td></td>	$\frac{1}{2}$		
b. 機器の調整をする、または必要に広じて再塑をする。 d. 潮定した結果の立気よる立体のたびいようにする。 e. 取扱い、健士および保管において、情報および劣化しないように保護する。 c. 近夏な機器が可求率項に適合していないように保護する。 c. 方度の調整がなされていること。 d. 潮定した結果の妥当性を評価し、記録する(4,2,4 参照)。 組織は、その機器および影響を受けた業務・原子力施設すべてにおして、適切な処置をとる。 (1) 規定要求事項にかかる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、 (2) 規定要求事項にかかる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、 (3) 規定、次の事項のために必要となる監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、 (1) 組織は、 広の事項のために必要となる監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、 (2) 主義が、原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 (3) 細胞は、 広の事項のために必要となる監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、 (4) 細胞は、 飲む事項のために必要となる監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、 (5) 細胞は、 飲む事項のために必要となる監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、 (2) たには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを容許回した (3) 二 (4) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする (要員が情報を容易に取得し、	<u> 牧正または検証に用いた基準で記録すると4.2.4 参照/。</u>		
 	<u>c.</u> 校正の状態 <u>を</u> 明確に <u>するために識別を行う。</u>		
 e. 取扱い,保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。 e. 取扱い,保守および保管回開、損傷および劣化<u>から</u>保護されていること。 4. 取扱い,保守および保管回開、損傷および劣化<u>から</u>保護されていること。 4. 取扱い,保守および保管回開、損傷および劣化<u>から</u>保護されていること。 4. 和震は、空機器お上び勝考を含む方施設すべてに対して、適切な処置をとろ。 校正および検証の結果の記録を進持する(1.2.4 参照)。 4. 加定要求事項にかから監視お上び満定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その コンビュータソフトウェアによって意図した監視および満定だきることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて可確認する。 8. 評価および改善 8. 評価および改善 1. 一般 (1) 組織は、<u>たの事項のために必要となる</u>監視、調定、分析および改善のプロセスを計画し、共 本業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジンメトンステムの資格性を確実にする。 c. 品質マネジンメトンステムの資格性を確実にする。 (2) ればは、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 (2) 組織は、要員が(1)の監視満定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、 	<u>b. 機器の調整をする,または必要に応じて再調整する。</u>	c. 所要の調整がなされていること。	
 e. 取扱い,保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。 e. 取扱い,保守および保管回開、損傷および劣化<u>から</u>保護されていること。 4. 取扱い,保守および保管回開、損傷および劣化<u>から</u>保護されていること。 4. 取扱い,保守および保管回開、損傷および劣化<u>から</u>保護されていること。 4. 和震は、空機器お上び勝考を含む方施設すべてに対して、適切な処置をとろ。 校正および検証の結果の記録を進持する(1.2.4 参照)。 4. 加定要求事項にかから監視お上び満定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その コンビュータソフトウェアによって意図した監視および満定だきることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて可確認する。 8. 評価および改善 8. 評価および改善 1. 一般 (1) 組織は、<u>たの事項のために必要となる</u>監視、調定、分析および改善のプロセスを計画し、共 本業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジンメトンステムの資格性を確実にする。 c. 品質マネジンメトンステムの資格性を確実にする。 (2) ればは、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 (2) 組織は、要員が(1)の監視満定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、 	d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	
さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定			
<u>協器でそれまでに測定した</u> 結果の妥当性を評価し、記録する(<u>4.2.4 参照</u>). の監視通座の結果の妥当性を評価し、ごれを記録する。 和織は、 <u>その機器および</u> 影響を受けた業務・ <u>原子力施設すべてに対して、</u> 適切な <u>処置をとろ</u> 。 校正および検証の結果の記録を <u>推持さんである</u> の監視通座のための設備および(4)の不適合により影響を受けた業器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その がた器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備がおび(4)の不適合により影響を受けた業器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (6) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備がおび(4)の不適合により影響を受けた業器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (1) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その できなうとを確認する。 (1) 和識は、 <u>なの事項のために必要となる</u> 監視」測定,分析および改善のプロセスを計画し、 からからいひ改善 (1) 和繊は、 <u>広の事項のために必要となる</u> 監視」測定,分析および改善のプロセスを計画し、 の管理者を必要員を含め、通知でおよび改善に係るプロセス(低り組むべき改善に関係する部 (2) れ続は、 <u>気税利用できるようにする。 の管理者を必要員を含め、 親識が当該改善の必要性、 がお、 方針、 方針、 </u>	$\mathbf{W}_{\mathbf{W}}, \mathbf{W}_{\mathbf{W}}, W$	e. χ_{IV} , <u>肥竹</u> わよい休日 <u>の用</u> , 頂笏わよい为旧 <u>か</u> の体 <u>でれていること。</u>	
<u>協器でそれまでに測定した</u> 結果の妥当性を評価し、記録する(<u>4.2.4 参照</u>). の監視通座の結果の妥当性を評価し、ごれを記録する。 和織は、 <u>その機器および</u> 影響を受けた業務・ <u>原子力施設すべてに対して、</u> 適切な <u>処置をとろ</u> 。 校正および検証の結果の記録を <u>推持さんである</u> の監視通座のための設備および(4)の不適合により影響を受けた業器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その がた器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備がおび(4)の不適合により影響を受けた業器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (6) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備がおび(4)の不適合により影響を受けた業器等主たは個別業務について、適切な措置を渡しる。 (1) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その できなうとを確認する。 (1) 和識は、 <u>なの事項のために必要となる</u> 監視」測定,分析および改善のプロセスを計画し、 からからいひ改善 (1) 和繊は、 <u>広の事項のために必要となる</u> 監視」測定,分析および改善のプロセスを計画し、 の管理者を必要員を含め、通知でおよび改善に係るプロセス(低り組むべき改善に関係する部 (2) れ続は、 <u>気税利用できるようにする。 の管理者を必要員を含め、 親識が当該改善の必要性、 がお、 方針、 方針、 </u>			
組織は、その機器および影響を受けた案務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。 校正および検証の結果の記録を継持する(4.2.4参照)。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受 けた機器等または通知業務について、適切な推置を建しる。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にユンビュータソフトウェアを使う場合には、その コンビュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 (5) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあ たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること を確認する。 8. 評価おおび改善 8.1 一般 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、実 施する。 8. 評価および改善 8. 評価および改善 8. 計価および改善 (1) 組織は、医視測定の構成な音の必要性、方針、方法等について検討するプロセ スを含む。)を計画し、実施する。 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (2) これには、就計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。 (1) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、			
組織は、その機器および影響を受けた案務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。 校正および検証の結果の記録を継持する(4.2.4参照)。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受 けた機器等または通知業務について、適切な推置を建しる。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にユンビュータソフトウェアを使う場合には、その コンビュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 (5) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあ たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること を確認する。 8. 評価おおび改善 8.1 一般 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視」測定、分析および改善のプロセスを計画し、実 施する。 8. 評価および改善 8. 評価および改善 8. 計価および改善 (1) 組織は、医視測定の構成な音の必要性、方針、方法等について検討するプロセ スを含む。)を計画し、実施する。 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (2) これには、就計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。 (1) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、	<u>機器でそれまでに測定した</u> 結果の妥当性を評価し,記録する(<u>4.2.4 参照</u>)。	の監視測定の結果の妥当性を評価し、 <u>これを</u> 記録する。	
校正および検証の結果の記録を <u>維持する(4.2.4 参照)。</u> けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (4) 規定要求事項にかかる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、その コンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 (1) 組織は、既知規定、分析、評価および改善 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 (3) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、	組織は、その機器および影響を受けた業務・原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。		
(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンビュータソフトウェアを使う場合には、その コンビュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 (6) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあ たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることと を確認する。 8. 評価および改善 8. 評価および改善 1. 一般 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実 施する。 8. 評価および改善 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 8. 評価および改善 (2) 上紙質マネジメントシステムの面合性を確実にする。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする (要員が情報を容易に取得し、			
(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にユンビュータソフトウェアを使う場合には、その コンビュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。 エンビュータソフトウェアで広うて意図した監視および測定ができることを確認する。 この確 認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアが意図したとおりに当該 監視測定に適用されていること を) あらかじめ、当該 ソフトウェアが意図したとおりに当該 医視測定に適用されていること を確認する。8.評価および改善 8.1 一般 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、 施する。 	仅止わよい便能の相木の記録を <u>推行する(4.2.4 参照)。</u>		
コンビュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。 8.評価および改善 8.評価および改善 8.評価および改善 8.評価および改善 1.1 1.1 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定,分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 8.評価および改善 a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 6.1 b. 品質マネジメントシステムの高合性を確実にする。 6.1 c. 品質マネジメントシステムの高合性を確実にする。 7.0 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 2.2 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする (要員が情報を容易に取得し、			
認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 を確認する。 8.評価および改善 8.評価および改善 8.1 <u>一般</u> (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 8.評価および改善 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 8.評価および改善 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 9.評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部 1.1 監視測定 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 0.2 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、	(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定に <u>コンピュータ</u> ソフトウェアを <u>使う場合には、その</u>		
認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。 を確認する。 8.評価および改善 8.評価および改善 8.1 <u>一般</u> (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 8.評価および改善 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 8.評価および改善 (1) 組織は、 <u>次の事項のために必要となる</u> 監視、測定、分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し、実施する。 9.評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部 1.1 監視測定 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 0.2 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、	コンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確	たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること	
8.評価および改善 8.評価および改善 8.1 <u>一般</u> (1) 組織は, <u>次の事項のために必要となる</u> 監視, 測定, 分析および改善 <u>の</u> プロセスを計画し, 実施する。 点 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (2) これには, 統計的手法を含め, 適用可能な方法, およびその使用の程度を決定することを含 める。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする (要員が情報を容易に取得し、	認は 最初に使用するのに先立って実施する また 必要に応じて再確認する		
 8.1 <u>一般</u> (1) 組織は,<u>次の事項のために必要となる</u>監視,<u>測定</u>,分析および改善<u>の</u>プロセスを計画し,実施する。 <u>施する。</u> 8.1 <u>監視測定</u>,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織が当該改善の必要性,<u>方針</u>,<u>方法等について検討するプロセス</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織が当該改善の必要性,<u>方針</u>,<u>方法等について検討するプロセス</u> (2) れには,統計的手法を含め,適用可能な方法,およびその使用の程度を決定することを含 (2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする (要員が情報を容易に取得し, 			
 8.1 <u>一般</u> (1) 組織は,<u>次の事項のために必要となる</u>監視,<u>測定</u>,分析および改善<u>の</u>プロセスを計画し,実施する。 <u>施する。</u> 8.1 <u>監視測定</u>,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織が当該改善の必要性,<u>方針</u>,<u>方法等について検討するプロセス</u> (1) 組織は,監視測定,分析,<u>評価および改善</u> (1) 組織が当該改善の必要性,<u>方針</u>,<u>方法等について検討するプロセス</u> (2) れには,統計的手法を含め,適用可能な方法,およびその使用の程度を決定することを含 (2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする (要員が情報を容易に取得し, 			
 (1) 組織は、<u>次の事項のために必要となる</u>監視、測定,分析および改善<u>の</u>プロセスを計画し、実施する。 (1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価</u>および改善<u>に係る</u>プロセス(取り組むべき改善に関係する部) (1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価</u>および改善<u>に係る</u>プロセス(取り組むべき改善に関係する部) (1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価</u>および改善<u>に係る</u>プロセス(取り組むべき改善に関係する部) (1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価</u>および改善<u>に係る</u>プロセス(取り組むべき改善 (1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価</u>および改善<u>に係る</u>プロセス(取り組むべき改善 (1) 組織は、監視測定、分析、<u>評価</u>および改善<u>たのの</u> (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 <u>める。</u> (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、 			
 施する。 直 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 点 置マネジメントシステムの適合性を確実にする。 こ 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する (2) これには,統計的手法を含め,適用可能な方法,およびその使用の程度を決定することを含 める。 (2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し, 	8.1 <u>一般</u>	8.1 監視測定,分析,評価および改善	
a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 スを含む。)を計画し、実施する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 こ c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、	(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実	(1) 組織は, 監視測定, 分析, 評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部	
a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 スを含む。)を計画し、実施する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 こ c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、	施する.	門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセ	
a. 業務・原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 める。 (2) 2.1 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含 (2) 2.1 (3) 2.1 (4) 2.1	NE / 00		
 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する (2) これには,統計的手法を含め,適用可能な方法,およびその使用の程度を決定することを含める。 (2) の空間 (2) 2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し, 			
 <u>c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する</u> (2) これには,統計的手法を含め,適用可能な方法,およびその使用の程度を決定することを含 <u>める。</u> (2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し, 			
(2) これには,統計的手法を含め,適用可能な方法,およびその使用の程度を決定することを含 <u>める。</u> (2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し,			
	c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する		
	(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含		
(2) 組織は,要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し,			
	<u> </u>		
改善活動に用いることをいう。)。			
		<u>改善活動に用いることができる体制があることをいう。)。</u>	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

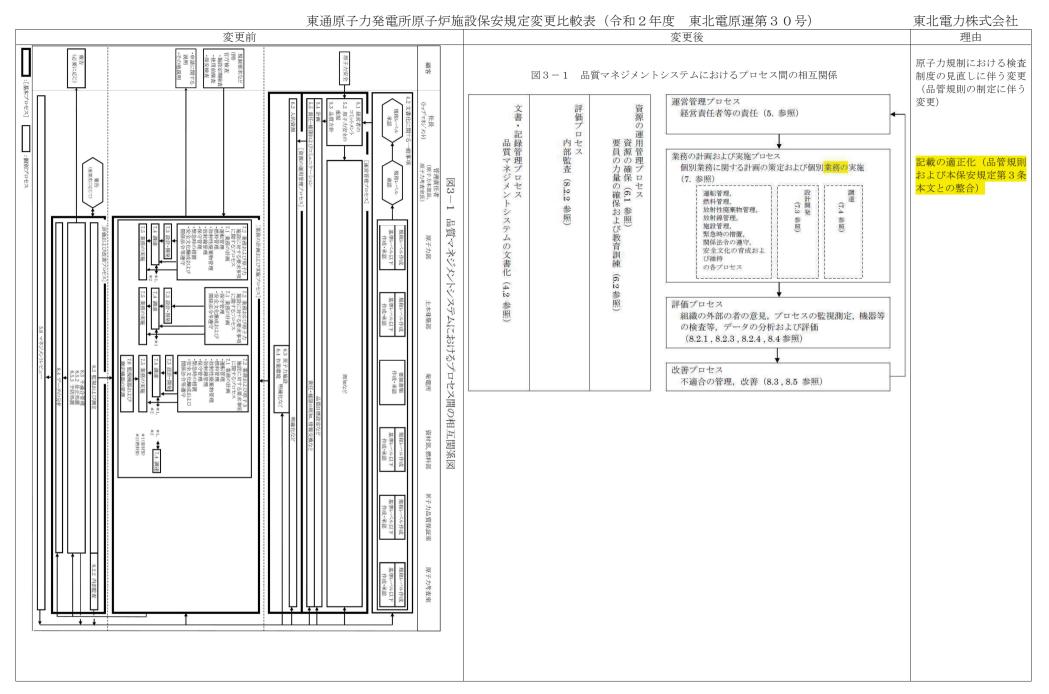
	100休女况比爱史比取衣(卫和乙牛皮 来北电床連弗30万)	
変更前	変更後	理由
8.2 監視および測定	8.2 監視および測定	
8.2.1 原子力安全の達成	8.2.1 組織の外部の者の意見	原子力規制における検査
組織は、 <u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の</u> 測定の一つとして、原子力安全を達		制度の見直しに伴う変更
成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視し、その情	$\frac{1}{2} = \frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} + 1$	(品管規則の制定に伴う
報の入手および使用の方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評		
価情報監視要領」に定め、実施する。	S 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。	<u> </u>
[[[]] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [3 原于刀女主連风仏化に体る下前の計画情報監視安頓」 <u>にためる。</u>	
8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	
 (1) 原子力考査室長は、客観的な評価を行う組織の長として、表3-1に記載の「原子力QMS内 		
部監査要領」を定め、次の事項を実施する。	<u>保安活動の重要度に応じて、</u> あらかじめ定められた間隔で <u>、客観的な評価を行う部門その他の</u>	
<u>a.</u> 品質マネジメントシステム <u>の次の事項が満たされているか否かを明確に</u> するために、あら	<u>体制により</u> 内部監査を実施する。	
かじめ定められた間隔で内部監査を実施する。		
(a) 品質マネジメントシステムが,業務の計画(7.1 参照)に適合しているか, JEAC4111 の要	<u>a.本品質マネジメントシステム計画に基づく</u> 品質マネジメントシステム <u>に係る</u> 要求事項	
<u> 求事項に適合しているか、および組織が決めた</u> 品質マネジメントシステム要求事項に適合		
しているか。		
(b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。	<u>b. 実効性のある</u> 実施 <u>および実効性の</u> 維持	
b. 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性,ならびにこれまでの監査結果	(2) 組織は、内部監査の <u>判定</u> 基準,監査範囲,頻度,方法 <u>および責任を定める。</u>	
を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。		
	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」	
	という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、	
	かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実	
	施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施に	
	いては、客観性および公平性を確保する。	
監査員は、自らの業務を監査しない。	(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内	
血且具 <u>は、</u> 日うり未初 <u>で</u> 血且 <u>しない。</u>	(1) 和職は、内部監査員 <u>または自建者に</u> 自らの <u>回加</u> 業物 <u>または自建上にのる回加業物に関する内</u> 部監査をさせない。	
- 欧大の乳面やトバマ佐、乳母の佐さやトバケ田の知生に用ナス事だかとパケ田 かくパ	<u> し、血量でででない。</u> (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作	
<u>c.</u> 監査 <u>の</u> 計画および実施,記録の作成および <u>結果の報告に関する</u> 責任および権限,ならびに		
要求事項を <u>規定する。</u>	成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施	
	した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項	
	を表3-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。	
(2) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。		
	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知	
	<u> </u>	
(3) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するため	
遅滞なく、必要な修正および是正処置 <u>すべてがとられることを確実にする。</u> フォローアップに	<u>の措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その</u> 結果 <u>を</u>	
は、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。	報告 <u>させる。</u>	
8.2.3 プロセスの監視 <u>および</u> 測定	8.2.3 プロセスの監視測定	
(1) 組織は,表3-1に記載の「原子力QMS プロセスの監視および測定要領」に基づき,品質		
マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法	点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロ	
を適用する。	セスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	
	監視測定の方法には次の事項を含む。	
	a. 監視測定の実施時期	
	 <u>a. min(k)(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)</u>	
	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
(2) <u>これらの</u> 方法 <u>は、</u> プロセスが計画 <u>どおりの</u> 結果を <u>達成する能力があることを</u> 実証する <u>ものと</u>		
(2) <u>これらの</u> 方伝 <u>は、</u> クロビスか計画 <u>とおりの</u> 福米を <u>達成する能力があることを</u> 実証する <u>ものと</u> する。	(5) 組織は、(1)の方法により、ノロビスが 5.4.2(1)および 7.1(1)の計画に足のに結果を <u>得るこ</u> とができることを実証する。	
<u> </u>		
	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	

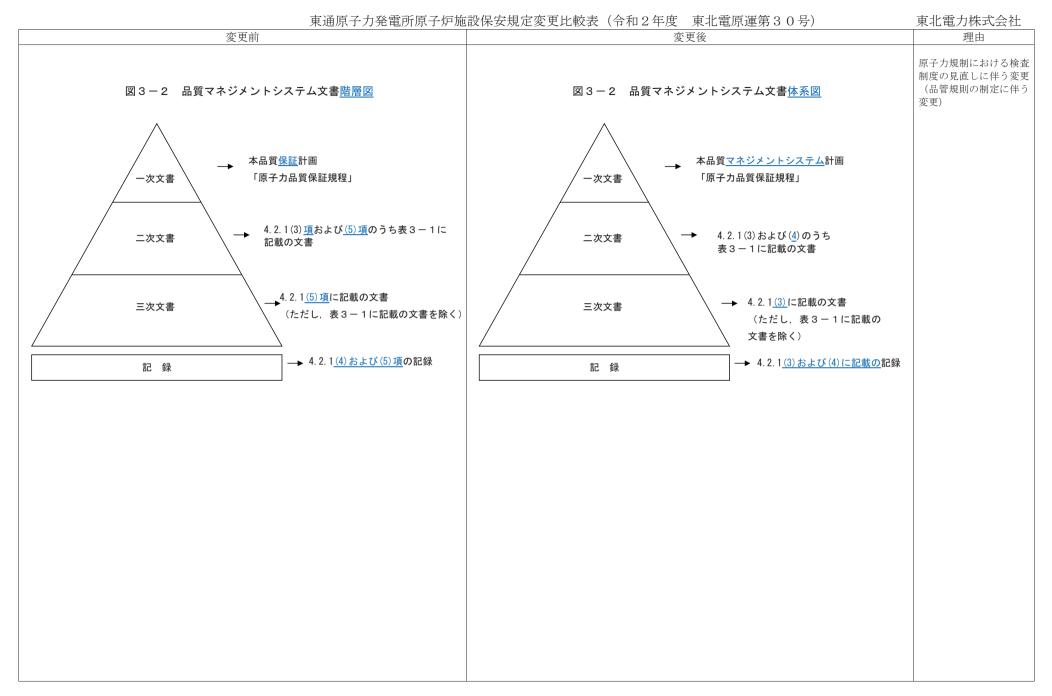
~	1故休女規止変更比較衣(〒和2年度 東北電原連弗30万)	東北電力休式会社
変更前	変更後	理由
(<u>3</u>) 計画 <u>どおりの結果が達成</u> できない場合 <u>には、適切に、修正および是正処置をとる。</u>	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う
8.2.4 検査 <u>および試験</u> (1) 組織は、原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-1に記載の 「原子力QMS 検査および試験要領」に基づき、原子力施設を検査および試験する。検査およ び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定 基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。	8.2.4 <u>機器等の</u> 検査 <u>等</u> (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別 業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実 施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業 者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およ びこれらに付随するものをいう。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査におい	変更)
 (3) <u>リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者の氏名を記録する(4.2.4参照)。</u> (4) 業務<u>の</u>計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。 	 て使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。 (3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を 作成し、これを管理する。 (4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、 	
<u>(2) 検査および試験要員の</u> 独立 <u>の程度を定める。</u>	 個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を 実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とす ること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属 する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。) その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(使用前 事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、 何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を いう。)を確保する。 (6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員とする 	
 8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務・原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐため 	 と(自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、 第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に属していることをいう。) その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)をでう。) 8.3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施される 	
 に,それらを識別し、管理する<u>ことを確実にする。</u> (2) 不適合の処理に関する管理<u>および</u>それに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子 カQMS <u>不適合管理・是正処置・予防処置</u>要領」<u>に規定する。</u> (3) 該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。 	 ことがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された 機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。)。 (2) 組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならび にそれに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に 定める。 (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 	
 (3) 該当うる場合には、組織は、<u>人の一うまたはそれ以上の</u>方法<u>で、</u>个適合を処理する。 a. <u>検出</u>された不適合を除去するための<u>処置をとる。</u> b. 当該の権限をもつ者が、特別採用<u>によって、その使用、リリース、または合格と判定する</u> ことを正式に許可する。 c. <u>本来の意図された</u>使用または<u>適用</u>ができないよう<u>な処置をとる。</u> d. <u>外部への引渡し後または</u>業務の実施後に不適合<u>が検出された場合には、</u>その不適合による 影響または起こり得る影響に<u>対して</u>適切な<u>処置をとる。</u> 	 (3) 組織は、<u>びに掛ける方法のいすれかにより、</u>不適音を処理する。 a. <u>発見</u>された不適合を除去するための<u>措置を講ずること。</u> b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価</u>し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。 c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

		术和电力标题去正
変更前	変更後	理由
(5) 不適合の性質の記録,および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する		医マナ 出知 いいマ いナ
(4.2.4参照)。	る記録を作成し、これを管理する。	原子力規制における検査
(<u>4</u>) <u>不適合に修正を施した</u> 場合 <u>には、</u> 要求事項への適合を実証するための <u>再</u> 検証を行う。	(5) <u>組織は、(3)a.の措置を講じた</u> 場合に <u>おいては、個別業務等</u> 要求事項への適合 <u>性</u> を実証するた	
	めの検証を行う。	(品管規則の制定に伴う
(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準(「ニューシア登録管理要領」)	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容を	変更)
に従い,不適合事象の内容をニューシアへ登録する <u>など</u> により,情報の公開を行う。	ニューシアへ登録する <u>こと</u> により,情報の公開を行う。	
8.4 データの分析	8.4 データの分析 <u>および評価</u>	
(1)組織は,品質マネジメントシステム <u>の適切性および有効性</u> を実証するため, <u>また,</u> 品質マネ		
ジメントシステムの <u>有効性の継続的な</u> 改善の <u>可能性を</u> 評価するために表3-1に記載の「原子		
カQMS データの分析要領」 <u>を定め、</u> 適切なデータを明確にし、 <u>それらのデータを</u> 収集し、分		
析する。こ <u>の中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する</u>		
情報源からのデータを含める。	に <u>、</u> 表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」 <u>において、</u> 適切なデータ <u>(監視測定</u>	
	の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収	
	集し, <u>および</u> 分析する。	
(2) データの分析 <u>によって、次の事項に関連する</u> 情報を <u>提供する。</u>	(2) <u>組織は、(1)の</u> データの分析 <u>およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る</u> 情報を <u>得</u>	
	<u>a.</u>	
a. <u>原子力安全の達成に関する</u> 外部の <u>受けとめ方(8.2.1 参照)</u>	a. <u>組織の</u> 外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	
b. 業務 <u>・原子力施設に対する</u> 要求事項への適合 <u>(8.2.3 および 8.2.4 参照)</u>	b. <u>個別</u> 業務 <u>等</u> 要求事項への適合 <u>性</u>	
c. <u>予防処置の機会を得ることを含む、</u> プロセスおよび原子力施設の、特性および傾向(8.2.3	c. 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器	
および 8.2.4 参照)	等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について	
d. 供給者の能力 <u>(7.4参照)</u>	d. <u>調達物品等の</u> 供給者の <u>供給</u> 能力	
8.5 改善	8.5 改善	
8.5.1 継続的改善	8.5.1 継続的な改善	
組織は、品質方針 <u>、</u> 品質目標、 <u>監査結果、データの分析、是正処置、予防処置および</u> マネジメン		
トレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメント	
	レビューおよび内部監査の結果の活用,データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価	
	を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	
8.5.2 是正処置	8.5.2 是正処置 <u>等</u>	
組織は,表3-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を		
<u>定め、実施する。</u>		
(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるとこ	
(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	ろにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	
(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	
規定する。		
<u>a.</u> 不適合 <u>のレビュー</u>	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的,人的および組織的	
<u>b. 不適合の原因の特定</u>	側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネ	
	ジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含	
	<u>む。)</u>	
	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能	
<u>c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u>	<u>性の明確化</u>	
<u>d.</u> 必要な処置 <u>の決定および</u> 実施	<u>b.</u> 必要な <u>是正</u> 処置 <u>を明確にし、</u> 実施 <u>する。</u>	
<u>f. とった</u> 是正処置の <u>有効性のレビュー</u>	c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。	
		I

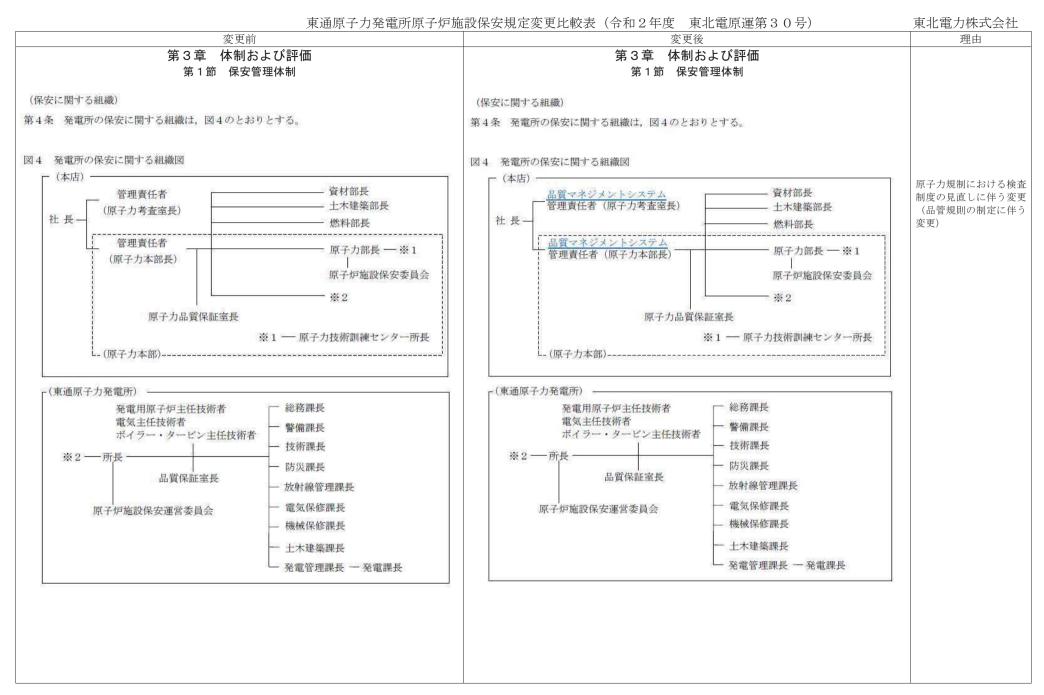
	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	果北電刀株式会社
変更前	変更後	理由
<u>e. とった</u> 処置の結果の記録 <u>(4.2.4 参照)</u>	 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響 を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変 更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす 影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす 影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために 行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2)組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」 に定める。 (3)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る 情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措 置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう。)。 	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う
 8.5.3 <u>子防</u>処置 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に次の事項を <u>定め、実施する。</u> (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得ら れた知見(良好事例を含む。)および他の施設から得られた知見(BWR事業者協議会で取り扱 う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、その原因を除去する処置を決め <u>る。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と</u> 共有することも含む。 (2) 子防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項(EAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を <u>規定する。</u> a. 起こり得る不適合およびその原因<u>の特定</u> b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性<u>の</u>評価 c. 必要な処置<u>の決定および実施</u> e. とった予防処置の着果の記録(4.2.4 参照) 	 8.5.3 <u>未然防止</u>処置 (1) 組織は、<u>原子力施設その</u>他の施設<u>の運転経験等の</u>知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術 情報およびニューシア登録情報を含む。)<u>を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施</u> <u>設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行っ た結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止 処置を講じる。</u> a. 起こり得る不適合およびその原因<u>について調査する。</u> b. <u>未然防止処置を選ずる必要性について</u>評価する。 c. 必要な未然防止処置を<u>可確にし、実施する。</u> d. <u>講じたすべての未然防止処置を近その結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」 に定める。 	





			1/1/1/1/1/		版你女师之交入	比較衣(豆和乙牛皮		50,57		
変更前				変更後					理由	
	表3-1 一次・二次文書一覧表				表 3-1 一次・二次文書一覧表				_	
保安規定第3条の 記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保安規定第3条の 記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	原子力規制における検査
4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	<u>全項目</u>	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	_	制度の見直しに伴う変更
保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文	(品管規則の制定に伴う 変更)
4.1 <u>6.3</u>	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	_	4. 1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	_	
4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 1	—	4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 1	_	
<u>4. 2. 1</u> 4. 2. 3 4. 2. 4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領 <u>※1</u>	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 2	第 119 条	4. 2. 3 4. 2. 4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領 ^{※1}	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 4 - 2	第 119 条	
5. 3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	—	5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	_	
5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	—	5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	_	
5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 3	第5条, 第8条~第9条の3	5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 3	第5条, 第8条〜第9条の3	
5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4		5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4		
5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 5	第6条,第7条	5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 5	第6条,第7条	
5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	_	5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 6	_	
6. 2 <u>. 2</u>	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第117条,第118条	6.2	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原 6 - 1	第117条,第118条	
	原子力QMS 内部監査員の力 量,教育・訓練および認識要領	原子力考查室長 (原子力考查室)	原考6-1	_		原子力QMS 内部監査員の力 量,教育・訓練および認識要領	原子力考查室長 (原子力考查室)	原考6-1	_	
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	_		原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 7 - 1	_	「 <u>8.2.3</u> プロセスの監視 測定」は,監視測定の結
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 12 条~第 77 条, 第 83 条,第 86 条, 第 87 条,第 88 条	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 12 条~第 77 条, 第 83 条, 第 86 条, 第 87 条, 第 88 条	 果に基づく改善等を含ん でおり、必要な二次文書 と紐づける
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第 19 条~第 21 条, 第 23 条, 第 25 条~第 27 条, 第 35 条~第 68 条, 第 71 条~第 73 条, 第 78 条~第 82 条, 第 84 条, <u>第 85 条</u>		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	$ \begin{array}{c} \begin{array}{c} & 19 \ \& \sim \ & 21 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 123 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 123 \ \&, \\ & \end{array} \\ & \begin{array}{c} & 125 \ \& \sim \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 125 \ \& \sim \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 125 \ \& \sim \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 135 \ \& \ & 27 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 135 \ \& \ & 27 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 175 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 125 \ \& \ & 127 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 125 \ \& \ & 125 \ \&, \\ & \begin{array}{c} & 125 \ \& \ & 125 \ \&, \\ & \end{array} \end{array} \end{array} $	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第86条~第90条		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	<u>第 85 条~第 89 条</u>	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	<u>第91条~第105条</u>		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	<u>第 90 条~第 104 条</u>	
				<u> </u>]	<u> </u>		1	

		変更	E前				変更	更後			理由
	定第3条の	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の	保安規定第3条の	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の	
	載 <u>項目</u> 7.5	原子力QMS 保修業務運用要領		原7-5	関連条文 第 11 条の 2, 第 19 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条~第 32 条, 第 37 条, 第 39 条, 第 41 条~第 44 条, 第 47 条, 第 49 条~第 53 条, 第 56 条, 第 56 条, 第 56 条, 第 62 条, 第 11 条~第 106 条 9 3	<u>記載項目</u> 7.1 7.5	原子力QMS 保修業務運用要領		原7-5	Bjue \pounds y 第 11 \pounds , 0 2, 第 11 \pounds , 第 22 \pounds , 第 19 \pounds , 第 22 \pounds , 第 24 \pounds , 第 27 \pounds , 第 24 \pounds , 第 27 \pounds , 第 37 \pounds , 第 39 \pounds , 第 37 \pounds , 第 39 \pounds , 第 41 \pounds , 第 47 \pounds , 第 47 \pounds , 第 47 \pounds , 第 56 \pounds , 第 59 \pounds , 第 62 \pounds , 第 10 \pounds , 第 105 \pounds , 9 6	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
		原子力QMS 原子力災害対策実 施要領	[原子力部長 (原子力部)	原7-6	第 107 条~第 116 条, 第 120 条		原子力QMS 原子力災害対策実 施要領	原子力部長 (原子力部)	原7-6	第 107 条~第 116 条, 第 120 条	
		加会頃 原子力QMS 安全文化醸成およ び関係法令等遵守に係る実施要領		原品 7 — <u>1 2</u>	第120 来 第2条の2 <u>,第2条の</u> <u>3</u>		原子力QMS 安全文化 <u>管理</u> 要領		原品 〔7- <u>2</u>	第120 来 第2条の2	
7.2.3		原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8		7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	_	
7.3		原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9		7.3	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	_	
7.4		原子力QMS	原子力部長	原7-10		7.4	原子力QMS	原子力部長	原7-10	_	
7.6		調達管理要領 原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要 領	(原子力部) 原子力部長 (原子力部)	原7-11		7.6	調達管理要領 原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要	(原子力部) 原子力部長 (原子力部)	原7-11	_	
8.2.1		原 原子力QMS 原子力安全達成状 況に係る外部の評価情報監視要領		原品 8 - 1		8. 2. 1	□ 原 原子力QMS 原子力安全達成状 況に係る外部の評価情報監視要領		原品 8 - 1		
8.2.2		原子力QMS 内部監査要領 <u>※1</u>		原考8-1		8. 2. 2	原子力QMS 内部監査要領 <u>**1</u>	(原子力考查室長 (原子力考查室)	原考8-1		
8.2.3		原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 8 - 2		8. 2. 3	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室長)	原品 8 - 2		
8.2.4		原子力QMS 検査および試験要領	(原子力部長 (原子力部)	原 8 - 1	_	8.2.3 8.5.3 8.5.3	2 原子力QMS <u>改善措置活動</u> 要領 <u>※1</u>		原品 8 - 3	_	「8.2.3 プロセスの監視
8.3 8	8.5.2 8.5.3	原子力QMS 不適合管理・是正 処置・予防処置要領※1		原品 8 - 3	_	8. 2. 4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1		測定」は、監視測定の結 果に基づく改善等を含ん
8.4		原子力QMS データの分析要領		原品 8 - 4	第10条	8.4	原子力QMS データの分析要領		原品 8 - 4	第 10 条	<mark>でおり,必要な二次文書</mark>
₩1 : <u>J</u>	EAC4111 4.5	2 <u>.1 c)の対象</u> 文書を表す。				※1: <u>品管規則の</u> 要	- 要求事項に基づき作成する文書				と紐づける



東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

		来11电刀体式去11
変更前	変更後	理由
 (保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。 (1) 社長は,発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括 する。また,関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実に する。 (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、監査業務を統括する。また、関係法 令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成に係る活動(内部監査部門に限る。)を統括す る。 (3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。) の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、 関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>に係る活動(内部監査部門を除く。)を 統括する。 	 (保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務<u>のうち、本店組織の職務は</u>次のとおり。 (1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括 する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な</u>安全文化の<u>育成および維持</u>が行わ れることを確実にする。 (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム (2) 原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム (3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。) の実施に係る品質マネジメントシステム (3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。) の実施に係る品質マネジメントシステム (4) 原子法の具体 (5) の実施に係る品質マネジメントシステムの具体 (5) の実施に係る活動(内部監査部門を除く。)を統括する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更) 記載の適正化(本保安規 定第3条,第4条との整 合)
(中略)	(中略)	
(6)土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保守に関する業務を統括する。	(6)土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の <u>施設管理</u> に関する業務を統括する。	
(中略)	(中略)	
	(9)原子力技術訓練センター所長は,教育・訓練(保安教育を除く。)の総括に関する業務を行う。	
 (9)所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (10)総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。 (11)警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。 (12)技術課長は、炉心性能管理、燃料の管理および原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。 (13)防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。 (14)放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。 (15)電気保修課長は、原子炉施設のうち電気設備および計測制御設備の保守に関する業務を行う。 (16)機械保修課長は、原子炉施設のうち電気設備および計測制御設備の保守に関する業務を行う。 (17)土木建築課長は、原子炉施設のうち土木建築設備の保守に関する業務を行う。 (18)発電管理課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い(技術課長所管業務を除く。)に関する当直業務を行う。 (19)発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い(技術課長所管業務を除く。)に関する当直業務を行う。 (20)品質保証室長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。 (21)原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練(保安教育を除く。)の総括に関する業務を行う。 (21)原子力技術訓練センター所長は、教育・訓練(保安教育を除く。)の総括に関する業務を行う。 	 2.保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。 (1)所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2)総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。 (3)警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。 (4)技術課長は、炉心性能管理、燃料の管理および原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。 (5)防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。 (6)放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。 (7)電気保修課長は、原子炉施設のうち電気設備および計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。 (8)機械保修課長は、原子炉施設のうち電気設備および原子炉施設のうち機械設備の施設管理に関する業務を行う。 (10)発電管理課長は、原子炉施設のうち土木建築設備の施設管理に関する業務を行う。 (11)発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 (12)品質保証室長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。 	
う。 (22)(10)から(21)に定める職位は,所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならびに 記録および報告を行う。 (23)(10)から(21)に定める職位は,(10)から(22)に定める業務の遂行にあたっ て,課(所,室)員を指示・指導し,遂行に係る品質保証活動を行う。また,課(所,室)員は課(所, 室)長の指示・指導に従い業務を実施する。	 (13) 第1項(9) および第2項(2) から(12) に定める職位は,所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならびに記録および報告を行う。 (14) 第1項(9) および第2項(2) から(12) に定める職位は,第1項(9) および第1 項(2) から(13) に定める業務の遂行にあたって,課(所,室)員を指示・指導し,遂行に係る品質保証活動を行う。また,課(所,室)員は課(所,室)長の指示・指導に従い業務を実施する。 	

	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(24) その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき 所管業務を遂行する。	 3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。 4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
(省略)	(省略)	
 (原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2.運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し,確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1)運転管理に関するマニュアルの制定および改定 運転員の構成人員に関する事項 当直の引継方法に関する事項 原子炉の起動および停止操作に関する事項 巡視点検に関する事項 異常時の操作に関する事項 第報発生時の措置に関する事項 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (1) 保守管理に関するマニュアルの制定および改定 	 (原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1)運転管理に関するマニュアルの制定および改定 運転員の構成人員に関する事項 当直の引継方法に関する事項 原子炉の起動および停止操作に関する事項 巡視点検に関する事項 異常時の操作に関する事項 第報発生時の措置に関する事項 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 (1) 施設管理に関するマニュアルの制定および改定 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	
4.運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、 第5条第1項(10)から(18)の各課長の職位にある者、第5条第1項(20)の品質保証 室長の職位にあるものに加え委員長が指名した者で構成する。	4.運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、 第5条第2項(2)から(10)の各課長の職位にある者、第5条第2項(12)の品質保証室 長の職位にあるものに加え委員長が指名した者で構成する。	

 \mathfrak{S}

来迪尿丁刀光电团尿丁炉加	也設怀女規止変更比較衣(〒和2年度 東北電原連弗30万)	東北電力休式会社
変更前	変更後	理由
 (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子炉主任技術者および代行者を,原子炉主任技術者免状を有する者であって,次の業務の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお,原子炉主任技術者は社長が選任する。 (1)原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 	 (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子炉主任技術者および代行者を,原子炉主任技術者免状を有する者であって,次の業務の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお,原子炉主任技術者は社長が選任する。 (1)原子炉施設の施設管理に関する業務 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は,原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし, 「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき,次の職務を遂行する。	(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は,原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし, 「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき,次の職務を遂行する。	
(中略)	(中略)	
(3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。	(3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。	
表 9 - 2	表9-2	
条 文 内 容	条 文 内 容	_
(中略)	(中略)	
第73条(予防保全を目的とした <mark>点検・</mark> 第2項に定める必要な安全措置	第73条(予防保全を目的とした保全作)第2項に定める必要な安全措置	記載の適正化(用語の統
	第9項に定める運転上の制限外から復帰していると 判断した場合)
(中略)	(中略)	
(省略)	(省略)	
(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力 発電工作物)(以下「電気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実 に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要 領」に基づき、次の職務を遂行する。	発電工作物)(以下「電気工作物」という。)の工事,維持および運用に関する保安の監督を誠実	
(中略)	(中略)	原子力規制における検査
 (3) <u>溶接事業者検査</u>および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。 (4) 法令に基づき行われる立入検査、審査には、原則として立会う。 (5) 法令に基づき行われる使用前検査、施設定期検査(以下「定期検査」という。)には、あら 	指導・監督を行う。 (4)法令に基づき行われる立入検査には、原則として立会う。	地広の日本シントがそれま
<u>かじめ定めた区分に基づき検査への立会いまたは検査記録の確認を行う。</u> (6)あらかじめ定めた確認すべき記録について、その内容を確認する。 2. 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービ ン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。	 (5) あらかじめ定めた確認すべき記録について、その内容を確認する。 2. 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 	
(省略)	(省略)	

	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号) 変更後	東北電力株式会社 理由
第1節 通則	第1節 通則	
(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。	(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。	
(中略)	(中略)	
3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。	3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。	
(中略)	(中略)	
定検 定期検査 のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 炉起動 定 定 定 定 定 定 第 こ 1 <t< td=""><td>定事検 定期事業者検査 のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 子炉起動 定期検停止時 定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。</td><td>原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変</td></t<>	定事検 定期事業者検査 のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。 子炉起動 定期検停止時 定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
(省略)	(省略)	更)
 (原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{巻1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、経済産業大臣および原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。まま、11の2 (素11の2) (素子炉の運転期間 13ヶ月) ※1:原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。 (省略) 	 (原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{*1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第55条第4項第1号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期事業者検査</u>を行う。 太おしている場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。 表11の2 (原子炉の運転期間 13ヶ月) ※1:原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の 主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。 (省略) 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

不远你1752电/////1///////////////////////////////	直试床女况上发史比取衣(卫和乙牛皮 宋北电床連弟30万)	
変更前	変更後	理由
<u>(</u> 新規)	 (運転管理業務) 第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1)発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 (1)発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 (1)発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 (1)発電課長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 (1)差電課長は、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。 (1)運転操作(状態管理を含む。)を実施する。 (2)発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号 (2)発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号 (2)発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号 (3)各課長は、第3節(第71条から第74条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。 (3)各課長は、第3節(第71条から第74条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
 (巡視点検) 第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。) 内部および第93条第1項で定める区域を除く。)を巡視し、次の施設および設備について 点検を行う。 (1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設 (省略) 	 (巡視点検) 第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。) 内部および第93条第1項で定める区域を除く。)を巡視し、次の施設および設備について 点検を行う。<u>なお、実施においては第105条の3第3項に定める観点を含めて行う(以下、 本条において同じ。)。</u> (1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設 (省略) 	
 (マニュアルの作成) 第14条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する 事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認 を得る。 (中略) (6)定期的に実施するサーベランスに関する事項 	 (マニュアルの作成) 第14条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する 事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認 を得る。 (中略) (6)定期的に実施するサーベイランスに関する事項 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略) (原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長は,原子炉起動前に,次の施設および設備を点検し,異常の有無を確認する。 (中略) 2.発電課長は, <u>定検</u> 停止後の原子炉起動前に,第3節で定める <u>定検</u> 停止時に実施する検査の結果 を確認する。	(省略) (原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長は,原子炉起動前に,次の施設および設備を点検し,異常の有無を確認する。 (中略) 2.発電課長は, <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に,第3節で定める <u>定事検</u> 停止時に実施する検査の 結果を確認する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

不远你了刀光电 川 床!炉爬	取床女烷尼发文比较衣(节柏乙干皮 末北电床连射30万)	米北电刀林 丸云江
変更前	変更後	理由
第3節 運転上の制限	第3節 運転上の制限	
 (停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止,冷温停止および燃料交換において,停止余裕は, 表19-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 燃料取替終了後,次号に定める停止余裕の<u>検査</u>を行うまでは制御棒の引抜を行ってはならない。 (1)技術課長は,燃料取替終了後,<u>停止余裕の検査を</u>0.38%Δk/k^{*1}の反応度補正をした状態<u>で</u> 実施し,その結果を発電管理課長に通知する。 	 (停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止,冷温停止および燃料交換において,停止余裕は, 表19-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 燃料取替終了後,次号に定める停止余裕の確認を行うまでは制御棒の引抜を行ってはならない。 (1)技術課長は,燃料取替終了後,0.38%Δk/k^{*1}の反応度補正をした状態<u>の停止余裕を確認</u>し, その結果を発電管理課長に通知する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
 (制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 2.制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)機械保修課長は、定檢停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 	 (制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 2.制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)機械保修課長は、定事検停止時にスクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
 (ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転および起動において,ほう酸水注入系は,表24-1で定める事項 を運転上の制限とする。 2.ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を 実施する。 (1)発電管理課長は,定檢停止時に,ほう酸水注入系の機能を確認する。 (2)発電課長は,定檢停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{*1}が原 子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 	 (ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転および起動において,ほう酸水注入系は,表24-1で定める事項 を運転上の制限とする。 2.ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を 実施する。 (1)発電管理課長は,定事檢停止時に,ほう酸水注入系の機能を確認する。 (2)発電課長は,定事檢停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}が 原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
	(中略)	
	(6)発電課長は、原子炉の状態が運転および起動において、主要な電動弁が開することを1ヶ 月に1回確認する。また、動作確認後、動作確認に際し使用した弁が待機状態にあることを 確認する。	
(中略)	(中略)	
※1:主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続 する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待 されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配 管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。 (省略)	※1:主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管およびほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう(主要な電動弁については、第2項(6)においても同じ。)。	
	(省略)	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

変更前	変更後	理由
(計測および制御設備)	(計測および制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて,次の計測および制御設備*1は,表27-1で定める事項を運転 上の制限とする。	
(中略)	(中略)	
 2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)各課長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を発電管理課長に通知する。なお、各課長は前項で定める計測および制御設備に関係する事象を発見した場合には、誤動作^{*2}または誤不動作^{*3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。 (中略) 	実施する。 (1)各課長は、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を発電管理課長 に通知する。なお、各課長は前項で定める計測および制御設備に関係する事象を発見した場	

理由	変更後				変更前		
		よび制御設備に係る確認			242404	よび制御設備に係る確認	
	雀認	裝 子炉保護系計装に係るる	1. 原子炉保護系計 表27-2-1 原-		確認	表 予炉保護系計装に係るる	. 原子炉保護系計装 €27−2−1 原子
項目頻度	項目	設定値	要素	頻 度	項目	設定値	要素
合温停止**1,および燃 いて動作不能でない	発電課長は,原子炉の状態 高温停止*1,冷温停止*1, 料交換*1において動作不f ことを指示により確認する		1. 起動領域モニタ a. 原子 炉周期 (ペリオド)短	毎日1回	発電課長は、原子炉の状態が起動, 高温停止*1,冷温停止*1,および燃 料交換*1において動作不能でない ことを指示により確認する。*2	10 秒以上 (中間領域)	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド)短
寺, 起動領域モニタと モニタのオーバラッ	発電課長は,原子炉の状態 ら運転へ入る時,起動領域 平均出力領域モニタのオー プを確認する			原子炉起動時	発電課長は、原子炉の状態が起動か ら運転へ入る時、起動領域モニタと 平均出力領域モニタのオーバラッ プを確認する		
く。)および論理回路	電気保修課長は、チャンネル (検出器を除く。)および 機能 ^{<u>※4を確認</u>する。}			定檢停止時	電気保修課長は、チャンネル校正 ^{*3} (検出器を除く。)および論理回路 機能 <u>検査^{*4}を実施</u> する。		
は,論理回路機能 <u>を確定事検</u> 停止時	電気保修課長は,論理回路 認する。	_	b. 機器動作不能	定検停止時	電気保修課長は,論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	_	b. 機器動作不能
能でないことを指示 5。	発電課長は,原子炉の状態 おいて動作不能でないこ。 により確認する。	(原子炉モードスイ ッチが「燃料取替」	 2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 	毎日1回	発電課長は,原子炉の状態が起動に おいて動作不能でないことを指示 により確認する。	15%以下 (原子炉モードスイ ッチが「燃料取替」	ニタ a. 中性子束高
寺, 起動領域モニタと モニタのオーバラッ	発電課長は,原子炉の状態 ら運転に入る時,起動領域 平均出力領域モニタのオー プを確認する。	「起動」の時)	(a)中性子束		発電課長は、原子炉の状態が起動か ら運転に入る時,起動領域モニタと 平均出力領域モニタのオーバラッ プを確認する。	「起動」の時)	(a) 中性子束
く。)および論理回路	電気保修課長は、チャンジ(検出器を除く。)および機能<u>を確認</u>する。			定検停止時	電気保修課長は,チャンネル校正 (検出器を除く。)および論理回路 機能 <u>検査を実施</u> する。		
能でないことを指示	発電課長は,原子炉の状態 おいて動作不能でないこ。 により確認する。	120%以下 (原子炉モードスイ ッチが「運転」の時)		毎日1回	発電課長は,原子炉の状態が運転に おいて動作不能でないことを指示 により確認する。	120%以下 (原子炉モードスイ ッチが「運転」の時)	
カ領域モニタのゲイ X要に応じて電気保修 実施する。	技術課長は,原子炉の状態 おいて平均出力領域モニ ンを確認し,必要に応じて 課長は校正を実施する。				技術課長は,原子炉の状態が運転に おいて平均出力領域モニタのゲイ ンを確認し,必要に応じて電気保修 課長は校正を実施する。		
1,000MWd/t に1回	力領域モニタの校正を実施			が 1,000MWd/t に1回	電気保修課長は、動作可能な局部出 力領域モニタの校正を実施する。		
	 電気保修課長は、チャンジ (検出器を除く。)および 機能を確認する。 			<u>定検</u> 停止時	電気保修課長は,チャンネル校正 (検出器を除く。)および論理回路 機能 <u>検査を実施</u> する。		

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

		変更前				変更後		理由
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定	技術課長は、原子炉の状態が運転に おいて平均出力領域モニタのゲイ ンを確認し、必要に応じて電気保修 課長は校正を実施する。	1週間に1回	(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図27に示す設定 値以下)	技術課長は、原子炉の状態が運転に		
		電気保修課長は、動作可能な局部出 力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分 が 1,000MWd/t に1回			電気保修課長は、動作可能な局部出 力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分 が 1,000MWd/t に1回	
		 電気保修課長は、チャンネル校正 (検出器を除く。)および論理回路 機能<u>検査を実施</u>する。 電気保修課長は、流量信号校正を実 				電気保修課長は,チャンネル校正 (検出器を除く。)および論理回路 機能 <u>を確認</u> する。 電気保修課長は,流量信号校正を実		原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
b.機器動作不能	_	施する。 電気保修課長は,論理回路機能 <u>検査</u> を実施する。	定檢停止時	b.機器動作不能	_	施する。 電気保修課長は,論理回路機能 <u>を確</u> 認する。	定事檢停止時	
3. 原子炉圧力高	7.22MPa[gage]以下	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.22MPa[gage]以下	発電課長は、原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定檢停止時			電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事檢停止時	
4. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm 以上 (圧力 容器零レベルより)	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 原子炉水位低 (L3)	1,372cm 以上(圧力 容器零レベルより)	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	
		電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定檢停止時			電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事檢停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事檢停止時	
6. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage]以下	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	6. ドライウェル 圧力高	13.7kPa[gage]以下	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。		
		電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時			電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事檢停止時	
7. スクラム排出容 器水位高	94.5 L以下 (スクラム排出容器 1個あたり)	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時	7. スクラム排出容 器水位高	94.5 L以下 (スクラム排出容器 1個あたり)	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事檢停止時	
8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{**5}	発電課長は、原子炉熱出力45%相当 以上でバイパス状態でないことの 確認を行う。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能検査を実施する。	起動時 <u>定検</u> 停止時	8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下** ⁵	発電課長は,原子炉熱出力45%相当 以上でバイパス状態でないことの 確認を行う。 電気保修課長は,チャンネル校正お よび論理回路機能を確認する。	起動時 <u>定事検</u> 停止時	

		変更前				変更後		理由
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	原子力規制における検査
9. 蒸気加減弁急速 閉 a. 油圧	油圧 ^{※6} 4.12MPa[gage]以上	発電課長は,原子炉熱出力45%相当 以上でバイパス状態でないことの 確認を行う。	起動時	9. 蒸気加減弁急速 閉 a. 油圧	油圧 ^{※6} 4.12MPa[gage]以上	発電課長は,原子炉熱出力45%相当 以上でバイパス状態でないことの 確認を行う。	起動時	 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変更)
b. 電磁弁励磁位 置	励磁位置 ^{**6}	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定檢停止時	b. 電磁弁励磁位 置	励磁位置 ^{※6}	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事檢停止時	
10. 主蒸気管放射 能高	 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。	毎日1回	10. 主蒸気管放射 能高	 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 	発電課長は,原子炉の運転状態が運 転および起動において動作不能で ないことを指示により確認する。		
		電気保修課長は,チャンネル校正お よび論理回路機能検査を実施する。	定檢停止時			電気保修課長は,チャンネル校正お よび論理回路機能を確認する。	定事檢停止時	
下3階床水平 (TP-10.8m) b.原子炉建屋地 下1階床水平 (TP4.2m)	床水平 200Gal 以下 原子炉建屋地下1階 床水平 290Gal 以下 原子炉建屋地下3階 床鉛直 90Gal 以下	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。		下3階床水平 (TP-10.8m) b.原子炉建屋地 下1階床水平 (TP4.2m)	200Gal 以下 原子炉建屋地下1階 床水平 290Gal 以下 原子炉建屋地下3階 床鉛直 90Gal 以下	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	定事検停止時	
12. 原子炉モード スイッチ 「停止」位置	_	電気保修課長は,論理回路機能 <u>検査</u> <u>を実施</u> する。	定檢停止時	12. 原子炉モード スイッチ 「停止」位置	_	電気保修課長は,論理回路機能 <u>を確</u> 認 する。	定事檢停止時	
13. スクラム回路	_	発電課長は、原子炉の状態が運転お よび起動において、自動スクラム論 理回路が動作可能であることを確 認する。 電気保修課長は、手動スクラム論理 回路機能 <u>検査を実施</u> する。		13. スクラム回路	_	発電課長は、原子炉の状態が運転お よび起動において、自動スクラム論 理回路が動作可能であることを確 認する。 電気保修課長は、手動スクラム論理 回路機能 <u>を確認</u> する。		
		(中略)				(中略)		
が発生するこ	とにより、その機能の	センサからの出力信号にて,論理回; 建全性を確認することをいう。なお, 囲を確認したとみなすことができる。		号が発生する	ことにより、その機能	は,センサからの出力信号にて,論理 の健全性を確認することをいう。なお, 範囲を確認したとみなすことができる。	,確認は部分的な	<mark>記載の適正化</mark>
		(省略)				(省略)		

					旭以休女炕足发火					朱礼电刀体 八云 位
		変更前			0 17-11/5/14-5 P		変更後			理由
	(中性子源領域) 計装動領域モニタ計装に係	てた三刃				(中性子源領域)計装 動領域モニタ計装に係				
			400	rt.				45	rt.	
要素	項		頻		要素	2.5	目		度	
1. 起動領域モニタ	発電課長は、計数率か	ゞ3s⁼」以上であること			1. 起動領域モニタ		ゞ3 s⁻¹以上であること			
	の確認を行う。		停止,冷温停」			の確認を行う。		停止,冷温停		
			交換*2の場合					交換*2の場合		
			心変更中*2の	易合 1 2 時間				心変更中*2の	場合12時間	
			に1回					に1回		
		D状態が起動 ^{**1} ,高温 び燃料交換 ^{*2} におい	毎日	上回			の状態が起動 ^{※1} ,高温	7年日	1回	
		い燃料交換 ^{***} におい ことを指示により確認					び燃料交換 ^{※2} におい ことを指示により確認			
	して、動TF小能でない、 する。	- こを拍小により帷部				て、動作不能でない、 する。	ここを拍小により帷祕			
	, = 0	ャンネル校正(検出器	定検信	同時		, = 0	ャンネル校正(検出器	空重投	停止時	原子力規制における検査
	を除く。)を実施する		<u>人上 1</u> 円	5117144		電気床修味及は,) を除く。)を実施す			「「「」」	制度の見直しに伴う変更
※1:中性子源領域		av₀	1		▲ 1:中性子源領域 ⁻		<i>⊲</i> ₀	<u> </u>		(法令等の改正に伴う変
	くめる場合 タ周りの燃料が4体未注	帯の場合け除く				このる場合 タ周りの燃料が4体未注	帯の場合は除く			更)
/	> 7.9 > ** mm11 A - I (**/151	1-1				2.4.2.5.5 MWTH W. II PP/201				
3. 非常用炉心冷却	系計装				3. 非常用炉心冷却表	系計装				
(1)低圧炉心ス	プレイ系計装				(1) 低圧炉心ス:	プレイ系計装				
表27-2-3 (1)) 低圧炉心スプレイ	系計装に係る確認			表27-2-3(1)	低圧炉心スプレイ	系計装に係る確認			
要素	設定値	項目		頻 度	要素	設定値	項目	l	頻 度	
1. 原子炉水位異常	961cm 以上	(1)発電課長は,原子	ゲ炉の状態が運	毎日1回	1. 原子炉水位異常	961cm以上	(1)発電課長は,原三	子炉の状態が運	毎日1回	
低 (L1)	(圧力容器零レベル	転,起動および高	高温停止におい		低 (L1)	(圧力容器零レベル		•		
	より)	て動作不能でない	いことを指示に			より)	て動作不能でない	いことを指示に		
	13.7kPa[gage]以下	より確認する。				13.7kPa[gage]以下	より確認する。			
力高		(2) 電気保修課長は,		定檢停止時	力高		(2) 電気保修課長は,		定事檢停止時	
3. 注入隔離弁差圧	5.0MPa[gage] ^{*1}	正および論理回路	8機能 <u>検査を実</u>		3. 注入隔離弁差圧	5.0MPa[gage] ^{*1}	正および論理回路	各機能 <u>を確認</u> す		
低(注入可)		<u>施</u> する。			低 (注入可)		る。			
···· /////////////////////////////////	定値に対して計器の許	容誤差の範囲内であれ	ば, 運転上の制限	長を満足してい な			容誤差の範囲内であれ	ば,運転上の制	限を満足していな	
いとはみなさ	ない。				いとはみなされ	こい。				
(2) 低圧注水系	計准				(2) 低圧注水系語	十十十				
表27-2-3(2)		係る確認			表27-2-3(2)		係る確認			
要素	設定値	項 目		頻 度	要素	設定値	項 目		頻 度	
1. 原子炉水位異常	961cm 以上	(1)発電課長は、原子	ゲ炉の状態が運	毎日1回	1. 原子炉水位異常	961cm以上	(1)発電課長は、原子	子炉の状態が運	毎日1回	
低 (L1)	(圧力容器零レベル	転、起動および高			低 (L1)	(圧力容器零レベル	転、起動および副			
	より)	て動作不能でない	いことを指示に			より)	て動作不能でない	いことを指示に		
2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	より確認する。			2. ドライウェル圧	13.7kPa[gage]以下	より確認する。			
力高		(2)電気保修課長は,	チャンネル校	定検停止時	力高		(2)電気保修課長は,	チャンネル校	定事検停止時	
3. 注入隔離弁差圧	5.0MPa[gage] ^{%1}	正および論理回路	8機能 <u>検査を実</u>		3. 注入隔離弁差圧	5.0MPa[gage] ^{*1}	正および論理回路	各機能 <u>を確認</u> す		
低(注入可)		<u>施</u> する。			低(注入可)		る。			
※1:動作値が,設	定値に対して計器の許:	容誤差の範囲内であれ	ば、運転上の制	限を満足してい	な ※1:動作値が,設定	定値に対して計器の許	容誤差の範囲内であれ	ば、運転上の制	限を満足していな	
いとはみなさ	ない。				いとはみなされ	えい。 - イン				

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

		変更前				変更後		理由
(3)高圧炉心スま 表27-2-3(3)		系計装に係る確認		(3)高圧炉心ス 表27-2-3(3)		系計装に係る確認		
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
 原子炉水位異常 低(L2) ドライウェル圧 力高 	1,243cm 以上 (圧力容器零レベル より) 13.7kPa[gage]以下	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実 	毎日1回 <u>定検</u> 停止時	 1. 原子炉水位異常 低(L2) 2. ドライウェル圧 力高 	1,243cm 以上 (圧力容器零レベル より) 13.7kPa[gage]以下	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能を確認す 	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
		<u>施</u> する。				これよび哺生回応(液肥 <u>で催応</u>) る。		(法令等の改正に伴う変
(4)自動減圧系言 表27-2-3(4)		係る確認		 (4)自動減圧系調 表27-2-3(4) 		係る確認		更)
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位異常 低(L1)	961cm 以上 (圧力容器零レベル より)	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動**1および高温停止**1において動作不能でないことを指	毎日1回	1. 原子炉水位異常 低(L1)	961cm 以上 (圧力容器零レベル より)	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指	毎日1回	
2. ドライウェル圧 力高	13.7kPa[gage]以下	 示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能<u>検査を実</u> <u>施</u>する。 	定檢停止時	2. ドライウェル圧 力高	13.7kPa[gage]以下	 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能<u>を確認</u>す る。 	<u>定事検</u> 停止時	
 自動減圧系始動 タイマ 	120 秒以下	電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能検査を実施する。	定檢停止時	 3. 自動減圧系始動 タイマ 	120 秒以下	電気保修課長は,チャンネル校正お よび論理回路機能を確認する。	定事檢停止時	
4. 低圧炉心スプレ イ 系 ポ ン プ 出 口圧力高	1.0MPa[gage] ^{*2}	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}および高温停止^{※1}において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校 	毎日1回 定検停止時	 4. 低圧炉心スプレ イ系ポンプ出 口圧力高 	1.0MPa[gage] ^{*2}	 (1) 発電課長は,原子炉の状態が運転,起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 	毎日1回 定事検停止時	
 5. 残留熱除去系ポ ンプ出口圧力高 	0.7MPa[gage] ^{%2}	正および論理回路機能 <u>検査を実</u> <u>施</u> する。		5. 残留熱除去系ポ ンプ出口圧力高	0.7MPa[gage] ^{%2}	正および論理回路機能 <u>を確認</u> す る。		
		}合 容誤差の範囲内であれば,運転上の制№	長を満足していな			場合 容誤差の範囲内であれば,運転上の制	限を満足していな	

1. 他が性態や見んでき、 次の 第月 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 1. レディン・4. (1) 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 1. レディン・4. (1) 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 1. レディン・4. (1) 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。 2. 小学校の開催したいできます。				「电灯が」が	旭队怀女师足友文中	山牧政(日伯五十	一度 米北电床建先30万/		米 北电刀林式云社
 (1) 主要案項除分計機 (2) 主要案項除分計 (2) 主要案項除分子換 (2) 主要案項目 (2) 主要案項目 (2) 主要素項 (2) 主要案項目 (2) 主要案項目 (2) 主要案項目 (2) 主要案項目 (2) 法数据 (2) 法 法 法 (2) 正式 (2) 法 (2) 法 (2) 法 (2) 法 (2) 法 (2) 法 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)			変更前				変更後		理由
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $									
要素 設定値 項目 第目 第目 <th< td=""><td></td><td></td><td>ヒノア な ス ひをきみ</td><td></td><td></td><td></td><td>にに伝え ひをうろ</td><td></td><td></td></th<>			ヒノア な ス ひをきみ				にに伝え ひをうろ		
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$				ika ma				les de	
$ \begin{array}{ c $			2.2.7.						
1 1.2.素気管設計を (A) × (G2常確認) (A) × (G2 常年 (A) × (G2 * (A) × (G2 *		,		毎日1回				毎日1回	
$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$									
山口 山									
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	同			空怜信正味	向			今市 体信 山 ��	百子力相制における絵本
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	 2 十茎与塔法昌十 	2.1		<u> </u>	 2 十茲 与 答 法 导 十 			<u> </u>	
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	5. 土然风官佩里八	/ _ /// /// /// ///			5. 土然风官仉里八				
$ \begin{array}{ c c c c c } \hline \mu & \mu$	 4 主 志 気 管 ト ン ネ 	1.1.2.1			 4 主 表 気 管 ト ン ネ 	1.2.1			
 ・ 差温度 									
$ \begin{array}{ c c c c c } \hline \hline & 637 \mbox{CM}^{-1} \hline & 638 \mbox{CM}^{-1} \mbox{CM}^{-1} \hline & 638 \mbox{CM}^{-1} \mbox{CM}^{-1} \hline & 638 \mbox{CM}^{-1} \hline & 638 \mbox{CM}^$	// 100/文[6]								
5. 主農気管圧力低 5. 各80Pa [gage]以上 6. 復木脳真空度低 真空度 28. 8kPa [gage]以上 第 ※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。 ※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。 ※1:主蒸気管下少 ※2.7-2-4 (2) 格納容器隔離系計装 度 茶 設定値 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 毎日1回 転、配約 ¹¹ および高増中 ¹⁰ に おいて動作不能でないことを指示により確認する。 (2) (1) 発電課長は、原子がの状態が運 転、原子炉水位 1.243cm 泉常低 容器やレベルより) (1.2) (1) 発電課長は、テインネル校 点、原子炉水位 1.243cm 泉常低 容器やレベルより) (1) 2 (2) 電気保修課長は、テインネル校 次によ激気管放 10×(通常運転時) 水 (2) 電気保修課長は、テインネル校 正および論理回路機能 <u>塗査会実</u> 変換 多者、 (2) (2) (2) 10×(通常運転時) (2) (2) 10×(通常運転時) (2) 水 (2) (1) 2 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>									
28.8kPa[gage]以上 28.8kPa[gage]以上 ※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。 (2) 格納容器隔離系計装 ま2.7 - 2 - 4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計表は、原子炉の状態が運 (2) 格納容器隔離系計表は、原子炉の状態が運 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (2) 成 約容器隔離系計表は (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (2) 成 約容器隔離系計表は (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修理目路機能協査査を実 (2) 第 (2) 水 心温度 (3) 公論理回路機能((4) 主蒸気管音、 (5) 全 (5) 全 (2) な 第 (2) 本まな 第 (3) な 二 (4) 主蒸気管音 (5) 全 <t< td=""><td>5. 主蒸気管圧力低</td><td></td><td>1</td><td></td><td>5. 主蒸気管圧力低</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></t<>	5. 主蒸気管圧力低		1		5. 主蒸気管圧力低		1		
28.8kPa[gage]以上 28.8kPa[gage]以上 ※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。 (2) 格納容器隔離系計装 ま2.7 - 2 - 4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計表は、原子炉の状態が運 (2) 格納容器隔離系計表は、原子炉の状態が運 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (2) 成 約容器隔離系計表は (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (2) 成 約容器隔離系計表は (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修理目路機能協査査を実 (2) 第 (2) 水 心温度 (3) 公論理回路機能((4) 主蒸気管音、 (5) 全 (5) 全 (2) な 第 (2) 本まな 第 (3) な 二 (4) 主蒸気管音 (5) 全 <t< td=""><td></td><td> `</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		`							
28.8kPa[gage]以上 28.8kPa[gage]以上 ※1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。 (2) 格納容器隔離系計装 ま2.7 - 2 - 4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計装 (2) 格納容器隔離系計表は、原子炉の状態が運 (2) 格納容器隔離系計表は、原子炉の状態が運 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (2) 成 約容器隔離系計表は (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (2) 成 約容器隔離系計表は (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 成 約容器隔離系計表は、 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修理目路機能協査査を実 (2) 第 (2) 水 心温度 (3) 公論理回路機能((4) 主蒸気管音、 (5) 全 (5) 全 (2) な 第 (2) 本まな 第 (3) な 二 (4) 主蒸気管音 (5) 全 <t< td=""><td>6 復水器直空度低</td><td>直空度</td><td>-</td><td></td><td>6 復水器直空度低</td><td>直空度</td><td>-</td><td></td><td></td></t<>	6 復水器直空度低	直空度	-		6 復水器直空度低	直空度	-		
×1:主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。(2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4 (2) 格納容器隔離系計装に係る確認 要 素 1.主蒸気管ドレン 系 (1.23) 東 系 (1.22) (1.22)(1.23)(1.243cm 以上 (圧力 異常低 (1.243cm 以上 (圧力) (1.2)(1.22)(1.23)(1.23)(1.23)(1.243cm 以上 (圧力) 第により確認する。(2)(2)(1.22)(1.23)(1.24)(1.24)(1.24)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(1.25)(2.26)(2.36)(2.37)(2.37)(2.38)(2.38)(2.38)(2.37)(2.37)(2.38)(2.38)(2.38)(2.37)(2.37)(2.38)(2.38)(2.38)(2.38)(2.37)(3.37)(3.37)(3.37)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)(3.38)	0. WATHATCK				0. WWWWYT/KK				
(2) 格納容器隔離系計裝 \underline{z} 名 0 \underline{z} 名 0 \underline{z} 名 0 \underline{z} 素 1 \underline{z} 素 1 \underline{z} 素 0	※1. 主要与答正力相		トバ方泪信止な除く		※1. 主装复始压力/		トバ方泪信止な除く		
1. 主蒸気管ドレン (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 毎日1回 系 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運 転、起動*1および高温停止*1に a. 原子炉水位 1. 243cm 以上 (圧力 容器零レベルりの) (L2) (L2) (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 定検停止時 がにまめ確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 定検停止時 (1) 水 (通常運転時 のパックグランド) 以下 c. 主蒸気管流 た 蒸気管 た格素気流量の 140%以下 (1) 2 (1) 主蒸気管 (1) 2 第 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (1) 2 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (1) 2 (2) 電気など (1) 2 (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	表27-2-4(2)	格納容器隔離系計		er er	表27-2-4(2)	格納容器隔離系計		156 55	
系 a. 原子炉水位 異常低 (L 2)1,243cm 以上(圧力 容器零レベルより)転,起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} に おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実 進</u> する。正校停止時系 a. 原子炉水位 異常低 (L 2)1,243cm 以上(圧力 容器零レベルより)転,起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} に おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実 進</u> する。正校停止時系 a. 原子炉水位 異常低 (L 2)転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} に おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実 進</u> する。正校停止時 <b< td=""><td></td><td>設定値</td><td></td><td></td><td></td><td>設定値</td><td></td><td>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</td><td></td></b<>		設定値				設定値		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
a. 原子炉水位 異常低 (L2)1,243cm 以上 (圧力 容器零レベルより)おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実 施</u> する。症検停止時a. 原子炉水位 異常低 い(L2)1,243cm 以上 (圧力 容器零レベルより)おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実 施</u> する。症検停止時b. 主蒸気管放 引能高 量大10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下ボロ動作不能でないことを指 示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。定検停止時 ・ 量大10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下ぶいて動作不能でないことを指 示したり確認する。 (2) ・ 主 点 (140%以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 ・ 主 点 高・ 温度 第3℃以下 ・ 差温度10×(通常運転時 のバックグランド) 以下第40%(以下 (140%(以下)				毎日1回				毎日1回	
異常低 (L 2) 容器零レベルより) (L 2) 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 施する。 定検停止時 異常低 (L 2) 容器零レベルより) (L 2) 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 施する。 定検停止時 b. 主蒸気管流 りで 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 ごおよび論理回路機能 <u>検査を実</u> 施する。 ご主蒸気管流 加する。 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 ご本蒸気管流 140%以下 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 ご本蒸気管流 140%以下 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 ご本蒸気管流 140%以下 1 0×(通常運転時 のズックグランド) 以下 ご本蒸気管流 140%以下 1 0×(通常運転時 のズックグランド) 以下 ご本蒸気管流 140%以下 1 0×(通常運転時 のズックブランド) 以下 1 0×(通常運転時 のズックブランド) 以下 1 0×(通常運転時 のズックブランド) 以下 1 0×(通常運転時 のズックブランド) のご 1 0×(通常運転時 の、「」 1 0×(通常運転時 のズックブランド) の、 1 0×(通常運転日 本) 1 0×(通常運転日 本) 1 0×(通常運転日 本) 1 0×(通常運転日 本) 1 0×(通常運転日 本) 1 0×(通常 1 0×(1 0×(1 0×(1 0×(1 0×(1 0×(1 0×(1 0×(1 243cm PL ト (正五			21.1	1 243cm 以上 (正五			
(L2) (2) 電気保修課長は、チャンネル校 定檢停止時 (L2) (2) 電気保修課長は、チャンネル校 定事檢停止時 b. 主蒸気管放 1 0×(通常運転時 のバックグランド) 以下 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 症する。 (1 2) (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 6. 主蒸気管流 定格 蒸気流量の (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> (1 0×(通常運転時 のバックグランド)) (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> す 6. 主蒸気管流 定格 蒸気流量の (1 0×(通常運転時 のバックグランド)) (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 (1 0×(通常運転時)) (1 0×(10)) (1 0×									
b. 主蒸気管放 1 0 × (通常運転時 のバックグランド) 以下 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> c. 主蒸気管流 定格蒸気流量の 140%以下 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> 広 d. 主蒸気管ト ・温度 ・温度 ・温度 シネル温度 93℃以下 6 ・差温度	2 () () = (定检停止時	> ()=:	111111		定事檢停止時	
射能高 のバックグランド) 以下 施する。 c. 主蒸気管流 定格蒸気流量の 140%以下 d. 主蒸気管ト ・温度 93℃以下 高 ・差温度 か か か か か か ・ ・ ・ ・ </td <td>b. 主蒸気管放</td> <td>10×(通常運転時</td> <td>正および論理回路機能検査を実</td> <td></td> <td>b. 主蒸気管放</td> <td>10×(通常運転時</td> <td>正および論理回路機能を確認す</td> <td></td> <td></td>	b. 主蒸気管放	10×(通常運転時	正および論理回路機能検査を実		b. 主蒸気管放	10×(通常運転時	正および論理回路機能を確認す		
c. 主蒸気管流 定格蒸気流量の 量大 140%以下 d. 主蒸気管ト ・温度 シネル温度 93℃以下 高 ・差温度 c. 主蒸気管流 定格蒸気流量の 140%以下 d. 主蒸気管ト ・温度 ・差温度 c. 主蒸気管流 定格蒸気流量の 140%以下 d. 主蒸気管ト ・温度 ・差温度							<u>る。</u>		
量大 140%以下 d. 主蒸気管ト ・温度 ンネル温度 93℃以下 高 ・差温度 自 単大 140%以下 140% 140% 140% 140%						以下			
d. 主蒸気管ト ・温度 ンネル温度 93℃以下 高 ・差温度 d. 主蒸気管ト ・温度 り3℃以下 高 ・差温度									
ンネル温度 93℃以下 ンネル温度 93℃以下 高 ・差温度 ○ ○			-				4		
高 ・ 差温度 高 ・ 差温度						Tana / Jac			
	问				同				
		000001	1			00 0 00 1	1	<u> </u>	

	変更前				変更後		理由
要素 設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	原子力規制における検査
e. 主蒸気管圧 5.86MPa[gage] 力低	人上 (1)発電課長は、原子炉の状態が通転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指す。		e. 主蒸気管圧 力低		(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指	毎日1回	制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
f.復水器真空 真空度 度低 28.8kPa[gage]	正および論理回路機能 <u>検査を実</u> <u>施</u> する。	3	f.復水器真空 度低	真空度 28.8kPa[gage]以上	 示により確認する。 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能<u>を確認</u>す る。 	<u>定事検</u> 停止時	
 炉水サンプリン グ系 	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止^{※1}にお 		2. 炉水サンプリン グ系		 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止^{※1}にお 	毎日1回	
a. 原子炉水位 異常低 (L2) 1,243cm 以上 容器零レベルよ	 圧力 いて動作不能でないことを指示 り) により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネルを 	、 <u>定検</u> 停止時 え	a. 原子炉水位 異常低 (L2)	容器零レベルより)	いて動作不能でないことを指示 により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校	<u>定事検</u> 停止時	
b. 主蒸気管放 10×(通常道 列能高 のバックグラン 以下	ド) <u>施</u> する。	3	射能高	 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 			
c. 主蒸気管流 定格蒸気流 量大 140%以下	量 の		c. 主蒸気管流 量大	定格蒸気流量の 140%以下			
d. 主蒸気管ト ・温度 ンネル温度 93℃以下 高 ・差温度			d. 主蒸気管ト ンネル温度 高	・差温度			
63℃以下 e. 主蒸気管圧 5.86MPa[gage] 力低	人上		e. 主蒸気管圧 力低		-		
f.復水器真空 真空度 度低 28.8kPa[gage]	X.E		f. 復水器真空 度低	真空度 28.8kPa[gage]以上			
3. 原子炉冷却材净 化系 a. 原子炉水位 1,243cm 以上		N	 原子炉冷却材浄 化系 a.原子炉水位 	,		毎日1回	
異常低 (L2)	 り) より確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネルや 正および論理回路機能<u>検査を実</u> 施する。 		異常低 (L2)	容器零レベルより)	より確認する。 (2) 電気保修課長は, チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> す る。	定事檢停止時	
 4. 格納容器調気系 a. 原子炉水位 t, 372cm 以上 低(L3) な器零レベル 	(1)発電課長は,原子炉の状態が進 圧力 転,起動および高温停止におい て動作不能でないことを指示に	N	4. 格納容器調気系 a. 原子炉水位 低(L3)	1,372cm 以上(圧力 容器零レベルより)	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示に	毎日1回	
b.ドライウェ ル圧力高 13.7kPa[gage] c.原子炉建屋 10×(通常)	(2)電気保修課長は、チャンネルを 転時 正および論理回路機能検査を		ル圧力高	13.7kPa[gage]以下 10×(通常運転時		<u>定事検</u> 停止時	
原子炉棟排 気放射能高 のバックグラン 以下 d. 燃料取替エ 10×(通常)	転時		気放射能高 d. 燃料取替エ	 のバックグランド) 以下 10×(通常運転時) 	వ _ం		
リア放射能 のバックグラン 高 ^{**2} 以下	ド)		リア放射能 高 ^{*2}	のバックグランド) 以下			

		変更前				果北电刀体式云社 理由		
	20. J. 14.		177 - <u>1</u> -		an statu			
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
 5.残留熱除去系 a.原子炉水位 低(L3) b.ドライウェ ル圧力高 	1,372cm 以上(圧力 容器零レベルより) 13.7kPa[gage]以下	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。 	毎日1回 <u>定検</u> 停止時	 5.残留熱除去系 a.原子炉水位 低(L3) b.ドライウェ ル圧力高 	1,372cm 以上(圧力 容器零レベルより) 13.7kPa[gage]以下	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能<u>を確認</u>する。 	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時	原子力規制における 制度の見直しに伴う (法令等の改正に伴 更)
低 (L3)	1,372cm 以上 (圧力 容器零レベルより) 13.7kPa[gage]以下	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。 	毎日1回 <u>定検</u> 停止時	6. 格納容器ドレン 系 a. 原子炉水位 低(L3) b. ドライウェ ル圧力高	1,372cm 以上 (圧力 容器零レベルより) 13.7kPa[gage]以下	 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能<u>を確認</u>する。 	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時	
▲ 1 : 主蒸気管圧力·	」 低については、起動お、			※1:主蒸気管圧力(- 0		
	物品の移動時を除く。			※2:高線量当量率4				
 (3)原子炉建屋 長27-2-4(3) 要素 1.原子炉水位低 (L3)) 原子炉建屋隔離系 設定値	 計装に係る確認 項 目 (1)発電課長は、原子炉の状態が運 転,起動および高温停止において動作不能でないことを指示に 	頻 度 毎日1回	 (3)原子炉建屋 表27-2-4(3) 要素 1.原子炉水位低 (L3) 	原子炉建屋隔離系 設定値	項目	頻 度 毎日1回	
2. ドライウェル圧 力高	13.7kPa[gage]以下	より確認する。 (2) 電気保修課長は,チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> <u>施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. ドライウェル圧 力高	13.7kPa[gage]以下	より確認する。 (2) 電気保修課長は,チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> す る。	<u>定事検</u> 停止時	
炉棟排気放射 能高	 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 	転,起動,高温停止および炉心 変更時**2または原子炉建屋原子 炉棟内での照射された燃料に係 る作業時に動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	 原子炉建屋原子 炉棟排気放射 能高 燃料取替エリ ア放射能高^{**1} 	 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 10×(通常運転時 のバックグランド) 以下 	転,起動,高温停止および炉心 変更時*2または原子炉建屋原子 炉棟内での照射された燃料に係 る作業時に動作不能でないこと を指示により確認する。	毎日1回	
✓ 1 . 古伯县业县索	物品の移動時を除く。	 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能<u>検査を実</u> 施する。 	定檢停止時	※1:高線量当量率均	血口の投動はたゆく	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> す る。	定事檢停止時	
	初品の移動時を除く。 後の制御棒 1 本の挿入	・引抜を除く。			刻品の移動時を除く。 後の制御棒1本の挿入	・引抜を除く。		

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

		変更前				変更後		理由
		双入时						Ц. Д.
5. その他計装 (1)非常用ディー 長27-2-5(1)		発電機計装に係る確認		 5. その他計装 (1)非常用ディ、 表27-2-5(1) 		レ発電機計装に係る確認		
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
 非常用ディーゼ ル発電機計装 非常用交流 高圧電源母 線電圧低 	_	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	 非常用ディーゼ ル発電機計装 非常用交流 高圧電源母線電圧低 	_	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位 異常低 (L1)	961cm 以上 (圧力容器零レベル より)	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正を実施する。ただし、非常用 交流高圧電源母線電圧低を除 く。	<u>定検</u> 停止時 <u>定検</u> 停止時	b. 原子炉水位 異常低 (L1)	961cm以上 (圧力容器零レベル より)	(2)電気保修課長は、チャンネル校 正を実施する。ただし、非常用 交流高圧電源母線電圧低を除 く。	<u>定事検</u> 停止時 定事検停止時	原子力規制における検 制度の見直しに伴う変 (法令等の改正に伴う 更)
c. ドライウェ ル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3)電気保修課長は、論理回路機能 検査を実施する。	<u>XCIX</u> 11	c. ドライウェ ル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(3) 電気保修課長は, 論理回路機能 を確認する。	<u>XC 1. 1X</u> (1 11. 1	
2. 高圧炉心スプレ イ系ディーゼル 発電機計装 a. 非常用交流 高圧電源母 線電圧低	_	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	ル圧ガ雨 2. 高圧炉心スプレ イ系ディーゼル 発電機計装 a. 非常用交流 高圧電源母 線電圧低	_	(1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線電圧低を除く。	毎日1回	
 b. 原子炉水位 異常低 (L2) c. ドライウェル 圧力高 	1,243cm 以上 (圧力容器零レベル より) 13.7kPa[gage]以下	 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正を実施する。ただし、非常用 交流高圧電源母線電圧低を除 く。 (3)電気保修課長は、論理回路機能 <u>検査を実施</u>する。 	<u>定検</u> 停止時 <u>定検</u> 停止時	b. 原子炉水位 異常低 (L2) c.ドライウェル 圧力高	(圧力容器零レベル より)	 (2) 電気保修課長は、チャンネル校 正を実施する。ただし、非常用 交流高圧電源母線電圧低を除 く。 (3) 電気保修課長は、論理回路機能 <u>を確認</u>する。 	<u>定事検</u> 停止時 <u>定事検</u> 停止時	
(2)原子炉隔離町	寺冷却系計装			(2)原子炉隔離	時冷却系計装		<u> </u>	
$\frac{1}{2}27 - 2 - 5$ (2)			ilat etc	$\frac{1}{2}$	1	即系計装に係る確認	dat at	
要素 1.原子炉水位異常 低(L2)	設定値 1,243cm 以上(圧力 容器零レベルより)	項 目 (1)発電課長は、原子炉の状態が運 転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} に	頻 度 毎日1回	要素 1.原子炉水位異常 低(L2)	設定値 1,243cm 以上(圧力 容器零レベルより)	項 目 (1)発電課長は、原子炉の状態が運 転、起動 ^{*1} および高温停止 ^{*1} に	<u>頻</u> 度 毎日1回	
		おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2)電気保修課長は,チャンネル校 正および論理回路機能 <u>検査を実</u> <u>施</u> する。	<u>定検</u> 停止時			おいて動作不能でないことを指 示により確認する。 (2)電気保修課長は、チャンネル校 正および論理回路機能 <u>を確認</u> す る。	<u>定事検</u> 停止時	
€1:原子炉圧力が∶	1.04MPa[gage]以上の場	} 合		※1:原子炉圧力が	1.04MPa[gage]以上の [‡]	場合		

		1				1		
		変更前				変更後		理由
	環ポンプトリップ計装				ポンプトリップ計装			
$\frac{1}{5}$ $\frac{1}$	1	ノプトリップ計装に係る確認		表 $27 - 2 - 5(3)$	原子炉再循環ポン	プトリップ計装に係る確認		
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	原子力規制における検
1. 主蒸気止め弁閉		電気保修課長は、チャンネル校正お	<u>定検</u> 停止時	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%	電気保修課長は, チャンネル校正お	定事檢停止時	制度の見直しに伴う変
	閉以下*1	よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。			閉以下*1	よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。		(法令等の改正に伴う
2. 蒸気加減弁急速		電気保修課長は, チャンネル校正お	定檢停止時	2. 蒸気加減弁急速		電気保修課長は, チャンネル校正お	定事檢停止時	更)
閉	油圧*1	よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。		閉	油圧*1	よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。		
a. 油圧	4.12MPa[gage]以上			a. 油圧	4.12MPa[gage]以上			
b. 電磁弁励磁	励磁位置*1			b. 電磁弁励磁	励磁位置*1			
位置								
	烝気第1段圧力が、3.	72MPa[gage](原子炉熱出力の 80%相当)以上で運転して		※気第1段圧力が, 3.7	2MPa[gage](原子炉熱出力の 80%相当)以上で運転して	
いる時				いる時				
(4)制御棒引抜	 並相准置計准			(4)制御棒引抜緊	*相准置封准			
$\xi_2 7 - 2 - 5 (4)$		表置計装に係る確認		表27-2-5 (4)		置計装に係る確認		
要素	設定値	項 目	頻度	要素	設定値	項目	頻 度	
<u>安</u>		ス ロ 発電課長は、原子炉熱出力が30%相	起動時	<u></u>	105%以下	(現)日 発電課長は、原子炉熱出力が 30%相	起動時	
1. 前仰倖 5 扳阻止 a. 中性子束高	(再循環流量 Wd(%)		龙丘 男儿中寸	a. 中性子束高	1.2.1	光电課長は、原子炉熬山刀が30%相当以上の場合にバイパスされてい	<u>此</u> 旦 對月14寸	
い 1 正 1 小 回	() () () () () () () () () () () () () (ないことの確認を行う。		a, 117.1 VID				
	52%の式により設定		定検停止時		. ,	電気保修課長は、チャンネル校正	定事検停止時	
	する。)	(検出器は除く。)および論理回路	<u></u>		する。)	(検出器は除く。)および論理回路	<u></u> ,,	
		機能 <u>検査を実施</u> する。				機能 <u>を確認</u> する。		
b. 機器動作不能	-	電気保修課長は、論理回路機能検査	定檢停止時	b. 機器動作不能	—	電気保修課長は、論理回路機能 <u>を確</u>	定事檢停止時	
		<u>を実施</u> する。				<u>認</u> する。		
c. 下限	$5\%^{*1}$	電気保修課長は、チャンネル校正	<u>定検</u> 停止時	c. 下限	$5\%^{*1}$	電気保修課長は, チャンネル校正	定事檢停止時	
		(検出器は除く。)および論理回路				(検出器は除く。)および論理回路		
		機能検査を実施する。				機能を確認する。		
	正値に対して 計器の計	容誤差の範囲内であれば、運転上の制	最を満足していな	: ※1:動作値が,設定 いとはみなされ		容誤差の範囲内であれば,運転上の制「	限を満足していな	
				VELAKCAL	rv'o			
※1:動作値が,設定 いとはみなされ								
いとはみなされ	- <u></u>	ビン高水位トリップ計装		,	助給水ポンプ・主ター	ビン高水位トリップ計装		
いとはみなさ ⁷ (5)タービン駆動	ない。 動給水ポンプ・主ター	ビン高水位トリップ計装 kポンプ・主タービン高水位トリップ書	·装に係る確認	,		ビン高水位トリップ計装 Xポンプ・主タービン高水位トリップ計	法に係る確認	
いとはみなさ ⁷ (5)タービン駆動 §27-2-5(5)	ない。 動給水ポンプ・主ター) タービン駆動給2	kポンプ・主タービン高水位トリップ言		(5)タービン駆動表27-2-5(5)	タービン駆動給水	スポンプ・主タービン高水位トリップ計		
いとはみなさ ⁷ (5)タービン駆動 527-2-5(5) 要素	ない。 動給水ポンプ・主ター) タービン駆動給2 設定値	kポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目	頻 度	 (5)タービン駆動 表27-2-5(5) 要素 	タービン駆動給水 設定値	(ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目	頻 度	
いとはみなさ ⁷ (5) タービン駆動 長27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高	ない。 動給水ポンプ・主ター) タービン駆動給7 設定値 1,481cm以下	 kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が 45%相 		 (5) タービン駆動 表27-2-5(5) 要素 1. 原子炉水位高 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下	 ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が 45%相 		
いとはみなさ ⁷ (5)タービン駆動 長27-2-5(5) 要素	ない。 動給水ポンプ・主ター) タービン駆動給2 設定値	 kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相当以上の時に動作不能でないことを 	頻 度	 (5)タービン駆動 表27-2-5(5) 要素 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下	 ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 	頻 度	
いとはみなさ ⁷ (5)タービン駆動 (5)タービン駆動 (5)タービン駆動 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	ない。 動給水ポンプ・主ター) タービン駆動給7 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル	 kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が 45%相 	頻 度	 (5) タービン駆動 表27-2-5(5) 要素 1. 原子炉水位高 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル	 ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が 45%相 	頻度毎日1回	
いとはみなさ ⁷ (5)タービン駆動 (5)タービン駆動 (5)タービン駆動 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	ない。 動給水ポンプ・主ター) タービン駆動給7 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル	 kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 	<u>頻</u> 度 毎日1回	 (5) タービン駆動 表27-2-5(5) 要素 1. 原子炉水位高 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。	頻度毎日1回	
いとはみなさ? (5)タービン駆動 <u>そ27-2-5(5)</u> 要素 1.原子炉水位高 (L8)	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より)	kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>頻</u> 度 毎日1回	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm 以下 (圧力容器零レベル より)	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	頻度毎日1回	
いとはみなさ7 (5)タービン駆動 <u>そ27-2-5(5)</u> 要素 1.原子炉水位高 (L8) (6)中央制御室	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より) 外原子炉停止装置計装	kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	<u>頻</u> 度 毎日1回	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) (6)中央制御室ダ 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より)	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	頻度毎日1回	
いとはみなさ7 (5)タービン駆 <u>27-2-5(5)</u> 要素 1.原子炉水位高 (L8) (6)中央制御室 <u>27-2-5(6</u>)	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より) 外原子炉停止装置計装 中央制御室外原	kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項 目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	<u>頻</u> 度 毎日1回 <u>定検</u> 停止時	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) (6)中央制御室を表27-2-5(6) 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より)	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	<u>頻</u> 度 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時	
いとはみなさ7 (5)タービン駆 <u>27-2-5</u> (5) 要 <u>素</u> 1.原子炉水位高 (L8) (6)中央制御室(<u>27-2-5(6)</u> 要 要	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より) 外原子炉停止装置計装 か 中央制御室外原- 素	kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。 子炉停止装置計装に係る確認 項目	 頻度 毎日1回 定検停止時 頻度 	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) (6)中央制御室ダ表27-2-5(6) 要 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm 以下 (圧力容器零レベル より)	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。 「炉停止装置計装に係る確認 項目	<u>頻</u> 度 毎日1回 <u>定事検</u> 停止時 頻度	
いとはみなさ7 (5) タービン駆動 27-2-5 (5) 要素 1. 原子炉水位高 (L8) (6) 中央制御室 27-2-5 (6) 要 1. 原子炉圧力	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より) 外原子炉停止装置計装 中央制御室外原 素 電 電	項 目 項 日 発電課長は、原子炉熱出力が45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。 子炉停止装置計装に係る確認 項 目 気保修課長は、チャンネル校正を実施	<u>頻</u> 度 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 <u><u>定検</u>停止時</u>	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) (6)中央制御室/表27-2-5(6) 要 1.原子炉圧力 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm 以下 (圧力容器零レベル より) ・原子炉停止装置計装 中央制御室外原子 素 電気	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	頻度 毎日1回 定事検停止時 頻度 重事検停止時	
いとはみなさ ⁷ (5) タービン駆動 (5) タービン駆動 (5) タービン駆動 (5) タービン 駆動 (5) タービン (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より) 外原子炉停止装置計装 中央制御室外原 素 卸系流量 す	kポンプ・主タービン高水位トリップ書 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。 子炉停止装置計装に係る確認 項目 気保修課長は、チャンネル校正を実施る。	 頻度 毎日1回 定検停止時 頻度 度検停止時 または 	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) (6)中央制御室を表27-2-5(6) (6) 原子炉圧力 2.原子炉隔離時冷却 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベルより) ト原子炉停止装置計装 中央制御室外原子素 調系流量 すぎ	ボンプ・主タービン高水位トリップ計 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>を確認</u> する。 ・ 「炉停止装置計装に係る確認 項目 気保修課長は、チャンネル校正を実施 気保修課長は、チャンネル校正を実施 5。	 頻度 毎日1回 定事検停止時 <u>定事検</u>停止時 <u>定事検</u>停止時 	
いとはみなさ ⁷ (5) タービン駆動 長2 7-2-5 (5) 要素 1. 原子炉水位高 (L 8) (6) 中央制御室 長2 7-2-5 (6) 要 1. 原子炉圧力	ない。 動給水ポンプ・主ター タービン駆動給z 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベル より) 外原子炉停止装置計装 中央制御室外原 素 如系流量 如系流量 如系統量 型発	項 目 項 日 発電課長は、原子炉熱出力が45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。 子炉停止装置計装に係る確認 項 目 気保修課長は、チャンネル校正を実施	<u>頻</u> 度 毎日1回 <u>定検</u> 停止時 <u><u>定検</u>停止時</u>	 (5)タービン駆動表27-2-5(5) 要素 1.原子炉水位高(L8) (6)中央制御室/表27-2-5(6) 要 1.原子炉圧力 	タービン駆動給水 設定値 1,481cm以下 (圧力容器零レベルより) ト原子炉停止装置計装 中央制御室外原子 素 印系流量 可系流量 可系	ポンプ・主タービン高水位トリップ計 項目 発電課長は、原子炉熱出力が45%相 当以上の時に動作不能でないことを 指示により確認する。 電気保修課長は、チャンネル校正お よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。	頻度 毎日1回 定事検停止時 頻度 重事検停止時	

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
 (7)中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5(7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認 	 (7)中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5(7) 中央制御室非常用換気空調系計装に係る確認 	
要素 設定値 項目 頻度 1.原子炉建屋原 子炉棟排気放 射能高 10×(通常運転時 のバックグラウン ド)以下 発電課長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止および炉心変更時* *または原子炉建屋原子炉棟内での 照射された燃料に係る作業時に動 作不能でないことを指示により確 認する。 毎日1回	要素 設定値 項目 頻度 1.原子炉建屋原 子炉棟排気放 外能高 10×(通常運転時 のバックグラウン ド)以下 発電課長は、原子炉の状態が運転、 起動、高温停止および炉心変更時** ² または原子炉建屋原子炉棟内での 照射された燃料に係る作業時に動 作不能でないことを指示により確 認する。 毎日1回	
・ <	アが311に同 正しつの。 電気保修課長は、チャンネル校正お 定事検停止時 よび論理回路機能 <u>を確認</u> する。 ※1:高線量当量率物品の移動時は除く。 ※2:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
 (8)事故時計装 表27-2-5(8) 事故時計装に係る確認 	 (8)事故時計装 表27-2-5(8) 事故時計装に係る確認 	
要素 項目 頻度 1.原子炉圧力 発電課長は、原子炉の状態が運転および 毎日1回 2.原子炉水位(広帯域) 起動時に動作不能でないことを指示に より確認する。 毎日1回 4.ドライウェル圧力 電気保修課長は、チャンネル校正を実施 率 定検停止時	要素 項目 頻度 1.原子炉圧力 発電課長は、原子炉の状態が運転および 毎日1回 2.原子炉水位(広帯域) 起動時に動作不能でないことを指示に より確認する。 4.ドライウェル圧力 電気保修課長は、チャンネル校正を実施 定事検停止時 5.ドライウェル内雰囲気線量当量 する。 定事検	
(省略)	(省略)	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
 (主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表30- 1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主 蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。 2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各 号を実施する。 (1)機械保修課長は,定検停止時に,主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2 に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。*1 (2)電気保修課長は,定検停止時に,主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30- 2に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。 	 (主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表30- 1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主 蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。 2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各 号を実施する。 (1)機械保修課長は,定事検停止時に,主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30- 2に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。*1 (2)電気保修課長は,定事検停止時に,主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30- 2に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	
※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、 <u>定期検査</u> 前に本 <u>検査</u> を行うことができる。	※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、 <u>定事検停止時</u> 前に本 <u>確認</u> を行うことができる。	
(省略)	(省略)	
 (非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において,非常用炉心 冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は,表32-1で定める事項を運転上の制限と する。ただし,非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する確認時および確認後4 時間以内を除く。 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足し ていることを確認するため,次の各号を実施する。 (1)機械保修課長は,定検停止時に,供用中の漏えいまたは水圧検査を実施し,その結果を発 電管理課長に通知する。 	 (非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心 冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限と する。ただし、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する確認時および確認後4 時間以内を除く。 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足し ていることを確認するため、次の各号を実施する。 (1)機械保修課長は、定事検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、発電 管理課長に通知する。 	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	也故保女規止変更比較衣(市相2年度 東北電原連弗30亏)	東北電力休式会社
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(非常用炉心冷却系その1)</li> <li>第39条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,非常用炉心冷却系は表39-1に 定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止 時冷却系の運転中は、当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。</li> <li>2.非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号 を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は、定檢停止時に、自動減圧系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、 低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)機械保修課長は、定檢停止時に、格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、そ の結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(3)発電課長は、定檢停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項および高圧炉 心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と 電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。*1</li> </ul>	定める事項を運転上の制限とする。ただし,原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止 時冷却系の運転中は,当該低圧注水系(格納容器スプレイ系)を動作不能とはみなさない。 2.非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号 を実施する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	
表39-2	表39-2	
項 目 頻 度	項 目 頻 度	
(中略)	(中略)	
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m ³ /h以上で,全揚程が 863m以上で あることを確認する。また,ポンプの運転確認後,ポンプの運転確認に際 し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを 確認する。	3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 369m ³ /h以上で,全揚程が 863m以上で あることを確認する。また,ポンプの運転確認後,ポンプの運転確認に際 し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを 確認する。	
(省略)	(省略)	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

		回設休女况足多史比較衣(卫和乙牛及 朱礼电尿連免30万)		<b>来北电刀休</b> 式云江
変更前		変更後		理由
(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止(原子炉圧力が1.04MPa[gage]	以上) において	(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止(原子炉圧力が1.04MPa[gage]以	「トかつ原子炉	原子力規制における検査
原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。	enter (Caure Ca	第41米 原丁ゲの状態が連載,起動および同価停止(原丁ゲ圧)が1.0mm algage)が 起動時に実施する運転確認終了後)において、原子炉隔離時冷却系は表41- 項を運転上の制限とする。		制度の見直しに伴う変更 (原子炉起動時に実施す
<ol> <li>原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認す 号を実施する。</li> </ol>	るため,次の各	2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認する 号を実施する。	ため,次の各	る運転確認終了後,運転 上の制限を適用する旨を
<ul> <li>(1)発電管理課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動から<u>定期検査</u>終了までの期間に: 隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</li> <li>(2)発電課長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手 原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</li> </ul>	動弁と電動弁が	<ul> <li>(1)発電管理課長は、定事檢停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの其原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</li> <li>(2)発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。</li> </ul>	動弁と電動弁	追記) (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)		(中略)		
表41-2		表41-2		
項目	頻 度	項目	頻 度	
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m ³ /hで,全揚程が運転確認時の原子 炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また,ポンプの運転確認後, ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管 が満水であることを確認する。 さらに注入弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また,動作確	1ヶ月に 1回	<ol> <li>原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m³/hで,全揚程が運転確認時の原子 炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、 ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管 が満水であることを確認する。 さらに注入弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確</li> </ol>	1ヶ月に 1回	
認後,動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水である ことを確認する。		認後,動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水である ことを確認する。		
2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当*2において,原子炉隔離時冷却系ボンプの 流量が136m ³ /hで,全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であ ることを確認する。また,ポンプの運転確認後,ポンプの運転確認に際し使 用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認す る。	<u>定検</u> 停止 後の原子 炉起動中 に1回	ることを確認する。また,ポンプの運転確認後,ポンプの運転確認に際し使 用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認す る。	<u>定事検</u> 停 止後の原 子炉起動 中に1回	
さらに注入弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また,動作確 認後,動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水である ことを確認する。		さらに注入弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また,動作確 認後,動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水である ことを確認する。		
※2:主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。	JJ	※2:主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。		
(省略)		(省略)		

来迪床 17元 电川床 1 // 元	直設保女規定変更比較衣(令和2年度 東北竜原連弗30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気隔離弁は,表42-1で定	(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気隔離弁は,表42-1で定	原子力規制における検査
める事項を運転上の制限とする。	める事項を運転上の制限とする。	制度の見直しに伴う変更
2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実	2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実	(法令等の改正に伴う変
施する。	施する。	更)
(1) 電気保修課長は、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全閉	(1) 電気保修課長は、 <u>定事検</u> 停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全	
時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	
(2)機械保修課長は、 <u>定検</u> 停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値である ことを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	(2)機械保修課長は、 <u>定事検</u> 停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	
ことを確認し、その相末を光电自注味及に通知する。	ることを確認し、その相末を光电目空味及に通知する。	
(省略)	(省略)	
(格納容器および格納容器隔離弁)	(格納容器および格納容器隔離弁)	原子力規制における検査
第43条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,格納容器および格納容器隔離弁は,	第43条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,格納容器および格納容器隔離弁は,	制度の見直しに伴う変更
表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかに	表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかに	<ul><li>(法令等の改正に伴う変更)</li></ul>
エアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることがで	エアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることがで	文)
きるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。	きるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。	
2. 格納容器および格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた	2. 格納容器および格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた	
め,次の各号を実施する。 (1)機械保修課長は,定検停止時に,格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを	め、次の各号を実施する。 (1)機械保修課長は、定事検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であること	
(1) 機械床修床及は、 <u>定便</u> 停止時に、福納谷益湖之い平が及せる一とにためる値であることを 確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	で確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	
(2) 電気保修課長は、定検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉す	(2) 電気保修課長は、定事検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉	
ることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	
(3)発電課長は、定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離	(3)発電課長は、 <u>定事検</u> 停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔	
弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。	離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。	
(省略)	(省略)	
(サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁)	(サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁)	原子力規制における検査
第44条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,サプレッションチェンバからドラ	第44条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サプレッションチェンバからドラ	制度の見直しに伴う変更
イウェルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空	イウェルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空	<ul><li>(法令等の改正に伴う変 更)</li></ul>
破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。	破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。	文)
2. サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足	2. サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足	
していることを確認するため、次号を実施する。 (1)発電管理課長は、定検停止時に、サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊	していることを確認するため、次号を実施する。 (1)発電管理課長は、定事検停止時に、サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破	
(1) 光電音理味及は、 <u>定便</u> 存止時に、サランションフェンハル・ワイクエル・の真主破壊 弁が全開および全閉することを確認する。	(1) 発電管理課長は、 <u>た事便</u> 停止時に、リアレッジョンサエンハがらドアオリエルへの真空恢 壊弁が全開および全閉することを確認する。	
(省略)	(省略)	
(可燃性ガス濃度制御系)	(可燃性ガス濃度制御系)	原子力規制における検査
第47条 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定め	第47条 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定め	制度の見直しに伴う変更
る事項を運転上の制限とする。 2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号	る事項を運転上の制限とする。 2.可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号	<ul><li>(法令等の改正に伴う変 更)</li></ul>
2. 可然性が不振度前脚ボが前項でためる運転上の前脳を摘たしていることを確認するため、次々を実施する。	2. 可然性ルス震度制御米が削損でためる運転上の制限を満たしていることを確認するため、伏芳を実施する。	又)
(1) 電気保修課長は、 <u>定検</u> 停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を発電	(1) 電気保修課長は、 <u>定事検</u> 停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を発	
管理課長に通知する。	電管理課長に通知する。	
(省略)	(省略)	
5 H · HZ		

	設保女規定変更比較衣(令相2年度 東北電原連弗30方)	果北竜刀休式会任
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(原子炉建屋)</li> <li>第49条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋原子炉棟は,表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)発電管理課長は,定検停止時に,原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。</li> <li>(2)発電課長は,原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋原子炉棟を負圧に保っために原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において,少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</li> </ul>	<ul> <li>(原子炉建屋)</li> <li>第49条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋原子炉棟は,表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)発電管理課長は,定事検停止時に,原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。</li> <li>(2)発電課長は,原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋原子炉棟を負圧に保っために原子炉建屋大物機器搬入口および原子炉建屋原子炉棟の二重扉の各々において,少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	
※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	
<ul> <li>(原子炉建屋給排気隔離弁)</li> <li>第50条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋給排気隔離弁は,表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定検停止時に,原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	<ul> <li>(原子炉建屋給排気隔離弁)</li> <li>第50条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,原子炉建屋給排気隔離弁は,表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定事検停止時に,原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
<ul> <li>(非常用ガス処理系)</li> <li>第51条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は、定檢停止時に,非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)放射線管理課長は,定檢停止時に,非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(3)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動することおよび非常用ガス処理系の出入口弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</li> </ul>	<ul> <li>(非常用ガス処理系)</li> <li>第51条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定事檢停止時に,非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)放射線管理課長は,定事檢停止時に,非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(3)発電課長は,原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時³¹または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,非常用ガス処理系排風機が起動することおよび非常用ガス処理系の出入口弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	
※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	
(省略)	(省略)	

	設保女規定変更比較衣(令和2年度 東北電原連弗30方)	東北竜刀株式会社
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系)</li> <li>第52条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,原子炉補機冷却水系および原子炉 補機冷却海水系は,表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却來系が前項で定める運転上の制限を満足している ことを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,<u>定検</u>停止時に,原子炉補機冷却水ボンブ(以下,本条において「冷却水 ボンブ」という。)および原子炉補機冷却海水ボンブ(以下,本条において「海水ボンブ」 という。)が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)発電課長は,<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に,原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁 の開閉状態を確認する。また,原子炉補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。</li> <li>*1</li> <li>(3)発電課長は,<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に,原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動 弁**2の開閉状態を確認する。</li> </ul>	<ul> <li>(原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系)</li> <li>第52条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,原子炉補機冷却水系および原子炉 補機冷却海水系は,表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足している ことを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,<u>定事検</u>停止時に,原子炉補機冷却水ポンプ(以下,本条において「冷却 水ポンプ」という。)および原子炉補機冷却海水ポンプ(以下,本条において「海水ポンプ」 という。)が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)発電課長は,定事検停止後の原子炉起動前に,原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動 弁の開閉状態を確認する。また,原子炉補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認す る。*1</li> <li>(3)発電課長は,定事検停止後の原子炉起動前に,原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電 動弁**2の開閉状態を確認する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
<ul> <li>(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系)</li> <li>第53条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は,表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,<u>定検</u>停止時に,高圧炉心スプレイ補機冷却ホポンプ(以下,本条において「冷却水ポンプ」という。)および高圧炉心スプレイ補機冷却ホポンプ(以下,本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)発電課長は,<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に,高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。*1</li> <li>(3)発電課長は,<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に,高圧炉心スプレイ補機冷却冻系の主要な手動弁と電動弁**2の開閉状態を確認する。</li> </ul>	<ul> <li>(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系)</li> <li>第53条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は,表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定事檢停止時に,高圧炉心スプレイ補機冷却ホポンプ(以下,本条において「冷却水ポンプ」という。)および高圧炉心スプレイ補機冷却ホポンプ(以下,本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)発電課長は,定事檢停止後の原子炉起動前に,高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また,高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。*1</li> <li>(3)発電課長は,定事檢停止後の原子炉起動前に,高圧炉心スプレイ補機冷却冻系の主要な手動弁と電動弁*2の開閉状態を確認する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
<ul> <li>(中央制御室非常用換気空調系)</li> <li>第56条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,中央制御室非常用換気空調系は表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定検停止時に,中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)放射線管理課長は,定検停止時に,中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	<ul> <li>(中央制御室非常用換気空調系)</li> <li>第56条 原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,中央制御室非常用換気空調系は表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定事検停止時に,中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(2)放射線管理課長は,定事検停止時に,中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> <li>(3)発電課長は,原子炉の状態が運転,起動,高温停止および炉心変更時*1または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において,中央制御室非常用換気空調系ファンが起動することもよび中央制御室非常用換気空調系グンパが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

术通床177光电//床1	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	果北電刀株式会社
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(非常用ディーゼル発電機その1)</li> <li>第59条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,非常用ディーゼル発電機*1は表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定検停止時に,非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	<ul> <li>(非常用ディーゼル発電機その1)</li> <li>第59条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,非常用ディーゼル発電機*1は表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定事検停止時に,非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
<ul> <li>(直流電源その1)</li> <li>第62条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,直流電源^{*1}は表62-1で定める 事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定期検査において,直流電源(蓄電池および充電器^{*2})の機能を確認し, その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	<ul> <li>(直流電源その1)</li> <li>第62条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,直流電源^{*1}は表62-1で定める 事項を運転上の制限とする。</li> <li>2.直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。</li> <li>(1)電気保修課長は,定事検停止時において,直流電源(蓄電池および充電器^{*2})の機能を確認し,その結果を発電管理課長に通知する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
(運転上の制限の確認) 第71条 各課長は,運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項 ^{*1} で確認する。	(運転上の制限の確認) 第71条 各課長は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項 ^{**1} で確認する。なお、この <u>確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確</u> 認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬でき ない場合 <mark>等</mark> においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を 含む。)により行う。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更) 記載の適正化(保安規定 審査基準との整合)
(省略)	(省略)	
<ul> <li>(予防保全を目的とした<u>点種・保修</u>を実施する場合)</li> <li>第73条 各課長は、予防保全を目的とした<u>点種・保修</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</li> <li>2.各課長は、予防保全を目的とした<u>点種・保修</u>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて<u>点種・保修</u>を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</li> </ul>	<ul> <li>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</li> <li>第73条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業</li> <li>を実施するため、計画的に運転上の制限外に</li> <li>移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置*1を、</li> <li><u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、</u>要求される完了時間の範囲内で実施する。</li> <li>2.各課長は、予防保全を目的とした保全作業</li> <li>を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業</li> <li>を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置*1を定め、</li> <li><u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、</u>原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</li> </ul>	<ul> <li>記載の適正化(用語の統)</li> <li>一)</li> <li>原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)</li> </ul>
<ul> <li>3.第1項および第2項の実施については、第72条第1項の運転上の制限を満足しない場合とは みなさない。</li> <li>4.各課長は、第1項または第2項に基づく<u>底検・保修</u>を行う場合、関係課長と協議し実施する。</li> <li>5.第1項および第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を<u>点検・保修</u>に対す る完了時間の起点とする。</li> <li>6.各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次 実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</li> </ul>	<ul> <li>3.第1項および第2項の実施については、第72条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</li> <li>4.各課長は、第1項または第2項に基づく保全作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</li> <li>5.第1項および第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する 完了時間の起点とする。</li> <li>6.各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次 実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</li> </ul>	
(中略)	(中略)	
※2: <u>点檢・保修</u> を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行 する措置を除く。また,複数回の実施要求があるものについては,2回目以降の実施につい ては除く。	※2: <u>保全作業</u> を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行す る措置を除く。また,複数回の実施要求があるものについては,2回目以降の実施については 除く。	

 $\overline{0}$ 

	直設体女規止後史比較衣(市相24度 東北电原連弗30万)	<b> </b>
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(運転上の制限に関する記録)</li> <li>第74条 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引能日誌に変更した時刻および原子炉の 状態を記録する。</li> <li>2. 緊電課長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は、白能日誌に記録する。</li> <li>(1)運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していな いと判断した時刻</li> <li>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(通常業を含む。)</li> <li>(3)運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</li> <li>3. 発電課長は、自ら第73条第1項または第2項で定める</li> <li>2. 要求施した場合は、近日で定める</li> <li>2. 算能に記録する。</li> <li>(1)第73条第1項または第2項で定める</li> <li>2. 運転上の計具をは第2項で定める</li> <li>2. 要応告報告は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および</li> <li>2. 要求施した場合は、ご該は当該運動の内容</li> <li>(2)要求される措置または安全規でた場合は、復帰した場刻</li> <li>(3)運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した場刻</li> </ul>	<ul> <li>(運転上の制限に関する記録)</li> <li>第74条 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の 状態を記録する。</li> <li>2.発電課長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制 限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</li> <li>(1)運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していな いと判断した時刻</li> <li>(2)要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(<u>際金</u>作業を含む。)</li> <li>(3)運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</li> </ul>	記載の適正化(用語の統 一)

	故保女规止後史比較衣(卫和乙牛皮 泉北电原連弗30万)	<u> </u>
変更前	変更後	理由
第5章 燃料管理	第5章 燃料管理	
<ul> <li>(新燃料の運搬)</li> <li>第78条 技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器 に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</li> <li>2.技術課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</li> <li>(1)車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</li> <li>(2)法令に定める危険物と混載しないこと</li> <li>(3)新燃料が臨界に達しない措置を講じること^{*1}</li> <li>3.技術課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、 次の事項を遵守する。</li> <li>(1)法令に適合する容器に封入すること^{*1}</li> <li>(2)容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</li> </ul>	<ul> <li>(新燃料の運搬)</li> <li>第78条 技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器 に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</li> <li>2.技術課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</li> <li>(1)車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</li> <li>(2)法令に定める危険物と混載しないこと</li> <li>(3)新燃料が臨界に達しない措置を講じること*1</li> <li>3.技術課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3) に加え、次の事項を確認する。</li> <li>(1)法令に適合する容器に封入すること*1</li> <li>(2)容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</li> <li>(3)運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを 制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</li> <li>(4)車両を徐行させること</li> <li>(5)核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために 必要な監督を行わせること</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
<ul> <li>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する**1。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</li> <li>5. 放射線管理課長は、技術課長が管理区域内で第92条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</li> </ul>	<ul> <li>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を 超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が 法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{※1}。ただし、第92条第 1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</li> <li>5. 放射線管理課長は、技術課長が管理区域内で第92条第1項(1)に定める区域に新燃料を収 納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10分の1を超えていないことを確認する。</li> <li>6. 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合 したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</li> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2)線量当量率検査</li> <li>(3)未臨界検査</li> <li>(4) 吊上検査</li> <li>(5) 重量検査</li> <li>(6) 収納物検査</li> </ul>	
6. 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。	<ul> <li>(7)表面密度検査</li> <li><u>7.</u>技術課長は,新燃料を発電所外に運搬する場合は,所長の承認を得る。</li> <li><u>8.</u>実用炉規則第88条第4項を適用している間は,本条は適用とならない。</li> </ul>	
※1:発電所構外より発電所内に搬入される場合は,発送前確認をもって代えることができる。	※1:発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。	
(省略)	(省略)	

	回放休女况上多史比牧衣(卫和乙牛皮 果儿电尿連弗30万)	<b> </b>
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(燃料の検査)</li> <li>第80条 技術課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査 を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</li> <li>2. 放射線管理課長は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合、原子炉冷却材中のよう素1</li> </ul>	<ul> <li>(燃料の検査)</li> <li>第80条 技術課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外 観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する<u>とともに、燃料の使用の可 否を判断する。</u></li> <li>2.第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
<ul> <li>31の増加量**1を測定し、その結果を技術課長へ通知する。</li> <li>31の増加量**1を測定し、その結果を技術課長へ通知する。</li> <li>3.技術課長は、第2項の測定結果等から燃料取替の措置を講じる場合、シッピング検査を行い、 燃料の継続使用の可否を判断する。なお、漏えいまたは漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</li> <li>4.技術課長は、第1項<u>または第3項</u>の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料 貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納 する等の措置を講じる。</li> <li>5.技術課長は、第1項<u>または第3項</u>の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料交換機 を使用する。</li> </ul>	<ul> <li>3. 技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</li> <li>4. 技術課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料交換機を使用する。</li> </ul>	
※1:増加量とは負荷降下開始時から発電機解列後24時間までの期間の増加分とする。ただし、 発電機解列後24時間までに大気圧に達しない場合は大気圧到達までとする。		
<ul> <li>(燃料の取替実施計画)</li> <li>第81条 技術課長は、原子炉運転のための原子炉内の燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</li> <li>2.</li> <li>原子力部長は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。</li> <li>(1)停止余裕 <ul> <li>(2)最小限界出力比</li> <li>(3)燃料棒最大線出力密度</li> <li>(4)燃料集合体最高燃焼度</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>(燃料の取替実施計画)</li> <li>第81条 技術課長は、原子炉運転のための原子炉内の燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および<u>燃料配置を変更する</u>体制を燃料取替実施計画に定め、<u>第2項に定める評価および確認の結果を含めて</u>原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</li> <li>2. <u>原子力部長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を</u>書置し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の熱・機械設計,核設計,熱水力設計,安定性および安全評価の解析入力値または制限値に基づき設定)を 満足することを確認するため、次号を実施する。</li> <li>(1) 原子力部長は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を<u>所定の出力で</u>運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。<u>なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></li> <li>a. 反応度停止余裕</li> <li>b. 最小限界出力比</li> <li>c. 燃料棒最大線出力密度</li> <li>d. 燃料集合体最高燃焼度</li> <li>e. 燃料の出力履歴</li> <li>f. 核熱水力安定性(チャンネル水力学的安定性,炉心安定性および領域安定性)</li> <li>g. 減速材ボイド係数</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更) 記載の適正化(評価は本 項第1号で規定するため 記載変更)
	<u>h. スクラム反応度曲線</u> <u>i. 制御棒の最大反応度価値*1</u> <u>j. ほう酸水注入時の実効増倍率</u> <u>※1 : 制御棒の最大反応度価値は、制御棒グループの設定やバンク引抜等によって燃料配置や炉心</u> <u>状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性</u> <u>評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を</u> <u>行う。</u>	

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

果儿电刀怀八云↑	り株式会社
----------	-------

	(17)元电/////1///加	1設保女規定変更比較表(令相2年度 東北電原連弗3	05)	果北電刀株式会社
変更前		変更後		理由
3. 燃料を装荷した後に,第2項 <u>の</u> 期間を延長する場合には,あらかじめ原子力部長は,その延長 する期間も含め第2項に定める評価を行い,その評価結果を技術課長へ通知する。技術課長は, その評価結果が,制限値を満足していることの確認を行い,原子炉主任技術者の確認を得て,所 長に報告する。ただし,延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が,第2項 の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。		3. 燃料を装荷した後に、第2項 <u>で評価に用いた</u> 期間を延長する場合に 長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価 技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行 認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を 度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は	結果を技術課長へ通知する。 い,原子炉主任技術者の確 運転できる取替炉心の燃焼	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)		(省略)		
(燃料移動) 第83条 発電課長は,第82条の燃料移動手順に従い,燃料交換機を(	吏用して燃料移動を行う。	(燃料移動) 第83条 発電課長は,第82条の燃料移動手順に従い,燃料交換機を	使用して燃料移動を行う。	
(中略)		(中略)		
表83-1-2		表83-1-2		
項目	頻 度	項目	頻 度	
1. 引抜く制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り除かれている ことを確認する。*2	制御棒を引抜く直前	1. 引抜く制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り除かれている ことを確認する。※2	制御棒を引抜く直前	
2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管 理がなされていることを確認する。**2(ただし引抜かれた制御棒 を除く。) *1	制御棒を引抜く直前	2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管 理がなされていることを確認する。※2(ただし引抜かれた制御棒 を除く。)		記載の適正化
3. 制御棒が引抜かれているセルは,燃料すべてが取り除かれている ことを確認する。*2	毎日1回	3. 制御棒が引抜かれているセルは,燃料すべてが取り除かれている ことを確認する。*2	毎日1回	
4.1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されて いることを確認する。**2	毎日1回	4.1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されて いることを確認する。*2	毎日1回	
<ol> <li>5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されて いることを確認する。</li> </ol>	燃料を装荷する直前	5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されて いることを確認する。	燃料を装荷する直前	
	燃料を移動する都度お よび制御棒を操作する 都度	6. 未臨界であることを確認する。	燃料を移動する都度お よび制御棒を操作する 都度	
<ul><li>※1:燃料移動開始前とは,燃料取り出しの工程の前をいう。</li><li>※2:第82条第1項の(4)適用時を除く。</li></ul>		※1:燃料移動開始前とは,燃料取り出しの工程の前をいう。 ※2:第82条第1項の(4)適用時を除く。		
(省略)		(省略)		
<ul> <li>(使用済燃料の貯蔵)</li> <li>第84条 技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守</li> <li>(1)使用済燃料プールに貯蔵すること</li> <li>(2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を持</li> <li>(3)燃料交換機を使用すること</li> <li>(4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じらこと</li> </ul>	最示すること	<ul> <li>(使用済燃料の貯蔵)</li> <li>第84条 技術課長は、使用済燃料<u>(以下,照射された燃料を含む。)</u> 項を遵守する。</li> <li>(1)使用済燃料プールに貯蔵すること</li> <li>(2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を</li> <li>(3)燃料交換機を使用すること</li> <li>(4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じらと</li> <li>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した 損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること</li> </ul>	掲示すること れていることを確認するこ	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

変更前	変更後	理由
<ul> <li>(使用済燃料の運搬)</li> <li>第8.5.条 技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用すること</li> <li>2. 技術課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料 ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に取納する。</li> <li>(1) 法令に適合する容器を使用すること</li> <li>(2) 燃料交換機を使用すること</li> <li>(3) 使用済燃料が臨界に達しない増産を選じること</li> <li>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</li> <li>(5) 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運 搬する場合は、次の事項を遵守する。</li> <li>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</li> <li>(2) 法令に認めた機械を設けることをの方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを 制限するとともに、必要な箇所に思想したなとこと</li> <li>(3) 運搬路に増減を設けることの方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを 制限するとともに、必要な箇所に思想したなとこと</li> <li>(4) 車両を拾行させること</li> <li>(5) 技燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために 必要な監督を行わせること</li> <li>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める振識をつけること</li> <li>(7) 数部よび準備の適当な箇所に法令に定める表面の変現の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密 度について確認を省略できる。</li> <li>5) 太射線管理器長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密 度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</li> <li>(6) 存割</li> <li>(7) 日前洗料輸送容器を移動する場合は、所長の承認を得る。</li> <li>(6) 作課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</li> </ul>	<ul> <li>ールにおいて、燃料交換機を使用する。</li> <li>2.技術課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</li> <li>(1)法令に適合する容器を使用すること</li> <li>(2)燃料交換機を使用すること</li> <li>(3)使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</li> <li>(4)収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</li> <li>3.技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)は適用とならない。</li> <li>(1)容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</li> <li>(2)法令に定める危険物と混載しないこと</li> <li>(3)運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</li> <li>(4)車両を徐行させること</li> <li>(5)核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</li> <li>(6)容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更) 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

	設保安規正変更比較表(令和2年度 東北電原連弗30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
第6章 放射性廃棄物管理	第6章 放射性廃棄物管理	
(新規)	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第85条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は,放射性物質の放出による公衆の被ばく を,定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
<ul> <li>(頻度の定義)</li> <li>第<u>90</u>条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表<u>90</u>のとおりとする。</li> <li>表<u>90</u></li> <li>(省略)</li> </ul>	<ul> <li>(頻度の定義)</li> <li>第<u>85条の2</u>本章でいう測定頻度に関する考え方は、表<u>85の2</u>のとおりとする。</li> <li>表<u>85の2</u></li> <li>(省略)</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更)
(放射性固体廃棄物の管理) 第86条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を 施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。	(放射性固体廃棄物の管理) 第86条 各課長は,次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて,それぞれ定められた処理を 施した上で,当該の廃棄施設等に貯蔵 ^{※1} または保管する。	
(中略)	(中略)	
<ul> <li>5.各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>事項を遵守</u>する。</li> <li>(1)法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が 法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、 この限りでない。</li> <li>(2)容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</li> <li>(3)法令に定める危険物と混載しないこと</li> <li>(4)容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</li> </ul> 6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	<ul> <li>5. 各課長は<u>「管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</li> <li>(1)法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</li> <li>(2)容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</li> <li>(3)法令に定める危険物と混載しないこと</li> <li>(4)容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</li> <li>(5)運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを <u>制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u></li> <li>(6)車両を徐行させること</li> <li>(7)核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のため に必要な監督を行わせること</li> <li>6.放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を 超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超え ていないことを確認する。ただし、第92条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表 面汚染密度についての確認を省略できる。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(中略)	(中略)	

来迪尿丁刀光电灯床丁炉池	設保安規正変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	果北電刀株式会社
変更前	変更後	理由
8. 放射線管理課長は,放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は,所長の承認を得る。	<ul> <li>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 <ol> <li>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況 を確認する。</li> <li>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</li> <li>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する<u>にあたって</u>、所長の承認を得る。</li> </ol> </li> <li>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 <ol> <li>10. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確 認する。</li> <li>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</li> <li>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</li> </ol> </li> <li>11. 放射線管理課長は、第10項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める 植を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていな いことを確認する。ただし、第92条第1項(1) に定める区域から運搬する場合は、表面汚 染密度についての確認を省略できる。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
※1:貯蔵とは,保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。	※1:貯蔵とは,保管の前段階のもので,廃棄とは異なるものをいう。	
(省略)	(省略)	
(放出管理用計測器の管理) 第89条 放射線管理課長および電気保修課長は,表89に定める放出管理用計測器について,同 表に定める数量を確保する。ただし,故障等により使用不能となった場合は,修理または代替品を 補充する。 (省略)	(放出管理用計測器の管理) 第89条 放射線管理課長および電気保修課長は、表89に定める放出管理用計測器について、同 表に定める数量を確保する。 <u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u> ただし、故障等 により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (省略)	

	設保安規正変更比較表(令和2年度 東北電原連弗30号)	果北電刀株式会社
変更前	変更後	理由
第7章 放射線管理	第7章 放射線管理	
_(新規)	(放射線管理に係る基本方針) 第90条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定め られた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(頻度の定義) 第 <u>105</u> 条 本章でいう測定頻度に関する考え方は,表 <u>105</u> のとおりとする。 表 <u>105</u>	(頻度の定義) 第 <u>90条の2</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は,表 <u>90-2</u> のとおりとする。 表 <u>90-2</u>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更)
(省略)	(省略)	
(線量の評価) 第98条 放射線管理課長は,所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める 項目および頻度に基づき評価し,法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	( <u>放射線業務従事者の線量管理等</u> ) 第98条 <u>各課長は,管理区域内で作業を実施する場合,作業内容に応じて作業計画を立案すると ともに,放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u> 2. 放射線管理課長は,所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める項目 および頻度に基づき評価し,法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	
<u>_(新規)</u>	(平常時の環境放射線モニタリング) 第100条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環 境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(放射線計測器類の管理) 第101条 放射線管理課長および電気保修課長は,表101に定める放射線計測器類について, 同表に定める数量を確保する。ただし,故障等により使用不能となった場合は,修理または 代替品を補充する。	(放射線計測器類の管理) 第101条 放射線管理課長および電気保修課長は、表101に定める放射線計測器類について、 同表に定める数量を確保する。 <u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u> ただし、故障 等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	史)
<ul> <li>(管理区域外等への搬出および運搬)</li> <li>第102条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のお それのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の 1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場 合は、この限りでない。</li> <li>2.各課長は管理区域外に核燃料物質等(第78条,第<u>85</u>条および第86条に定めるものを除く。 以下,本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合 は、第86条第5項を準用する。</li> <li>3.放射線管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えてい ないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていない ことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度につ いての確認を省略できる。</li> </ul>	<ul> <li>(管理区域外等への搬出および運搬)</li> <li>第102条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のお それのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の 1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場 合は、この限りでない。</li> <li>2.各課長は管理区域外に核燃料物質等(第78条,第<u>84条の2</u>および第86条に定めるものを 除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬す る場合は、第86条第5項を準用する。</li> <li>3.放射線管理課長は、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を 超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超え ていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染 密度についての確認を省略できる。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

	型取休女况定发史比牧衣(卫阳乙牛及 朱礼电际建另30万) ————————————————————————————————————	朱 北 电 月 林 八 云 11
変更前	変更後	理由
<ul> <li>(発電所外への運搬)</li> <li>第103条 各課長は、核燃料物質等(第78条,第<u>85</u>条および第86条を除く。)を発電所外 に運搬する場合は、所長の承認を得る。</li> </ul>	<ul> <li>(発電所外への運搬)</li> <li>第103条 各課長は、核燃料物質等(第78条,第<u>84条の2</u>および第86条<u>に定めるもの</u>を除く。<u>以下,本条において同様。</u>)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</li> <li>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</li> <li>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</li> <li>(1)法令に適合する容器に封入されていること</li> <li>(2)法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</li> <li>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</li> <li>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を 講じること</li> <li>4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび 容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚 楽のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
(省略)	(省略)	

	版休女就足爱史比牧衣(卫州2牛皮 米北电床理乐30万)	<b>米北电刀休</b> 式云社
	変更後	理由
第8章 <mark>保守</mark> 管理	第8章 <u>施設</u> 管理	
( <u>保守</u> 管理計画) 第 <u>106</u> 条 保守管理を実施するにあたり,以下の保守管理計画を定める。	(施設管理計画) 第 <u>105条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発</u> <u>電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)を</u> 含む要求事項への適合を維持し,原子炉施設の安全を確保するため,以下の施設管理計画を 定める。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更)
1. 定義 <u>本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に</u> 従うものとする。		原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
<ul> <li>2.保宁管理の実施方針および保宁管理目標</li> <li>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保宁管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</li> <li>(2) さらに、第106条の2に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</li> <li>(3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</li> </ul>	<ol> <li>施設管理の実施方針および施設管理目標         <ol> <li>             1. 施設管理の実施方針および施設管理目標             <li></li></li></ol></li></ol>	
<ol> <li>保全プログラムの策定</li> <li>組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。</li> <li>また、12.の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7.3</li> <li>参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</li> </ol>	<ol> <li>         2. 保全プログラムの策定 組織は、<u>1.の施設</u>管理目標を達成するため、<u>3.</u>より<u>10.</u>からなる保全プログラムを策定する。 また、<u>11.の施設</u>管理の有効性評価の結果および<u>施設</u>管理を行う観点から特別な状態(<u>6.3</u>参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。     </li> </ol>	
<ul> <li>4.保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</li> <li>(1)重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</li> <li>(2)重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</li> <li>(3)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に規定される設備</li> <li>(4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</li> </ul>	<ol> <li>3. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</li> <li>(1)重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</li> <li>(2)重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</li> <li>(3)原子炉設置(変更)許可申請書ならびに設計および工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</li> <li>(4)炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</li> </ol>	
(5) その他自ら定める設備	(5) その他自ら定める設備	

	也設保女規止変更比較衣(〒和2年度 東北竜原連弗30万)	東北竜刀休式会社
変更前	変更後	理由
<ul> <li>5.保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および 機器の保全重要度を設定する。</li> <li>(1)系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、 <u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</li> <li>(2)機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮 することができる。</li> <li>(3)構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</li> </ul>	び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計およ び工事に用いる重要度 を設定する。 (1)系統の保全重要度は,原子炉施設の安全性を確保するため,重要度分類指針の重要度に基づき 確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2)機器の保全重要度は,当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
<ul> <li>6.保全活動管理指標の設定,監視計画の策定および監視</li> <li>(1) 組織は,保全の有効性を監視,評価するために<u>5.の保全</u>重要度を踏まえ,プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</li> <li>a.プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として,以下のものを設定する。</li> <li>① 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</li> <li>② 1000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</li> <li>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</li> <li>b.系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標</li> <li>本統レベルの保全活動管理指標</li> <li>本統レベルの保全活動管理指標</li> <li>本統レベルの保全活動管理指標</li> <li>2.1,クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</li> <li>① 予防可能故障(MPFF)回数</li> <li>② 非待機(UA)時間*1</li> <li>※1:非待機(UA)時間*1</li> <li>※1:非待機(UA)時間については,待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作 に必須の機能に対してのみ設定する。</li> <li>(2) 組織は,以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また,11.の保全の有効性評</li> </ul>	<ul> <li>類指針クラス1,クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</li> <li>① 予防可能故障(MPFF)回数</li> <li>② 非待機(UA)時間^{※1}</li> <li>(2)組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価</li> </ul>	
価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (中略)	の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (中略)	
② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第19条から第74条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。		
(中略)	(中略)	
	※1:非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に 必須の機能に対してのみ設定する。	

术通床17万电灯床1水加	故床女况定发父比较衣(节柏乙干及 朱北电床连另30万)	<b>米北电刀林</b> 八云在
変更前	変更後	理由
7.保全計画の策定 (1)組織は,4.の保全対象範囲に対し,以下の保全計画を策定する。なお,保全計画には,計画の	6. 保全計画の策定 (1) 組織は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の	原子力規制における検査
(1) 組織は、4.の床主対象範囲に対し、以下の床主計画を束定する。なお、床主計画には、計画の 始期および期間に関することを含める。	(1) 組織は、5.00 米主対象範囲に対し、以下の米主計画を束足する。なお、米主計画には、計画の 始期および期間に関することを含める。	制度の見直しに伴う変更
a. 点検計画(7.1参照)	和知みよび新闻に関することを告める。 a. 点検計画 ( <u>6.1</u> 参照)	(法令等の改正に伴う変
a. (1.1) b. 補修, 取替えおよび改造計画(7.2参照)	a. 点 (0.1 ) (0.1 ) (0.2 参照) b. 設計および工事の計画(6.2 参照)	更)
c. 特別な保全計画(7.3参照)	b. <u>版計25001年</u> の計画(0.2 参照) c. 特別な保全計画(6.3 参照)	2)
(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、 <u>5.</u> の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮	(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、 <u>4.</u> の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項	
する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。	を考慮する。また、 <u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。	
a. 運転実績,事故および故障事例などの運転経験	a. 運転実績,事故および故障事例などの運転経験	
b. 使用環境および設置環境	b. 使用環境および設置環境	
c. 劣化, 故障モード	c. 劣化, 故障モード	
d. 機器の構造等の設計的知見	d. 機器の構造等の設計的知見	
e. 科学的知見	e. 科学的知見	
(中略)	(中略)	
   7.1 点検計画の策定	6.1 点検計画の策定	
	(中略)	
(中略)	(4) 組織は、点検を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあるこ	
	とを事業者検査※2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。	
	a. 事業者検査の具体的方法	
	b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目,	
	評価方法および管理基準	
	<u>c. 事業者検査の実施時期</u>	
	※2:事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求	
	<u>事項への適合を確認する合否判定行為であり,第105条の4による使用前事業者検査お</u>	
	<u>よび第105条の5による定期事業者検査をいう(以下,本条において同じ)。</u>	
   <u>7.2</u>    補修,取替えおよび改造計画の策定	6.2 <u>設計および工事の</u> 計画の策定	
(1) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を	(1) 組織は,設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設	
定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等 ^{※2} の補修、取替えおよび改造を実施する	<u>計および工事の</u> 計画を策定する。また,安全上重要な機器等 <u>の工事</u> を実施する場合は,その計	
場合は,その計画段階において,法令に基づく必要な手続き**3の要否について確認を行い,	画段階において,法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い,その結果を記録す	
その結果を記録する。	る。	
	(2) 組織は,原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は,使用前点検の方法ならびにそれらの	
	実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。	
(2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮	(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあるこ	
しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。	とを <u>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査</u> および試験 <u>(以下「試験等」という。)</u> により	
- 怜木北上水社殿の目住的士社	確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 	
a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の	<ul> <li>a. <u>事業者</u>検査および試験<u>等</u>の具体的方法</li> <li>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試</li> </ul>	
D. 所たの機能を発揮しりる状態にあることを確認・評価するために必要な便宜および試験の 項目、評価方法および管理基準	0. 所たの機能を発揮しりる状態にあることを確認・計画するために必要な <u>事来有</u> 便登および試験等の項目,評価方法および管理基準	
c.検査および試験の実施時期	<u>いまい</u> 気日,計画力伝わよび冒圧差半 c. <u>事業者</u> 検査および試験 <u>等</u> の実施時期	
※2:安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物		
をいう。(以下、本条および第119条において同じ。)		
※3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届	※3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出	
出等),第43条の3の9(工事の計画の認可),第43条の3の10(工事の計画の届	等),第43条の3の9( <u>設計及び</u> 工事の計画の認可),第43条の3の10( <u>設計及び</u> 工	
出) <u>,</u> 第43条の3の11(使用前検査) <u>および第43条の3の13(溶接安全管理検査)</u> ,	事の計画の届出) <u>および</u> 第43条の3の11 <u>第3項</u> (使用前 <u>事業者</u> 検査 <u>の確認申請</u> )なら	
ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用	びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)	記載の適正化(本条にお
前検査)に係る手続きをいう。(以下, <mark>本条および</mark> 第119条において同じ。)	に係る手続きをいう。(以下,第119条において同じ。)	いて同一の用語が登場し
		ないため削除)

	也設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
<u>7.3</u> 特別な保全計画の策定 (中略)	<u>6.3</u> 特別な保全計画の策定 (中略)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
8.保全の実施         (1) 組織は、7.で定めた保全計画に従って <u>点検・補修等の</u> 保全を実施する。         (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。 <u>a.工事計画</u> <u>b.設計管理</u> <u>c.調達管理</u> <u>d.工事管理</u>	<ul> <li>7. 保全の実施         <ol> <li>(1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</li> <li>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第105条の2による設計管理および第105条の3による作業管理</u>を実施する。</li> </ol> </li> </ul>	
(3) 組織は, <u>点検・補修等</u> の結果について記録する。	(3) 組織は、 <u>保全</u> の結果について記録する。	
<ul> <li>9. 点検・補修等の結果の確認・評価         <ol> <li>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点 検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{*4}までに確認・評 価し、記録する。</li> </ol> </li> </ul>	全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを,所定の時期 ^{※4} までに確認・評価し, 記録する。 (2) 組織は,原子炉施設の使用を開始するために,所定の機能を発揮しうる状態にあることを検 証するため,事業者検査を実施する。	
<ul> <li>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。</li> <li>※4:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</li> </ul>	づき, <u>保全</u> が実施されていることを,所定の時期 ^{※4} までに確認・評価し,記録する。	
<ul> <li>10. 点検・補修等の不適合管理,是正処置および<u>予防</u>処置</li> <li>(1) 組織は,以下のa.およびb.<u>の</u>場合には,不適合管理を行った上で,<u>9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法,実施頻度および時期の</u>是正処置<u>ならびに予防処置</u>を講じる。</li> <li>a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物,系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</li> <li>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって,定めたプロセスに基づき, <u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</li> </ul>	<ul> <li>に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の</li> <li>a. および b. <u>に至った</u>場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</li> <li>a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</li> </ul>	
<ul> <li>(2) 組織は、(1)<u>a.およびb.の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。</u></li> <li>(中略)</li> </ul>		
	(中略)	

果逋原于刀発電所原于炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 果北電原連第30号) 果北電刀株式会行		
変更前	変更後	理由
<u>11.</u> 保全の有効性評価 (中略)	<u>10.</u> 保全の有効性評価 (中略)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する 場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更 する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する 場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更 する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	更)
(中略)	(中略)	
<ul> <li>12.保宁管理の有効性評価         <ol> <li>(1) 組織は、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果および<u>2.の保守</u>管理目標の達成度から、定期的に保守 管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善 につなげる。</li> <li>(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠<u>および</u>改善内容について記録する。</li> </ol></li></ul>	<ol> <li><u>施設</u>管理の有効性評価</li> <li>(1) 組織は、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果および<u>1.</u>の<u>施設</u>管理目標の達成度から、定期的に<u>施</u> 設管理の有効性を評価し、<u>施設</u>管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な 改善につなげる。</li> <li>(2) 組織は、<u>施設</u>管理の有効性評価の結果<u>および</u>その根拠<u>ならびに</u>改善内容について記録する。</li> </ol>	
10. 唐初 典大	<ul> <li>12. 構成管理         組織は,施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。         (1)設計要件(第3条7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち,「構築物,系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第105条の2の設計に対する要求事項をいう。)         (2)施設構成情報(第3条4.2.1 に示す文書のうち,「構築物,系統および機器がどのようなものかを示す図書および情報」をいう。)         (3)物理的構成(実際の構築物,系統および機器をいう。)         (3)物理的構成(実際の構築物,系統および機器をいう。)         (4)         (5)         (5)         (6)         (7)         (7)         (8)         (7)         (7)         (7)         (8)         (7)         (7)         (8)         (7)         (8)         (8)         (9)         (9)         (9)         (9)         (10)         (11)         (12)         (12)         (13)         (13)         (14)         (14)         (15)         (14)         (15)         (15)         (15)         (16)         (17)         (18)         (18)         (19)         (19)         (10)         (10)         (11)         (11)         (12)         (12)         (13)         (14)         (14)         (14)         (14)         (15)         (14)         (14)         (14)         (14)         (15)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (15)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)         (14)</li></ul>	
13. 情報共有 組織は, <u>保守点検</u> を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を,B WR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。	13. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BW R事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	

	東通原子刀発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	東北電刀株式会社
変更前	変更後 一	理由
(新規)	<ul> <li>(設計管理)</li> <li>第105条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結 果の変更に該当するかどうかを判断した。</li> <li>2.組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を 第3条7.3に従って実施する。</li> <li>(1)保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</li> <li>(2)「技術基準規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される 法令・規制要求事項</li> <li>(3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</li> <li>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</li> <li>3.本条における設計管理には、第105条の3に定める作業管理および第105条の4に定める 使用前事業者検査の実施を考慮する。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更) 記載の適正化 (本保安規定第3条との 整合)
	<ul> <li>(作業管理)</li> <li>第105条の3 組織は、第105条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</li> <li>2. 組織は、原子炉鑑設の点体および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため水の事項 を考慮した作業管理を行う。</li> <li>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</li> <li>(2) 供用開始後の管理し重要な初期デークの採取</li> <li>(3) 低用開始後の管理し重要な初期デークの採取</li> <li>(6) 第6章に基づく放射性廃業物管理</li> <li>(7) 第7章に基づく放射性廃業物管理</li> <li>(7) 第7章に基づく放射操管理</li> <li>(3) 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発放障等の発生も念頭に、設備等が正常な状 進から外れ、または外れる劣級が認められる場合に、違切に正常な状態に回復させることができ るよう、本項および第13条による澄視点検を定期的に行う。</li> </ul>	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)

果理原于刀兜电別原于炉池	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原連第30号)	東北電力株式会社
変更前	変更後	理由
(新規)	(使用前事業者検査の実施)	原子力規制における検査
	第105条の4 所長は,設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下,	制度の見直しに伴う変更
	本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事	(法令等の改正に伴う変
	にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認	更)
	<u>するための使用前事業者検査を統括する。</u>	
	2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実	
	施した組織以外の者を検査実施責任者として指名する。	
	3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。	
	(1) 検査の実施体制を構築する。	
	<u>(2) 検査要領書^{**1}を定め,それを実施する。</u>	
	(3)検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検	
	<u>査項目ごとの判定基準を定める。</u>	
	<u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u>	
	b.「技術基準規則」に適合するものであること。	
	(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合す	
	<u>ることを最終判断する。</u>	
	4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、	
	<u>検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u>	
	(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した	
	組織以外の者	
	(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組	
	織以外の者	
	(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者	
	5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前	
	<u>項に規定する検査担当者の立会頻度を定め,それを実施する。</u>	
	6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。	
	(1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。	
	(2) 検査に係る記録の管理を行う。	
	<u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u>	
	※1:使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象および以下に示す方	
	<u>法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u>	
	<u>a. 構造, 強度および漏えいを確認するために十分な方法</u>	
	<u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u>	
	c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであるこ	
	<u>とを確認するために十分な方法</u>	

	术也你177元电//你1%	100休女风龙发文比较衣(节柏乙牛皮)来北电床连另30万)	<b>米北电刀林</b> 赵云在
<ul> <li>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期<u>保守</u>管理方針)</li> <li>第<u>106条の2</u> 各課長および品質保証室長は、重要度分類指針におけるクラス1,2,30機能 を有する機器および構造物⁸¹(以下,本条において「機器および構造物」という。)について、 営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、こ れに基づき,以下の事項を実施する。</li> <li>(第子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 2)前号に基づく長期<u>保守</u>管理方針の策定^{*2}</li> <li>(1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2)前号に基づく長期<u>保守</u>管理方針の策定^{*2}</li> <li>(省略)</li> <li>(1) 66条の3 所長は、溶接事業者検査を実施する。</li> <li>(1) 低低調としび定期事業者検査を実施する。</li> <li>(1) 低低調として広調のな指示,管理を行う。</li> <li>(1) 低低調として広調のな指示,管理を行う。</li> <li>(1) 低低調として広調のな指示,管理を行う。</li> <li>(1) 低低調をしたしば、溶液事業者検査を実施するとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示,</li> </ul>	変更前	変更後	理由
(省略)       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       (       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()       ()	<ul> <li>第<u>106条の2</u>各課長および品質保証室長は、重要度分類指針におけるクラス1,2,3の機能 を有する機器および構造物^{※1}(以下,本条において「機器および構造物」という。)について、 営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、こ れに基づき、以下の事項を実施する。</li> <li>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</li> </ul>	<ul> <li>第<u>105</u>条の<u>6</u> 各課長および品質保証室長は、重要度分類指針におけるクラス1,2,3の機能 を有する機器および構造物^{※1}(以下,本条において「機器および構造物」という。)について、 営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、こ れに基づき、以下の事項を実施する。</li> <li>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</li> </ul>	制度の見直しに伴う変更 (条文番号の変更) 原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
第106条の3       所長は,溶接事業者検査および定期事業者検査を統括する。         2. 機械保修課長は,関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を実施するとともに         所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示,管理を行う。         3. 所長は,定期事業者検査を実施するとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示,	(省略)	(省略)	
	<ul> <li>(溶接事業者検査および定期事業者検査の実施)</li> <li>第106条の3 所長は、溶接事業者検査および定期事業者検査を統括する。</li> <li>2.機械保修課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を実施するとともに 所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。</li> <li>3.所長は、定期事業者検査に係る責任者を明確にし、責任者は、関係箇所と十分な連絡協調を図 りながら定期事業者検査を実施するとともに所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、</li> </ul>		

変更前	。 一 変更後 一 変更後	<u>果北电刀休式云红</u> 理由
		一世円
<ul> <li>第10章 保安教育</li> <li>(所員への保安教育)</li> <li>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施手順書」に基づき、次の各号を実施する。</li> <li>(1)技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1,2,3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</li> </ul>	<ul> <li>第10章 保安教育</li> <li>(所員への保安教育)</li> <li>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施手順書」に基づき、次の各号を実施する。</li> <li>(1)技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1,2,3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</li> </ul>	
(中略)	(中略)	

				変	更前						4 // /4						で更後			· ·			理由
			所員へ	の保安教	育実施方針	針(総 <mark>括表</mark> )	)			表117	-1				所員へ	の保安教	な育実施方針(総括表	Ę)			表117	7-1	
		保安教育	の内容	z			運転員	対象者と教育時間※	¥2					保安教	育の内容			運転員	対象者と教育時間	<b>#</b> ₩2	1		
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内容	実施時期	発電課長 発電副長※3	主機運転員	連載員	放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者	燃料取替の集 務に関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員	大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	· 小分類 (項目)	内容	実施時期	発電課長 発電副長※3 主機運転員		放射性廃棄料 処理設備の算 務に関わる者	燃料取替の業 務に関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員	
3	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等规制法	原子炉等規制法に関連する法令の概 要ならびに関係法令および保安規定の 遵守に関すること 原子炉のしくみ	>	◎ (1時間以上) ◎ (0.5時間以上)	◎ (1時間以上) ◎ (0.5時期以上)	◎ (1時間以上) (0.5時間以上)	◎ (1時間以上) ◎ (0.5時間以上)	◎ (1時間以上) (05時間以上)	(1時間以上) (0.5時間以上)	◎ (1時間以上) ◎ (0.5時間以上)		関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概 要ならびに関係法令および保安規定の 遵守に関すること 原子炉のしくみ	1	〇         〇           (1時間以上)         (1時間以上)           〇         〇           (0.5時間以上)         (0.5時間以上)	0	0	<ul> <li>(1時間以上)</li> <li>(0.5時間以上)</li> </ul>	0	◎ (1時間以上) ◎ (0.5時間以上)	
新時に実 する教育 ※1	原子炉施設の構造。 性能に関すること	股備概要: 主要系 統の機能	原子炉容器等主要機器の構造に関す ること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・ 性能に関すること	入所時(新規 配属時)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上) (0.5時間以上)	(0.5時間以上)	(0.5時間以上) (0.5時間以上)	(0.5時間以上) (0.5時間以上)	× (0.004)m (x.L.)	、 施する教育 ※1	実 育 原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要,主要系 統の機能	原子炉容器等主要機器の構造に関す ること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・ 性能に関すること	入所時(新規 配属時)	(0.5時間以上) (0.5時間以上	0	0	0	0	×	
	非常の場合に講ずべき 関係法令および保安規		非常の場合に講ずべき処置の概要 法、令、労働安全衛生規則および電離		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	③ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)			and the second second second	非常の場合に講ずべき処置の概要 二 法、令、労働安全衛生規則および電離 放射線障害防止規則中の関係条項		◎ ◎ (0.5時間以上) (0.5時間以上	◎ (0.5時間以上	◎ (0.5時間以上	〇 (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	
	と 原子炉施設の構造、性		放射線障害防止規則中の関係条項 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およ びその他の設備の構造に関すること	E.									こ 原子炉施設の構造、	性能に関すること	成新標準否的工規則中の関係来項 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およ びその他の設備の構造に関すること	5							
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およ びその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手	管理区域内											原子炉: 放射性廃棄物の廃棄設備およ びその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手	管理区域内							
#線業務 「者教育 ※1	放射線管理に関するこ	٤	順 外部放射線による線量当量率および空 気中の放射性物質の濃度の監視の方 法	使用済燃料 またはこれら によって汚染 された物を 取り扱う業務			対象者と	育時間は、別表1	117-2参照			放射線業表 従事者教刊 ※1	務 放射線管理に関する	22	順 外部放射線による緑量当量率および空 気中の放射性物質の濃度の監視の方 法	使用済燃料		対象者と	教育時間は, 別書	117-2参照			
	1+ 14 (1) (1) (1) (1) (1)	and the second second second second	電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響										核燃料物質および核	燃料物質によって汚ら	電離放射線が生体の細胞、細織、器官 および全身に与える影響 核燃料物質または使用済燃料またはこ れらによって汚染された物の種類およ	· 時							
- 1	核燃料物質および核燃 された物の取扱いに関 非常の場合に講ずべき		核燃料物質または使用洗燃料またはこ わらによって汚染された物の種類およ び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作 業の方法:順序 異常な事態が発生した場合における応 急措置の方法:										された物の取扱いに 非常の場合に調ずべ		核燃料物質または使用済気料表さたは、 わらによって汚染された物の種類およ び性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作 棄の方法・順序 異常な事態が発生した場合における応 急措置の方法								
	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施股保安規 定	※11回の方法 総則、品質 品質 生活・体制および評価、保 安教育、記録および報告に関すること ならびに関係法令および保安規定の違 守に関すること							O (1時間以上)	O (1時間以上)		関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規 定	総則, 品質 <u>マネジメントシステム、</u> 体制 および評価, 保安教育, 記録および報 音に関することならびに関係法令およ び保安規定の遵守に関すること						O (1時間以上)	〇 (1時間以上)	原子力規制における 制度の見直しに伴う
			臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則 に関すること 運転上の制限に関すること							〇 (1時間以上)					臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則 に関すること 運転上の制限に関すること						〇 (1時間以上)		<ul><li>(法令等の改正に伴</li><li>更)</li></ul>
		運転管理	異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること	-	\$	対象者, 教育実施	1時期.		ŝ	<u>.</u>	25			運転管理	異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること		対象者, 数育実 教育時間につい	施時期. いては					
	原子炉施設の運転に 関すること		定例試験操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)	-	* 5	松育時間について 朝表117-3参照	Cla.				×		原子炉施設の運転に 関すること		定例試験操作に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応)	-	教育時間につい 別表117-3参	鱖				×	
	999966-2204 (1977) 2	2	異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮,状況判断) シミュレータ訓練I(直員連携訓練)	-						×					異常時対応(指揮, 状況判断) シミュレータ訓練 I (直員連携訓練)						×		
D他反復 教育		運転削練	シミュレータ訓練 II (起動停止・異常時・警報発生時対応操作) シミュレータ訓練 II (起動停止・異常時・警報発生時の対応操作)	1回/10年 毎以上								その他反復 教育	ž.	運転訓練	シミュレータ訓練 II(起動停止・異常 時・警報発生時対応操作) シミュレータ訓練II(起動停止・異常 時・警報発生時の対応・判断・指揮命	1回/10年 毎以上							
		<u>保守</u> 管理	時・富戦先生時の対応・判断・指律 no 令) <u>保守</u> 管理計画に関すること 放射線測定器の取扱い	-		Ī	T		1	O (1時間以上)	-			施設管理	<ul> <li>         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)         (*)<!--</td--><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>O (1時間以上)</td><td></td><td></td></li></ul>				1	1	O (1時間以上)		
	放射線管理に関する こと	放射線管理	管理区域への出入り管理等。区域管理 に関すること 蜂臺環反等、彼ばく管理に関すること 付部放射線に係る線量当量率等の測 定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管 現に関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	〇 (1時間以上)	〇 (1時間以上)	〇 (1時間以上)	〇 (1時間以上)	×		放射線管理に関する こと	放射線管理	管理区域への出入り管理等、区域管理 に関すること 経量取皮等、被ば<管理に関すること 外部及射線に係る線量当量率等の測 定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管 環に関すること		◎ (1時間以上) (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	〇 (1時間以上)	〇 (1時間以上)	×	
	核燃料物質および 核燃料物質によって 活発された物の取扱	100.0	理に関すること 協力企業等の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理 に関すること 燃料管理における臨界管理		対象	者、教育実施時期	朝. 別麦117-3参			O (0.5時間以上)	×		核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取扱 いに関すること	放射性廃棄物管理	協力企業等の放射線防護に関すること 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理 に関すること 燃料管理における臨界管理		対象者. 教育実施時 教育時間については	期. t. 別表117-3番	) MI		0 (0.5時間以上 0	×	
-	根金代初発にあって 汚染された物の取扱 いに関すること 非常の場合に講ずべき	燃料管理 処置に関すること	燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に 関すること 緊急事態応急対策等、原子力防災対 策活動に関すること(アクシアントマネ ジメント対応を含む。)			r		@※4 (0.5時間以上)	③※4 (0.5時間以上)	(0.5時間以上)	〇米4 (0.5時間以上)			2004年世纪 き処置に関すること	燃料の検査,取替,運搬および貯蔵に 関すること 緊急事態応急対策等,原子力防災対 策活動に関すること(アクシデントマネ ジメント対応を含む。)		◎ (0.5時間以上)(0.5時間以」	◎ E) (0. 5時間以上	◎※4 E) (0. 5時間以」	◎※4 E)(0.5時間以上	(0.5時間以上 ③※4 二) (0.5時間以上	) ◎※4 ) (0. 5時間以上)	
	が、所長により別途承疑 および技能を有している とができる。 者に要求されている教育 長の代格を行う発電管理 ントマネジメント対応に		各項目の全部または一部について いては、該当する教育について			の対象者(関連す する者が教育の対 外		教育内容に濃淡し 納容に応じ教育が							各項目の全部または一部について ついては、該当する教育について なった時点から課せられる。 逐要員を対象とする。		<ul> <li>⑤:全員が教育の対象者(関連 〇:業務に関連する者が教育の ×:教育の対象外</li> <li>():合計の教育時間</li> </ul>	する業務内容に応 対象(関連する業	じ教育内容に濃 務内容に応じ教育	炎はあり) 育内容に濃淡はあり	<b>U</b> )		

				权迪尔	1 / 1 /			见尼友又比联衣(	11 J.H	2	変更	木-1L电小座A E後	700	17)		果 北 电 万 林 氏 云 位 理 由
について十分な知識および技能を有して することができる。 ※2.4 均象者に要求されている教育項目 ※3.9 電刷長の代発を行う発電管理課題		、 株子を知識の構成、在知道、例子である。 、 教育練習に開きた。 数有機管理に見たるました。 一般体法をおよび保安規定の書字に関する。 ・ に、 ・ 、 ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	放射機管理に関するにと 構築された物の取扱いに関するにとって なたれた物の取扱いに関するにとって 放射機管理に関するにと 加速時の場合に関するにと ・、1 非常時の場合に関するにと ・、1 ・、1 ・、1 ・、1 ・、1 ・、1 ・、1 ・、1	核感料物質および核感料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※された物の取扱いに関すること ※1	總括表中分類との対応		※1・各課長および品質保証室長が、所長 について十分な知識および技能を有して することができ。 ※2:各対象名に要求されている教育項目 ※3:発電副長の代券を行う発電管理課題	田内利頼管理に関すること     王次の収録で用に関すること     派目     北合和利用で用して用すること     派目     広村通常理に関すること     派目     元から空間に関すること     小売中の増加に関すること     小売から増加に関すること     小売から増加に関すること     小売から増加に関すること     小売から増加に関すること     小売から、	************************************	※1 放射線管理に関すること ※1	非常時の場合に講ずべき処置に関する と ※1 ・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること	数対象管理に関すること ※11500度扱いに対応すること ※1550度扱いに対応すること ※1	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	総括表中分類との対応		
ービンレビーナやな知識および技能を有しているものと認めた者については、独当する教育について名略 することができる。 ※2 名 対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※3 来難耐失の代表を行う発電等理論研究を含む。	①常理区域への立ち入いわよび出去の手順 (2)低雪其物着しくは使用時間またにこれらによって汚染されための温度)の能力にという見たいで汚染された。 なた物の温度)の能力には使用る性料によって汚染された設備の屋 (2)低雪其物理さたは使用る性料によって汚染された設備の (2)低雪其加速した。 (2)低雪其加速した。 (2)成雪素(1)、(2)、(2)、(2)、(2)、(2)、(2)、(2)、(2)、(2)、(2	第4子的 北部代国家物の場素設備およびその他の設備の構 治および取尽いの方法 電動化物の環境および代表 電動放射線が生体の細胞、細 載 習慣だよび全利で与える影響 法、令、労働安全事生規則および電動放射線達習防止規則中 の酸係来現	○常用医場に関すること ②特徴時期をしくは使用性性またはこわらによって汚染さ 方れための温敷、伊治によび残寒の作業の方法およど回答 ③お燃料物理または使用決燃料によって汚染された恐嫌の強 ④ためには酸の作業の万法がよび順序 ④ため転料剤になる農 当量平等にとご気化された恐嫌の ④素の酸と利用の方法 ⑤実売な事態が発生した場合における応急の増置	①抜燃料物質または使用漆燃料の種類および性状 ②拡燃料物質または使用漆燃料によって汚染された物の種類 および性状	쓕 23	所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)	※1 1・1・日本わたじら毎度保護教会が、併長により別途実起された影響に従い、各項目の全部または一部 いこのレイナやな知識をおび状態を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略 することができる。 ※2・各対象名に意味されている教育項目は、対象名となった時点から誰やされる。 ※3・発電副長の代数を行う影響管理器過失を含む。	○営業国を減くの立ち入りおよび違去の手順 ○営業等を利用したは使用運転等またにこれらによって汚染された約00万萬 (空気が燃料が加算とたは使用運燃料によって汚染された設備の温 (の)が燃料が加算とは使用運燃料によって汚染された設備の温 (の)の服気を燃料したの美麗の用きよび空気中の放射性物質 (回)(())(())(())(())(())(())(())(()()()()()	<ul> <li>マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		⑥環常な事態が発生した場合における応急の措置 原子庁、放計性爆変物の爆変設備たよびその他の設備の構 地たたけであいった。	①管理区域に関すること ③管理区域に関すること 汚 (2.55.の実施をしくは使用決絶対まとはこれらによって汚染さ 方 12.55.の運動、防蔵よよび振興の作業の方法および期下 ④の作素の方法および加速 ④外版数時间による構造当量率および空気中の設計性物質 の意度の空振の方法。 ⑤文形、用、整、脱環等の表面の汚染の状態の増超および汚 集のの読むの方法	①状態料物質または使用済態料の種類および性状 ②抜態料物質または使用済態料によって汚染された物の種類 および性状	φ φ	所員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
	(2時間以上)	<ul> <li>○</li> <li>(1.5時間以上)</li> <li>○</li> <li>○</li></ul>	(1. 5時間以上	(0.5時間以上	発電課長 発電副長※3	安教音	0	(工作編組2)	(丁台)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	(0.5時間以上)	CI SAABU FO	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	発電課長 発電副長※3	安教育実	
〇:秦務に関連 ( ):合計の	(2時間以上)	◎ (1.5時間以上) )(0.5時間以上) ○ (1時間以上)	) (1. 5時間以上)	) (0.5時間以上)	主機運転員	施方針(波	◎:全員が教育 ○:業務に関連す ( ):合計のお	(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)		(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	主機運転員	施 方 針(放	
<ul> <li>○:業務に関連する者が教育の対象</li> <li>( ):合計の教育時間</li> </ul>	(2時間以上)	<ul> <li>(1.5時間以上)</li> <li>(0.5時間以上)</li> <li>(0.5時間以上)</li> <li>(1時間以上)</li> </ul>	) (1. 5時間以上:	) (0.5時間ม上	連結員	、射線業務	全員が教育の対象者 業務に関連する者が教育の対象 ):合計の教育時間	(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上	(1 5)時間(2 F)	(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	運転員	射線 業務	
*	(2時間以上)	<ul> <li>(1.5時間以上)</li> <li>(0.5時間以上)</li> <li>(1時間以上)</li> </ul>	) (1.5時間以上)	) (0.5時間以上)	対象者と教育時間※ 放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者	<b>洋事者</b> 教育	*	(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上) (0.5時間以上)	(1 5時間U F)	)(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	対象自C数目时回30 放射性務業物処 現設備の業務に 関わる者	。 事 者 教 育	
	(2時期以上)	)(1.5時間以上) )(0.5時間以上) (1時間以上)	)(1.5時間以上)	) (0.5時間以上)	※2	2		(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上 (0.5時間以上		(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	燃料取替の業務 に関わる者		
	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	0 (1.5時間以上) )(0.5時間以上) (1時間以上)	)(1.5時間以上)	0.5時間以上)	· 運転員以外の 技術系所員			(2時間以上)	(1時間以上)	(0.5時間以上)		(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	運転員以外の 技術系所員		
	(2時間)	O (1.5時間以上) (0.5時間以上) (1時間以上)	)(1.5時間以上)	(0. 5時間 씨 노 (0. 5時間	事務系所員			(2時間以上)	(1時間以上)	6		(1.5時間以上)	(0.5時間以上)	事務系所員		
	第二字指説における作業の方法 および同情説に係る修業の取扱 い	<ul> <li>(第テギ炉協設)に係る認識の構造お</li> <li>(1)よび取扱いの方法に関する知識</li> <li>(2)電離放射線の生体に与える影響</li> <li>(3)関係法令</li> </ul>	源 予好 施設における作業の方法 こ)に勝手る知識	核燃料物質もしくは使用済燃料ま い) たはこれらに汚染された物に関す る知識	電離放射線障害防止規則の分類			展子垣風俗における作業の方法 よよび同階級に係る設備の関数 い			原子存舗認に深る設備の養績だ	第十行施設における作業の方法 )) に関する知識	接燃料物質もしくは使用済燃料ま たはこれらに汚染された物に関す る知識	電雑放射線障害防止規則の分類		
2 – L	[[] 漢	<u></u>					2 – 7 I I	¥	~~ Xô		20	2.5	2			

					変更前						/ 1/ 2	-~~			変更後	1, 1, 1,	£970	- <b>,</b> /		理由	
			Pfi	<mark>員への保</mark> 安	R教育実施方	針(運転員)	6		表117-3				मित्र	員への 保安	教育実施方	計(運転員)			表117-3		
œ.	安教育の内容	8		2		対象者※1					長安教育の内	9.98				対象者※1					
中分類	小分類 (項目)	<b>N</b> E	具体的教育内容	発電課長 発電副長※2	主機運転員	運転員 補機運転員	放射性売棄物処 理設備の業務に関 わる者	燃料取替の業務( 関わる者		具体的教育内容 細目	発電課長 発電課長※2	主機運転員	運転員 補機運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に関	燃料取替の業務に 関わる者	<b>実</b> 流頻度および時間 -					
憲法令および保安 定の遵守に関する	原子炉		総則、品質 <u>促転</u> 、体制および評価、保安教 育、記録および報告に関する規則の概要な らびに関係法会令および保安規定の遵守に関 すること	0	٥	0	0	0	<発電課長,発電副長,主機運転員,補機運 転員>	関係法令および保安 規定の遵守に関する	-	炉施設保安	総則、品質 <u>マネジボントシステム</u> 体制およ び新信、保安教育 記録および報告に関す の提問の概要ならびに関係法令および保安 規定の遵守に関すること	0	۵	0	0	٥	< 発電課長,発電副長,主機運転員,補機運 転員> 3年間で30時間以上※3	原子力規制における検 制度の見直しに伴う変	
			保安に関する各組織および各職務の具体的 役割と確認すべき記録	Ø	×	×	×	×	< 放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 > 3年間で24時間以上※3	22			保安に関する各組織および各職務の具体的 役割と確認すべき記録	0	×	×	×	×	<                                                                                        	(法令等の改正に伴う	
		運転管理I	<ul> <li>通転上の通則についての根要</li> <li>運転上の副意事項の根要</li> <li>運転上の制限の根要</li> <li>異素時の指置の概要</li> </ul>	٥	0	٥	◎ (放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)	×	3年間で3時間以上※3 <燃料取装業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3			運転	運転上の通則についての概要           運転上の留着事項の原要           運転上の制限の概要	0	٥	0	◎ (放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)	×	3年前で24時間以上※3 <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3	更)	
	8	原子炉物理(施界) 理論を含む)・用	具条件の信重の成金 「 が物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理)	0	0	0	×	×				原子炉物	異常時の指置の根表 (施界管 が物理等、原子炉理論の基礎(施界管理) が物理等、原子炉理論の基礎(施界管理)	0	0	0	×	×			
	2	巡視点検·定期 的試験 I	Construction of the second	0	0	0	◎ (放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)	×					後・定期 巡視点検の範囲と確認項目	0	0	0	◎ (放射性廃棄物処 理設備に関することのみ)	×	-		
		異常時対応 (現場機器対応	原子炉の起動停止の板栗 各設備の運転操作の根軍(現場操作)	0	0	0	× (放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ) ×	×				異常 (現場相	※利用「や気用」の構成の「加工気()()           原子印の起動停止の構要           (株)           (株)           (株)           (株)           (株)           (日)           <	0	۵	0	Eのみ)     ×     ◎     (放射性廃棄物処     理設鑛に関するこ     とのみ)     ×     ×	×		-	
	運転管理	運転管理工	運転上の通用の適用と提発 運転上の窒息専項の基準値と管照方法 運転上の制限の具体的信と制限を超えた場 会の接置 業気時の接置を実施する際のガイドライン	0	۵	×	×	×			運転管理	1 <b>38</b> 45	選転上の通知の通用と模称 運転上の回意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的強と制限を起えた場合の指置 素数の指置を実施する際のガイドライン	٥	٥	×	×	×			
F炉施設の運転 間すること		巡視点検・定期 的試験Ⅱ	近視点接時の確認項目の模拠 定期的に実施する試験の操作と基準値	0	0	×	×	×		原子炉施設の運転 に関すること		巡視点行的試験	検・定期	0	0	×	×	×			
		異常時対応 (中央制御室内 対応)	原子仰の起動停止に関する操作と監視項目 各股面の運転操作と監視項目 警視先生時の対応操作(中央制調意) 異素神操作の対応(中央制調意)	Ø	۵	×	×	×				(中央)	この1010、支援 9 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	0	۵	×	×	×			
			運転上の留意事項の模拟と制限を起える場合の措置 制限および制限を超えた場合の措置の模拟 と適用 異常時の措置を実施する際のガイドライン の模倣	Ø	×	×	×	×			運転	運転上の窒息事項の接限と制限を起える場合の措置 合の措置 報告しよび利限を起えた場合の措置の視惑 と運用 業時の措置を実施する際のガイドラインの規則。	0	×	×	×	×				
		異常時対応 (指揮,状況判 断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令含む) 警報発生時の監視項目	0	×	×	×	×				異常 (指揮)	(時対応 成式) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	0	×	×	×	×			
		シミュレータ別線 I	運転操作の連携訓練	Ø	Ø	٥	×	×	3年間で15時間以上			Stat-	ータ影練1 運転操作の連携訓練	0	0	0	×	×	3年間で15時間以上		
	運転割線	Second Second	起動停止・異常時・冒級発生時対応訓練 起動停止・異常時・冒級発生時の対応・料 断・指揮命令訓練	×	© ×	×	×	×	3年間で9時間以上 3年間で9時間以上		運転訓練	(1000)	一夕颜臻 I 起勤停止·異常時·警報発生時対応訓練	×	٥	×	×	×	3年間で9時間以上		
2			新・指揮命令訓練 <u>定期検査</u> 時の管理項目概要	0	0	0	×	×	<発電課長、発電副長, 主機運転員, 補機運		_	_	- ケ影練亚 記動停止・異常時・警察発生時の対応・判 新・指揮命令訓練	0	×	×	×	×	3年間で9時間以上 <発電課長、発電副長、主機運転員、補機運		
	保守管理		定型抽査時の管理項目の根拠	0	×	×	×	×	戦員> 3年間で30時間以上※3		施設管理	すること	²¹ 計画に開 <u>定記事業名は古</u> 吟の管環項日根要 型計画に関 <u>定記事業名は古</u> 吟の管環項日の検掘	0	© ×	© ×	×	×	転員> 3年間で30時間以上※3		
料物質および核 1物質により運動	放射性表案 物管理		気体変変物の管理に関すること	0	0	0	○ (放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の単務に関わる者 > 3年間で24時間以上※3 <燃料取替業務に関わる者>	核燃料物質および核 燃料物質により汚染	放射性麂类物管理	すること1	正         ごためままな生ますのの管理は目の彼知           日本・液体・気体廃棄物の管理に関すること	0	0	0	へ (放射性廃棄物処 理設備に関するこ とのみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に開わる者 > 3年間で24時間以上※3		
8料物質および核 4物質により汚染 た物の取扱に関 らこと		燃料の検査・取替・	運搬および貯蔵に関すること	0	٥	0	×	0	○取科軟管業務に関わられる 3年間で3時間以上※3	燃料物質により汚染 された物の取扱に関 すること	燃料管理		高界管理に関すること 余麦・取替・運搬および貯蔵に関すること	0	۵	0	×	0	_<燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3		
教育の対象外			着教内容に選及すり) となった得点の5個世紀もある。 となって得るの範囲、選ぶに進めいた。 はない着から簡単の意味がある。(あた参考 なの特徴の互知は行わない。	すで、棟数の総目を 司の中に含まれてい	たかいーする場合もあ いる。	56.)				○ 会員が豊の力、 ※都像で対象。 ※都会で対象。 ※目示する ※記念で電気にので ※記念で電気にので ※記載するにあっ、 ・本表数は、同一 -このり発明で ・会報目の内容が	 象者(間連す) たちれている。 家を行う発電にいる。 保護日であっての考えに細 細目であっての考えに 開ける。 の時間は是 に関わ	る業務内署	谷に応じて教育内容に濃泉者り) な、外表者ななった中点から類せられる。 を含む。 の解説に立いて戦略の原因、変わに二単水ある。(ある者が 見行う一美の者を解放的形式をおし、主なこの教育時代 関ではない。) たから毎日前後の時間の区別は行わない。	育で、複数の細目を 間の中に含まれてい	カバーする場合もある			<u>.</u>			

	1.設保安規定変更比較表(令和2年度 果北電原運第30号)	果北電刀株式会社
変更前	変更後	理由
(協力企業従業員への保安教育)	(協力企業従業員への保安教育)	
第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発	第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発	
電所入所時に、安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確	電所入所時に、安全上必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確	
認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その	認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その	
結果を総務課長に報告する。	結果を総務課長に報告する。	
ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部につい	ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部につい	
て十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略す	て十分な知識および技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略す	
ることができる。	ることができる。	
(中略)	(中略)	

## 東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

東北	雷ナ	1株1	会力	ネ-
/K1L	モノ、	11/1-1	-V-	1-

发更可	发更俊	埋田
(1) 漫電所入所時に安全と必要な飲食 (1) 漫電所入所時に安全と必要な飲食 大分類 人所時に実施する飲食※1 (2) 認知論業務後年的に対する飲食 にはってご知らたた物の防風い にはってご知らたた物の防風い にはってご知らたた物の防風い にはってご知らたた物の防風い にはってご知らたた物の防風い にはってご知らたた物の防風い (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	(1) 設備所入所時に安全上必要な装備           大分類           大分類           人所時に実施する数質           (2) 放射編集器従事者に分する数質           総括進中分数との対応           総括進中分数との対応           (1) 建築市の対応           (1) 建築市のに実施する数減率に対する数量           (1) 建築市のに           (1) 建築市の           (1) 単方の           (1) サラン           (1) サラン <t< td=""><td></td></t<>	
	(法用短速規範におきないないの (法用短速規範になって汚染されて 市子が通知の場合には 市方法 市子が通知の場合には 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方法 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方式 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市 市 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市方 市 市方 市方 市方	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 227 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 - 277 -		(法令等の改正に伴う変 更)
地方の111122 内内のの11122 内内の11122 内内の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日本の11122 日	ウ合い(協力)( 内 内 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
(1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1)         (1) <td>※ 読んでは、 1000000000000000000000000000000000000</td> <td></td>	※ 読んでは、 1000000000000000000000000000000000000	
助財輸業所成準者         対象者※2           0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0	対象者の2         対象者の2           協同時間における作業の方法に関する知識         0           第子行協問に応じて係る認識の優美なたび防衛いつ方法に関する知識         0           第子行協問に応じて係る認識の優美なたび防衛いつ方法に関する知識         9           第子行協問に応じてられての方法に関する知識         100 か気           第子行協問によりたう作業の方法に関する知識         100 か気	
811業	8 [ [ 茶	

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)

# 東北電力株式会社

を適正に作成 頁を遵守する。 呆安に関する話 録に関する事項	2録を適正に作成し, 保存	たっては、法令に定める記録に関する事項を 2. 各課長は、表119-2および表119-3に する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定	9-1に定める保安に 正に作成し,保存す 遵守する。 定める保安に関する話	る。なお,記録の作成にあ 記録を適正に作成し,保存	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)
を適正に作成 頃を遵守する。 呆安に関する記 録に関する事項 正に作成し、何	し,保存する。なお,記録 2録を適正に作成し,保存 頁を遵守する。	<ul> <li>第119条 各課長および品質保証室長は、表11</li> <li>の記録を保存し、2.から49.の記録を適たっては、法令に定める記録に関する事項を注</li> <li>2.各課長は、表119-2および表119-3に する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定</li> </ul>	正に作成し,保存す 遵守する。 定める保安に関する言	る。なお,記録の作成にあ 記録を適正に作成し,保存	制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変
/ 0		成にあたっては、法令に定める記録に関する事項			
-べき場合*1	保存期間		記録すべき場合※1	保存期間	
<u>査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間	1.使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	
<u> ●日1回</u>	<u>巡視または点検を実施</u> した施設または設備を 廃棄した後5年が経過 するまでの期間				
管理の実施の 都度	保守 管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間	<ol> <li>施設管理の実施状況およびその担当者の氏名         <ol> <li>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当 者の氏名</li> <li>(2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については,法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</li> <li>(3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</li> <li>(4) 不適合管理,是正処置,<u>未然防止</u>処置およびその担当者の氏名</li> </ol> </li> </ol>	<u>施設</u> 管理の実施の 都度	<u>施設</u> 管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間	
価の都度	評価を実施した原子炉 <u>施設の保守管理に関す る方針,保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施</u> <u>に関する計画</u> の改定ま での期間	3. 施設管理方針,施設管理目標および施設管理実施計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名           (1)保全の有効性評価およびその担当者の氏名           (2)施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名           (5)	評価の都度	評価を実施した原子炉 施設の <u>施設管理方針, 施</u> <u>設管理目標</u> または <u>施設</u> <u>管理実施計画</u> の改定ま での期間	
戸に1体以上 が装荷されて 湯合連続して	10年間           10年間           10年間	<u>4</u> . 熱出力 <u>5</u> . 炉心の中性子東密度	原子炉に1体以上 燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間 10年間	
	<u> 田 1 回</u>	査の都度         同一事項に関する次の 検査の時までの期間           延視または点検を実施 した施設または設備を 廃棄した後5年が経過 するまでの期間           評理の実施の 都度         (保守管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間           確の都度         第価を実施した原子炉 施設の保守管理に関す る方針,保守管理の目標 または保守管理の実施 に関する計画の改定ま での期間           第に1体以上 該装荷されて         10年間	直面の都度         同一事項に関する次の 検査の時までの期間           通日回         二次施設または点検を実施 した施設または設備を 廃棄した後5年が経過 するまでの期間           正日回         二次施設または設備を 廃棄した後5年が経過 するまでの期間           正日回         二次施設管理の実施状況およびその担当者の氏名           「保宁管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間         2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名           (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当 者の氏名         (2) 保全の結果           (2) 保全の結果(安全上重要な機器等の工事については、法令に基づく必要な手続きの要否の 確認結果を含む。)およびその担当者の氏名           (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名           (4) 不適合管理,是正処置,未然防止処置および その担当者の氏名           (5) が経過するまでの期間           正式1体以上         10年間           3. 施設管理の実施した に関する計画の改定ま での期間           正式1体以上         10年間           3. 加設管理の有効性評価およびその担当者の氏名           5. 炉心の中性子束密度	べき場合*1保存期間査の都度同一事項に関する次の 検査の時までの期間記録(実用炉規則第67条に基づく記録)記録すべき場合*1値二二小一一一一第日1回二二二佐前1使用前価ご第日1回二二二佐前ご1((上方施設または設備を 変更した後5年が経過 するまでの期間するまでの期間1(((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((((<	べき場合*1保存期間藍の都度同一事項に関する次の 検査の時までの期間藍田口回磁視主たは点檢を実施 した施設主たは設備を 度乗した後5年が経過 するまでの期間正田の実施の 都度一方子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間正日の本の都度保守管理を実施した 原子炉施設を解体 または廃棄した後5年 が経過するまでの期間正日かみ取定 な力好、保守管理の実施 での期間2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果(4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置および をの相当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認、評価およびその担当者の氏名 (3) 保全の対理の評価の結果およびその担当者の氏名 (2) 施設管理力針、施設管理力針、施設管理加 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置および その相当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価がおいての担当者の氏名 (1) 保全の有効性部 (1) 中間 (1) 中間第二の中間 (5) 炉心の中性子束密度第二の中間 (本) (1) 0年間第二の中目 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

 $\frac{81}{2}$ 

変更	前	177光电///床1//	変更	後		果北电力休氏去位 理由
						原子力規制における検査
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間	協士 力 規 前 に わ け る 検 望 制 度 の 見 直 し に 伴 う 変 勇
<u>9</u> . 冷却材入口温度	原子炉の状態が	10年間	<u>7</u> . 冷却材入口温度	原子炉の状態が	10年間	(法令等の改正に伴う変
<u>10</u> . 冷却材出口温度	運転または起動に	10年間	8. 冷却材出口温度	運転または起動に	10年間	更)
<u>11</u> . 冷却材圧力	おいて1時間ごと	10年間	<u>9</u> . 冷却材圧力	おいて1時間ごと	10年間	
<u>12</u> . 冷却材流量		10年間	<u>10</u> . 冷却材流量		10年間	
<u>13</u> . 制御棒位置	同上	1 年間	<u>11</u> .制御棒位置	同上	1 年間	
14. 再結合装置内の温度	同上	1 年間	<u>12</u> . 再結合装置内の温度	同上	1 年間	
15. 原子炉に使用している冷却材および減速材 の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	13.         原子炉に使用している冷却材および減速材           の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
<u>16</u> . 原子炉内における燃料体の配置	配置または 配置替えの都度	取出後10年間	14. 原子炉内における燃料体の配置	配置または 配置替えの都度	取出後10年間	
<u>17</u> . 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	<u>15</u> . 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	<u>16</u> . 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
19. 運転開始日時	その都度	1年間	<u>17</u> . 運転開始日時	その都度	1年間	
20. 臨界到達日時	同上	1年間	<u>18</u> . 臨界到達日時	同上	1年間	
21. 運転切替日時	同上	1年間	<u>19</u> . 運転切替日時	同上	1年間	
22. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	<u>20</u> . 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
23. 運転停止日時	同上	1年間	<u>21</u> . 運転停止日時	同上	1年間	
24. 警報装置から発せられた警報の内容 ^{※2}	同上	1年間	22. 警報装置から発せられた警報の内容 ^{※2}	同上	1年間	
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名なら びに、これらの者の交代の日時および交代時 の引継事項			23. 運転責任者の氏名および運転員の氏名なら びに、これらの者の交代の日時および交代時 の引継事項	交代の都度	1年間	
	交代の都度	1年間	24.運転上の制限に関する点検結果および運転上 の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	<u>その都度</u>	<u>1年間(ただし,運転上</u> の制限からの逸脱があ った場合については5 年間)	
26.使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または 配置替えの都度	5年間	<ol> <li>25.使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置</li> </ol>	配置または 配置替えの都度	5年間	
27.使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	<u>26</u> .使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
<ol> <li>28. 燃料体の形状または性状に関する検査の 結果</li> </ol>	挿入前および 取出後	取出後10年間	<u>27</u> . 燃料体の形状または性状に関する検査の 結果	挿入前および 取出後	取出後10年間	
29. 原子炉本体,使用済燃料の貯蔵施設,放射 性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の 側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	28. 原子炉本体,使用済燃料の貯蔵施設,放射 性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の 側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備 および排水口または排水監視設備における放 射性物質の1日間および3月間についての平 均濃度	<ol> <li>1日間の平均濃度</li> <li>にあっては毎日</li> <li>1回,3月間の平均</li> <li>濃度にあっては</li> <li>3月ごとに1回</li> </ol>	10年間	29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備 および排水口または排水監視設備における放 射性物質の1日間および3月間についての平 均濃度	1日間の平均濃度 にあっては毎日 1回,3月間の平均 濃度にあっては 3月ごとに1回	10年間	
31.管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量,空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	30. 管理区域における外部放射線に係る1週間 の線量当量,空気中の放射性物質の1週間に ついての平均濃度および放射性物質によって 汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

82

変更	前		変更	後		理由
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*1	保存期間	原子力規制における検査
<ul> <li>32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする 1年間の線量,女子^{※3}の放射線業務従事者の</li> </ul>	1年間の線量に あっては毎年度		3 <u>1</u> . 放射線業務従事者の4月1日を始期とする 1年間の線量,女子 ^{**3} の放射線業務従事者の	1年間の線量に あっては毎年度		<ul> <li>制度の見直しに伴う変更 (法令等の改正に伴う変 更)</li> </ul>
4月1日,7月1日,10月1日および1月 1日を始期とする各3月間の線量ならびに本 人の申出等により妊娠の事実を知ることにな った女子の放射線業務従事者にあっては出産 までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1回,3月間の線量 にあっては3月ごと に1回,1月間の 線量にあっては 1月ごとに1回	<b>※</b> 4	4月1日,7月1日,10月1日および1月 1日を始期とする各3月間の線量ならびに本 人の申出等により妊娠の事実を知ることにな った女子の放射線業務従事者にあっては出産 までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1回,3月間の線量 にあっては3月ごと に1回,1月間の 線量にあっては 1月ごとに1回	<b>※</b> 4	
33.4月1日を始期とする1年間の線量が20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める 5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	<b>※</b> 4	32.4月1日を始期とする1年間の線量が20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の 当該1年間を含む原子力規制委員会が定める 5年間の線量	原子力規制委員会 が定める5年間に おいて毎年度1回	<b>※</b> 4	-
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	<b>※</b> 4	33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期 間の始期および終期ならびに放射線業務従 事者の当該期間の線量	その都度	<b>※</b> 4	
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属 する年度における当該日以前の放射線被ばく の経歴および原子力規制委員会が定める5年 間における当該年度の前年度までの放射線被 ばくの経歴	そのものが当該 業務に就く時	<b>※</b> 4	34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属 する年度における当該日以前の放射線被ばく の経歴および原子力規制委員会が定める5年 間における当該年度の前年度までの放射線被 ばくの経歴	そのものが当該 業務に就く時	<b>※</b> 4	
36.発電所の外において運搬した核燃料物質等 の種類別の数量、その運搬に使用した容器の 種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	35.発電所の外において運搬した核燃料物質等 の種類別の数量,その運搬に使用した容器の 種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	
37.廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量,当該放射性廃棄物を容器に封入し、また は容器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	<b>※</b> 5	36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数 量,当該放射性廃棄物を容器に封入し,また は容器と一体的に固型化した場合には当該容 器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	₩5	
38. 放射性廃棄物を容器に封入し,または容器 に固型化した場合には,その方法	封入または 固型化の都度	₩5	37. 放射性廃棄物を容器に封入し,または容器 に固型化した場合には,その方法	封入または 固型化の都度	₩5	
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止 および除去の都度	1年間	38. 放射性物質による汚染の広がりの防止およ び除去を行った場合には、その状況および担 当者の氏名	広がりの防止 および除去の都度	1年間	
40.事故の発生および復旧の日時	その都度	<b>※</b> 5	39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	<b>※</b> 5	
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	<b>※</b> 5	40.事故の状況および事故に際して採った処置	同上	<b>※</b> 5	
42. 事故の原因	同上	<b>※</b> 5	<u>41</u> . 事故の原因	同上	₩5	
43. 事故後の処置	同上	₩5	<u>42</u> .事故後の処置	同上	₩5	
44. 風向および風速	連続して	10年間	<u>43</u> .風向および風速	連続して	10年間	
45. 降雨量	同上	10年間	<u>44</u> . 降雨量	同上	10年間	
46. 大気温度	同上	10年間	<u>45</u> . 大気温度	同上	10年間	
47.保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	<u>46</u> .保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
48.保安教育の実施日時,項目および受けた者 の氏名	実施の都度	3年間	<u>47</u> . 保安教育の実施日時,項目および受けた者 の氏名	実施の都度	3年間	1
49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況 の評価の結果	評価の都度	<b>※</b> 5	48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況 の評価の結果	評価の都度	<b>※</b> 5	

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

 $\overset{\mathrm{SS}}{\simeq}$ 

	変更後	理由
		原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
^{※1} 保仔期間		前度の見直しに伴り変更 (法令等の改正に伴う変)
<b>※</b> 5	49.         原子炉施設に対して実施した保安活動への 最新の技術的知見の反映状況の評価の結果         評価の都度         ※5	更)
この附属施設の技術基準に関す いう。 し出た者を除く。 たその記録を保存している期間 り指定する機関に引き渡すまて	<ul> <li>により記録不能な期間を除く。</li> <li>※2:警報装置から発せられた警報とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</li> <li>※3:妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</li> <li>※4:その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</li> <li>※5:廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</li> </ul>	
保存期間		
<ul> <li>当該<u>溶接</u>事業者検査 に係る原子炉<u>容器等</u> の存続する期間</li> <li>容</li> <li>当該溶接事業者検査 を行った後鼻初の注</li> </ul>	1.使用前事業者検査の結果         (1)検査年月日         (2)検査の対象         (3)検査の方法         (4)検査の結果         (5)検査を行った者の氏名         (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容         (7)検査の実施に係る組織         (8)検査の実施に係る工程管理         (9)検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の         管理に関する事項         (10)検査記録の管理に関する事項         (11)検査に係る教育訓練に関する事項	
保存期間		
その <u>特定発電用</u> 原子 炉施設が廃棄された 後5年が経過するま での期間	記録(美用炉規則第57条に基づく記録)     (本存朔间)       1. 定期事業者検査の結果     1)検査年月日       (1)検査年月日     (2)検査の対象       (3)検査の方法     (4)検査の結果       (5)検査を行った者の氏名     その原子炉施設が廃       (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容     その原子炉施設が廃       (7)検査の実施に係る組織     その原子炉施設が廃       (8)検査の実施に係る工程管理     通するまでの期間       (9)検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の     管理に関する事項       (10)検査記録の管理に関する事項     (11)検査に係る教育訓練に関する事項	
r	点検・故障または消耗品の交換       その附属施設の技術基準に関すをいう。       申し出た者を除く。       はその記録を保存している期間の指定する機関に引き渡すまで       る基準に適合していることにつ       保存期間       当該溶接事業者検査に係る原子炉 <u>容器等の存続する期間</u> 空宿       管理に       当該溶接事業者検査 を行った後最初の法 第43条の3の13 第6項の通知を受け るまでの期間       保存期間       保存期間       字容       第43条の3の13       第6項の通知を受けるまでの期間       ○       日       第6項の通知を受けるまでの期間       ○       第6項の通知を受けるまでの期間       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○	第 5         第 5           第 6         第 7           第 7         第 7                前:         1:         2:                前:         1:         2:         第 7                1:         2:         第 7         2:                1:         1:         1:         2:         1:                1:         2:         第 7         2:         1:         2:         1:         2:         1:         1:         2:         2:         1:         2:         2:         1:         1:         3:         2:         3:         2:         3:         2:         3:         2:         3:         2:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:         3:

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお,補正箇所表示は,補正事項に含まない。

 84 

### ■通佰子力發露所佰子恒施設保安相定変更比較表(会和9年度 車北雲佰運第30号)

	東通原子	力発電所原子炉	設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)	東北電力株式会社
変更前			変更後	理由
表119-4 ^{**6}			表119-4 ^{※6}	医マナ 相称してい して やさ
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合 保存期間	原子力規制における検査 制度の見直しに伴う変更
1. 文書化した,品質方針および品質目標	<u>変更の都度</u>	<u>変更後5年が経過</u> <u>するまでの期間</u>	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書	<ul> <li>(品管規則の制定に伴う 変更)</li> </ul>
<u>2.</u> 第3条 4.2.1 <u>(2)に示す</u> 文書	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	第3条品質マネジメントシステム計画の (4)に定める 文書 (記録を除く。)4.2.1(1)から 変更の都度変更後5年が経過 するまでの期間	
3. 第3条 表3-1に示す二次文書	<u>変更の都度</u>	<u>変更後5年が経過</u> <u>するまでの期間</u>		
4. 品質保証計画が要求する次の記録			2. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録	
<ul> <li>(1) マネジメントレビューの結果の記録</li> <li>(2) 教育<u></u>訓練<u>,技能および経験について該当する</u>記録</li> <li>(3) 業務<u>の</u>プロセスおよび<u>その</u>結果が<u>,</u>要求事項<u>を満たしている</u>ことを実証するために必要な記録</li> </ul>			<ul> <li>(1)マネジメントレビューの結果の記録</li> <li>(2)要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録</li> <li>(3)個別業務<u>に必要な</u>プロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(本項の他で定めるもの を除く。)</li> </ul>	
<ul> <li>(4)業務<u>に対する</u>要求事項の<u>レビュ</u>の結果の記録<u></u>および<u>そのレビューを受けてとられた処置の</u>記録</li> <li>(5)<u>原子力施設の要求事項に関連する</u>設計・開発<u>のインブットの</u>記録</li> <li>(6)設計・開発<u>の</u>レビューの結果の記録<u>および必要な処置があればその</u>記録</li> <li>(7)設計・開発の検証の結果の記録<u>および必要な処置があればその</u>記録</li> <li>(8)設計・開発<u>の</u>妥当性確認の結果の記録<u>および必要な処置があればその</u>記録</li> </ul>			<ul> <li>(4) <u>個別</u>業務等要求事項の審査の結果の記録および当該 審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</li> <li>(5) 設計開発<u>に用いる情報に係る</u>記録</li> <li>(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発 レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</li> <li>(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果 に基づき講じた措置に係る記録</li> <li>(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開 発妥当性確認の結果の記録および当該設計開</li> <li>(9) 設計開発の変更に係る記録</li> </ul>	
<ul> <li>(9) 設計・開発の変更の記録</li> <li>(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録, および<u>必要な処置があれば</u>その記録</li> <li>(11) 供給者の評価の結果の記録,」および評価に<u>よって 必要とされた処置があればその</u>記録</li> <li>(12) プロセスの妥当性確認<u>で組織が記録が必要とされ た活動</u>の記録</li> <li>(13) 業務に関するトレーサビリティの記録</li> </ul>	-	5年	(10) 設計開発の変更の審査,検証および妥当性確認の 結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に 係る記録       作成の都度       5年         (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果 に基づき講じた措置に係る記録       作成の都度       5年         (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果 の記録       13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティ の記録       6日         (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録       5日	
<ul> <li>(14)組織外の所有物に関して,組織が必要と判断した場合の記録</li> <li>(15)校正または検証<u>に用いた基準</u>の記録</li> <li>(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の,過去の測定結果の妥当性評価<u>の</u>記録</li> <li>(17)校正および検証の結果の記録</li> <li>(18)内部監査<u>の</u>結果の記録</li> <li>(19)検査<u>および試験の合否判定基準への適合の</u>記録</li> </ul>			(15)       当該計量の標準が存在しない場合における,校正 また検証 <u>の根拠</u> の記録         (16)       監視測定 <u>のための設備に係る</u> 要求事項 <u>への不適合</u> が判明した場合における,従前の監視測定 <u>の</u> 結果 <u>の</u> 妥当性 <u>を</u> 評価 <u>した</u> 記録         (17)       監視測定のための設備の校正および検証の結果の 記録         (18)       内部監査結果の記録         (19)       使用前事業者 検査 等または自主検査等の結果に係 <u>る</u> 記録	記載の適正化

(注)補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

 $\frac{8}{5}$ 

	東通原子力	発電所原子炉	施設保安規定変更比較表(令和2年度 東北電原運第30号)	東北電力株式会社
変更前			変更後	理由
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録) 記録すべき場合 保存期間	原子力規制における検査
(20)       リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した         人の記録         (21)       不適合の性質および不適合に対してとられた特別         採用を含む処置の記録         (22)       是正処置の結果の記録         (23)       予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年	(20)       プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要 員を特定することができる記録         (21)       不適合の内容の記録および当該不適合に対して講 じた措置(特別採用含む。)に係る記録         (22)       講じたすべての是正処置およびその結果の記録         (23)       講じたすべての未然防止処置およびその         録       6	制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う 変更)
※6:表119-1,表119-2および表119-3を	:適用する場合は, :	本表を適用しない。	※6:表119-1,表119-2および表119-3を適用する場合は、本表を適用しない。	

	1. 1. 取保女規止変更比較衣(〒和2年度)東北竜原連弗30万)	泉北竜刀休式会社
変更前	変更後	理由
附 則 (平成26年1月28日 原管B発第1401282号)	附 則(平成26年1月28日 原管B発第1401282号)	
<ul> <li>(施行期日)</li> <li>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第8 6条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固型化に伴う運転操作について、機械保 修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。</li> <li>2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大 容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</li> </ul>	<ul> <li>(施行期日)</li> <li>第2条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第8 6条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固型化に伴う運転操作について、機械保 修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。</li> <li>2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大 容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</li> </ul>	
(中略)	(中略)	
附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802068号)	附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802068号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組 織への変更を行う日から施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組 織への変更を行う日から施行する。	
附 則(平成31年2月15日 原規規発第1902154号)	附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902154号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
附 則 (令和元年6月3日 原規規発第19060311号)	附 則 (令和元年6月3日 原規規発第19060311号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組 織への変更を行う日から施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組 織への変更を行う日から施行する。	
附則(令和2年2月21日 原規規発第20022113号)	附 則 (令和2年2月21日 原規規発第20022113号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
	附     則(令和     年     月     日     原規規発第     号)       (施行期日)     (施行期日)     (第1条     本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	変更に伴う附則の追加

87